

第百一回国会 通信委員会 内閣委員会 地方行政委員会 連合審査会議録 第一号

昭和五十九年七月十七日(火曜日)

午後二時開議

出席委員

通信委員会

委員長 志賀 節君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

地方行政委員会

委員長 大石 千八君

理事 白井日出男君

理事 谷 洋一君

理事 小川 省吾君

理事 小川 省吾君

理事 小川 省吾君

理事 小澤 潔君

理事 西田 司君

理事 岡田 正勝君

理事 岡田 正勝君

理事 岡田 正勝君

理事 岡田 正勝君

理事 岡田 正勝君

出席國務大臣

通商産業大臣 小此木彦三郎君

郵政大臣 奥田 敬和君

郵政大臣 奥田 敬和君

郵政大臣 奥田 敬和君

郵政大臣 奥田 敬和君

郵政大臣 奥田 敬和君

理事 青木 正久君

理事 武部 文君

理事 宮地 正介君

理事 伊吹 文明君

理事 木部 佳昭君

理事 中村 正男君

理事 浅井 美幸君

出席政府委員

公正取引委員長 厚谷 襄児君

事務局長 齋藤 成雄君

局長 木下 博生君

局長 石井 賢吾君

局長 関谷 勝嗣君

局長 二木 實君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 日高 壮平君

大蔵省主計局主計官 小川 是君

大蔵省主計局主計官 真藤 恒君

大蔵省主計局主計官 寺島 角夫君

大蔵省主計局主計官 岩下 健君

大蔵省主計局主計官 草加 英資君

日本電信電話株式会社 寺島 角夫君

日本電信電話株式会社 岩下 健君

日本電信電話株式会社 草加 英資君

日本電信電話株式会社 岩崎 昇三君

日本電信電話株式会社 秋山陽一郎君

日本電信電話株式会社 石川 健一君

日本電信電話株式会社 島村 幸雄君

日本電信電話株式会社 寺島 角夫君

日本電信電話株式会社 岩下 健君

日本電信電話株式会社 草加 英資君

日本電信電話株式会社 岩崎 昇三君

日本電信電話株式会社 秋山陽一郎君

日本電信電話株式会社 石川 健一君

日本電信電話株式会社 島村 幸雄君

日本電信電話株式会社 寺島 角夫君

日本電信電話株式会社 岩下 健君

日本電信電話株式会社 草加 英資君

日本電信電話株式会社 岩崎 昇三君

日本電信電話株式会社 秋山陽一郎君

日本電信電話株式会社 石川 健一君

日本電信電話株式会社 島村 幸雄君

日本電信電話株式会社 寺島 角夫君

日本電信電話株式会社 岩下 健君

日本電信電話株式会社 草加 英資君

日本電信電話株式会社 岩崎 昇三君

日本電信電話株式会社 秋山陽一郎君

日本電信電話株式会社 石川 健一君

日本電信電話株式会社 島村 幸雄君

日本電信電話株式会社 寺島 角夫君

日本電信電話株式会社 岩下 健君

日本電信電話株式会社 草加 英資君

日本電信電話株式会社 岩崎 昇三君

日本電信電話株式会社 秋山陽一郎君

日本電信電話株式会社 石川 健一君

日本電信電話株式会社 島村 幸雄君

ます。小川仁一君。

○小川(仁)委員 大臣お見えになりましたので、早速質問を始めたと思います。

第二臨調の答申、怪しげな答申でございまして、それによって新電法の法案が提出されているところでありまして、非常に多くの問題があるように感じられます。国民は、法案のやり方によって例えば電話料が上がるんじゃないかと、あるいはこれから第二電電の参加等によって非常な不便が出てくるのではないかと、こういったような不安感を持っております。また、電電公社で働いている労働者にとっても、労働基本権の適用が認められないという状況の中で、生活や将来の雇用問題についての不満、不安が非常にあるわけでございます。こういった国民の不安、あるいはそこで働いている者の不満、こういったようなものに対して大臣は、基本的にどのようにお考えか、その点から伺ってまいりたいと思います。

○奥田国務大臣 民営化をすることによって電話料が上がるという形は、国民の間でそういう不安があると思われ、むしろそれは反対でございまして。今度の民営化法案はそもそも、今までの一元体制の中でずっと電話、どこからでもかけられる電話という大きな目標を、全国あまねくネットワークを張ることによって達成をいたしました。しかし、今日の電気通信は、電話中心からいろいろなメディアの利用という新しい高度情報社会への入り口に差ししかかっておる、こういった時期でございまして、従来の一元体制をむしろ打ち破ることに、新しい競争原理を導入する中で多数のサービスというものを国民に享受していただく、しかも、競争原理の中で料金は国民へのサービスとして還元されてむしろ安くなるという方向の中で、今回の法案を御審議願っているとございまして。したがって、今後は新しい競争原理で、企業経営の中にも非常に活力が生まれることとありまして、必ずや料金の値下げという方向になって国民の皆さんには還元されるということを確信いたしております。

また、今日の公社経営から民営化されることによって、労働基本権は労働三法の適用になることとございまして。ただ、暫定的な経過措置として、ストに対する労働大臣の調整機能を持たせてあるという形でございまして、賃金の労使間の自主的決定はもとよりのこと、労働三法の適用によってむしろ組合の皆さんの雇用というものは、お互いの経営者の当事者能力、高効率、そしてまた高賃金を目指される経営効率の活力の中で、必ずや労使双方にプラスになるものと私は思っております。

○小川(仁)委員 値下げになる、こういうお話が出る話の裏から、例えばきのうの七月十六日付の夕刊ですが、大蔵省によって電話利用税が導入されるという計画が具体的に言われております。記事によれば大蔵省は「電話料に課税する電話利用税を導入する方針を固め、具体案の検討に着手した。」一方では「一方ではこういふ大臣の答弁とは違った大蔵省サイドの意向が出てくるわけではございませぬ。

これは電話料に課税されるものですから、仮に税金負担は第二電電がやるにしても、いや応なしに実質的には電話料金はね返ってくるということが予想されるわけではございませぬ。新しい会社発足という時点から、このような形で電話利用税などというものが一方で上げられますということ、さっきの御答弁と関連してどうも納得できないわけではございませぬ。この点について大臣、明確な御答弁をお願いしたい。

○奥田国務大臣 全く先生の御指摘のとおりだと思います。私も新聞報道でそういったニュースは承知いたしました。しかし、これはまだ一切御相談も受けておられない、郵政大臣としては関知してないところではございませぬ。ただいま先生が御指摘ございましたように、今度の法案でむしろサービス、料金の値下げという形の還元によって、国民に喜んでいただくかなければいかぬ、そういったやさきに、電話利用税というような、どういふ内容か知りませぬけれども、一律料金課税という

ような形になってまいりますと、これは全くの大衆課税でございまして、むしろ公共料金の値上げを誘発するような形というものは、今回の法案の趣旨、目指している方向にむしろ水を差すようなことになると思っております。したがって、こういう電話利用税なる形については、全く承服しがたいところではございませぬ。

○小川(仁)委員 その大臣として承服しがたいという気持ちにはわかります。こういう大臣のような納得できないというお話がありますけれども、しかし同時に、現在の中曽根内閣の中において、大蔵省の方においては一方においてこういう話が出てくる。しかも新聞記事によれば、公社の電話収入を四兆円と見て、五割で二兆億あるは一〇％で四千億という数字まで書いてある。

御承知と思っておりますけれども、五十七年から所得税減税の財源として論議された経過もあるわけではございませぬ。そういう経過があり、しかも現在の財政状況からいいますと、簡単に見過ごすわけにはいかない。これは大臣、知らないで通すわけにはいかない話なんです。あそこまで記事が上がるということになれば、全然お耳に達しなかつたということもないと思われ、私たちが思うのですよ。

本当にお知りにならなかつたのかということと、それから、先ほどのようなお話だけではなくて、閣内においてもこの問題についてはどのような態度をとるか。新電電が発足する以前からも電話料の値上がりは必至だみたいな出発になりますと、これはこの審議自体無意味なことになつてしまふので、いわゆる内閣内部におけるこういう問題の話し合いの経過あるいは討議等、そしてまた本大臣に大臣、これに対してどう対処するかという決意のほどをもう一度改めて伺いたしたいと思います。

○奥田国務大臣 全く関知していないことは、先ほど申し上げて申し上げたとおりでございませぬ。閣内においても、そのような論議はもちろんです。起ったケースもございませぬし、また、仮にそ

ういった議論が行われるということになれば、担当大臣としては、今日の法案の目指すところ、そういった形と全く相反する方向でありますので、私としてはこういった大衆課税、料金引き上げにつながる電話利用税なるもの内容を詳細に検討いたしまして、もしそういう方向で動くものであるとすれば、反対してまいりたいことははっきりと明言をいたしておきます。

○小川(仁)委員 今のお話を聞いて、きのうの新聞記事等に対する不安というものが幾らかは薄らぎましたけれども、何せ今までのやり方を見てみますと、やらない、やらないと言って結構増税をしておられる内閣でありますだけに、そう簡単にいきませんで、この問題、改めて大臣、大蔵省に対してあの新聞記事の真偽を問いたしまして、そしてこの審査中に御報告するというような形をおとりいただけないでしょうか、どうでしょうか。

○奥田国務大臣 あのような事実がもし内部で正式に検討されておるものとすれば、当然大蔵大臣としては、担当大臣である私にも御相談があると思っております。そういう形が一切ないわけではございませぬ。あの記事は私どもとしては関知しないこととでありまして、政府としても正式な形で狙い上っている問題ではないということではございませぬから、そういう形の相談は申し上げる必要はないと思っております。

○小川(仁)委員 申し上げる必要がないと言えはそれまでで、大臣を信用すればいいわけではございませぬ。しかし、一つの内閣の中でございませぬだけに、そう言い切つてみても、あれだけの記事が上がりまして、これは、根本的なことではないと思ひますので、これはぜひいたしたい連合審査会における大臣の発言を、これは単に通信委員会ではなくて、他の委員会の全員がはっきりと承知をした、こういう形で受けとめておきたいと思ひます。

では、次の問題に移らせていただきます。新電電について、商法に基づく会社になるわけですから、当然事業計画その他の試算があると思ひますので、それをまず最初にお聞きしておきたいと

思います。

○岩下説明員 お答えいたします。

現在の段階では、例えば資本金の規模ですとか、あるいは開始貸借対照表の作成といったような、いわば設立委員会によって決められるべき財務上の諸要件がまだ見えていないということもございまして、現在、計数的な形で新電電移行後の収支について明確に申し上げる材料はございません。

ただししかしながら、現在の公社制度におきましてできなかったような例えば新しい事業、あるいは端末機の売り切りの問題、あるいはまた資金調達ないしは管理の効率化、こういったことが新しい会社におきまして可能になります。基本的にこうした経営の効率化、これは当然責任経営に基づくものでございまして、こういった土台の上に立ちまわして、かつは、市場全体の活性化あるいはまた効率化という中で、私どもの収入の増加ないしは費用の低減ということが私どもとしては十分可能だと思っております、またやるべきだと思っております。

したがってまして新電電発足後、当初は、正直申し上げまして立ち上がりはなかなか楽ではないと思っております、必要最小限の配当も含めた収益の計上ということは可能だろうというふうな考えでおるわけでございます。

○小川(仁)委員 ただいまの御答弁を聞いていますと、ちょっと常識的に理解できないのです。というのは、新しい会社をつくらうとするときには、どんな会社でも準備段階において、こういう計画で、こういう事業計画があつて、その事業計画の中で当然一つの収入とそれから予想されるべき支出と、そして新しい事業が入るとすれば新しい事業の収入、こういうものをつくって、十年ぐらいたの試算をして会社の将来というものを考えるのが常識でしょう。こういうことで向こうどうなるかわからぬみたいなお話を聞いていますと、何だこの会社、一、二年で吹っ飛ぶのじゃないかというふうな感じさえ出てくるわけでございますから、

ぜひこの点についても一度改めて伺いします。

試算表をつくり得ないとなれば、個々にお聞きしますが、固定資産税の対象になる土地はお持ちでございませう、これはお調べになつておるはずでございまして、したがって、それに対応する固定資産税は幾らか、あるいは新しい機能という問題が今出てまいりましたが、新しい事業をおやりになる場合の新しい事業の内容とその収入見込みは幾らか、こういったようなことをまず最初に具体的に御答弁願いたいと思つております。

○岩下説明員 現在、電電の固定資産、これは総資産が十兆二千億でございまして、このうち九兆数千億が固定資産でございまして、ただし、このまた大宗を占めますのが電信電話機械ないしは線路設備でございまして、土地はそのうち取得価格で約四千五百億円でございまして、

固定資産税の問題でございまして、現在特別法によりまして一般の固定資産税は非課税になつておりますから、いわゆる市町村納付金という形で、課税標準が通常の固定資産税の二分の一というところで支払つております。これが五十八年度で申しますと、五百八十億に相当しておるわけでございまして、これが新法、新会社のもとでは、

一般の固定資産税の支払いになるわけでございまして、ただし、公社時代のサービスの提供あるいは設備の特性からいまして、会社移行後五年間につきましては引き続き、基幹設備につきまして課税標準は二分の一として課税をするということが、現在御審議いただいております地方税法の改正案に盛り込まれておるわけでございまして、

これによりまして、これはごくマクロの計算でございまして、現在五百八十億のいわば実質固定資産税が、恐らく九百億ないしは一千億程度にならうかというマクロ試算がございまして、したがって、固定資産税の増加は、約三百数十億ないし四百億程度というふうに見込んでおるわけでございまして、こういった点もあわせて考えまして、新しい会社になりましてからの法人税その

他の税負担は、マクロ試算で見ますと現在、約二千億と試算をしております。このほかに、道路の占用料を新しく支払うとか、あるいは社会保険料の支払い等もございまして、これらを合わせますと、約四百数十億から五百億程度にならうかと思つております。

したがって、会社に移行しましてからは、こうした新しい経費の増あるいは税負担があるわけでございまして、片方で考えまして、具体的な会社としての事業計画に基づく収支の試算につきましては、先ほど申し上げましたように、算定の前提になる条件がまだはつきりしないものが大部分でございますので、明確な数字としては申し上げられませんが、例えば現在私ども国庫納付金というものを先般御存じのように支払つております。これが例えば、五十八年度の場合には二千四百億、五十九年度は二千億でございまして、このうち国庫納付金というものは当然、会社になりましてからは適用があるはずでございませぬ。

そういう状況の中で、五十八年度あるいは五十七年度は三千億円の収支差額を計上することができました。新会社になりましてからも、現在の四千三百億加入のお客様に対するサービス提供、またはそれに伴う収入というものは当然確保できるわけでございまして、そういった状況から考えまして、具体的な計数上の試算は現在お示しするだけのものはございませぬけれども、会社発足早々に当たりまして、若干苦しいとは思いますが、けれども、しかしながら収支の採算は私どもとしては十分と心得る、またとらなければいかぬ、かように考えておるわけでございまして、

なお、資金繰りにつきましても、今申し上げたような国庫納付金の資金調達も過去四年間しながら、設備投資の資金手当ても十分できておりますので、この辺は会社移行後も、設備投資は現在程度のレベルを実施するに足るだけの資金の調達も十分可能だろうというふうな考えでおります。

○小川(仁)委員 私、どうにも事業計画の全体像がつかめないのですが、そうしますと、新しい機能、事業とおっしゃったが、その分の収入は、さつき御答弁なかつたのですが、どの程度見込まれておりますか。

○岩下説明員 新しく想定されます事業、これも具体的に現在内部で検討しておるわけでございまして、例えば電話帳の広告収入がございまして、アメリカではいわゆるイエローページと呼んでおりますが、アメリカの電話は日本の約三倍ございまして、この電話帳の広告収入が約六千億円に達しておりますが、現在私どもではわずかに六千億円でございまして、したがって、例えば職業別の電話帳によりまして広告収入の増加といったことも、新しい事業の一つとして私どもとしては考えておるわけでございまして、

と同時に、附帯業務といたしまして端末機、宅内機器の売り切りによりまして、利用者へのニーズに的確にこたえらるゝといったところからも、かなりの業務量の増加、つまりは収入の増加というものも十分期待できるように考えておるわけでございまして、

○小川(仁)委員 事業計画というものは、期待できる事業というだけではなくて、新しい会社をつくるのですから、当然のことながら、この事業でどれくらいの収入があり、こういう税金でどれほどの支出がありという概算が存在すると思うのです。私は金額を聞いています。

○岩下説明員 先ほど申し上げましたような新しい税負担その他がございまして、別に先ほど申し上げたような新規の事業も片方では拡大するということによりまして、現在国庫納付金を支払うというところから、三千億円の収支差額が維持できておるようなこの企業の体力というものは、十分に新会社において発揮できるということと、先ほど期待という言葉を使いましたけれども、期待よりもむしろ十分可能であるというふうな考えでございまして、

に支出のふえる分、現在の支払いより以上に支出のふえる分、例えば株を一兆円発行したとすれば、一割配当として約一千億の配当というものが必要になってくる。そういった意味で、新たな支出増加として見込まれる分は一体幾らなのですか。五十九年度の電電公社の予算で純利益を見ますと、約二千八百億程度が計上されております。しかし昨年度並みの恐らく四千億ぐらいの収入が見込まれると思うのですけれども、具体的にそういう収入を前提にして新たに支出増加をする分、その分はどういう内容で幾らぐらいになるのか、その点をひとつ具体的にお知らせいただきたいと思ひます。

○真藤説明員 税金その他で支出増になりますのが、偶然でございませうけれども、五十九年度の納付金二千億にはほとんど一致いたしております。

それでは、税を引いた後に幾ら配当できるかというところでございませうが、六分配当なら配当税を納めてまだ千億近い内部保留ができる、八分配当なら簡いばいになる、約五、六百億の内部保留ができるというのが、第一年度の数字だろうと今見当をつけております。第二年度になりますと、それがかなり楽になってくる。大体二百億から三百億、あるいは四、五百億は楽になってくるというふうに考えております。

○小川(二)委員 既にこういふふうに第一年度はこの程度、第二年度はこの程度というふうにお話があるところを見ますと、これは十年ぐらいた見通した正確な数字はなくとも、概算の試算表みたいな事業計画表みたいなものはできておるといふことですね、総裁いかがですか。

○真藤説明員 今いろいろな計数の準備をいたしておりますが、この法案が御承認いただければ、直ちにそういうものを郵政省の方にも出しまして、いろいろ御相談を始めなければならぬのでございませうが、現段階ではまだそこまで動くべきではないと思ひて押さえております。

○小川(一)委員 今のお話は、順序が逆なんです、郵政省(後)から認可を受けるための事業を出すというけれども、国民の側、利用者の側から見ますと、これによって値上げがあるのかあるいはいろいろな問題があるだけに、逆に国民の方にこの程度の事業計画でございませうということを示す方が先だと思ひます。

例えば一つの例でお伺いしますが、固定資産税五年間二分の一、こうおっしゃいました。五年後からは全額納められる、こういうきまつた事業計画でございませうというのですか。五年後も収支が合わないというので、また二分の一とか何とかというようなことはもうない、こう承知してよろしうございませうか。

○真藤説明員 決してそういうことは起こりません。年をふるに従って経理の状態は案になるはずでございませう。

○小川(二)委員 そういたしますと、例えば巷間伝えられるように、市外電話の料金を値下げするが、市内電話は値上げになるのじゃないかと、こういうた国民に対するサービス及び料金の値上げは一切ない、こう理解してよろしうございませうね。

○真藤説明員 さつきお話が出ておりましたような電話利用税というふうなことが起こらない限り、当分の間、市内料金を値上げするということ考へはないというところは、衆議院の逓信委員会でもはっきり御説明申し上げてあります。

○小川(一)委員 さらに現在の問題で、市外料金、市外通話料等に地域格差が出てくるというふうな状況もございませうね。

○真藤説明員 それは今度の法案の中にも、そういうことが出てくるのができないような仕組みになっておると了解いたしておりますし、また、私どももその気は全然ございませう。

○小川(二)委員 なお、そういったような事業計画等のごとくが、政府が非常に大きな株を持っており、また場合によっては、国の一つの体制の中で一本化された形で管理されなければならぬといったような要素もあるだけに、今後白書のような形ですと国民の前に知られるのか、民間会社だから株主総会で決算報告をして終わり、こういう形で処理されるのか。今後そういうふうな事業全体を通しての報告、事業計画の遂行状態の国民に対する周知といったようなものをどういう形でおとりになりますか。

○真藤説明員 決算の状況及び過去一年間の業績の説明といひますものは、商法に規定されております有価証券報告書に従って正確に公表いたします。それから、将来の事業計画につきましては、今の法案にはつきり明記してございませうので、その法案にお示しのとおり行動をとるつもりでございませう。

○小川(二)委員 そうしますと、正式な報告はあらゆることを通じて明らかにするわけでございませうが、なお一層の正確な報告、私たちは電電公社自体が国民の共有財産であるという考え方でございませう。国民の共有財産であるがゆえに、それを利用して、それを資金としたこういう新電電についての事業計画を含めた国民に対する周知、そういう明確なものを今後、大臣の方で改めてお約束をしていただいて、この質問を打ち切りたいと思ひます。大臣、いかがでございませうか。

○奥田国務大臣 今日公社が新しい事業法案の通過によりまして、民営化される新電電に生まれ変わるわけでございます。したがって、新電電のよって来た沿革は、国民の本来に貴重な提出された資産によって形成されてきたというところはございませうし、それがゆえに特殊会社という形の中で、いろいろな認可等々御指摘のあるような形で、相当な国民のサイドに立った基準、規則を設けておることも事実でございませう。

しかしながら、今新電電だけの形は、事業計画その他で認可事項として御報告を受けることになっておりますけれども、国会の方で逓信事業全般におきまして、この新電電を含む形での概況の報告をお求めになるというところでございませうたら、大臣としては、これらにおこたえする形で当然、報告を国会に対してしなければならぬと思ひます。

○小川(二)委員 新電電だけじゃなく第二電電も含めて、逓信事業は非常に大事だと私は思ひますので、通信白書のような形でぜひ御報告をお願いしておきます。

さて、今回の企画、新電電を含み、また郵政省の機構改革を含めて、地方電波局が地方電気通信局にかわりました。この地方電気通信局というものが、新電電の事業に対してどのようなかわりを持つのか、この点についてひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○小山政府委員 地方電波監理局におきましては現在、主として無線局の免許それから許可事務というふうなものをやっております。あわせて、有線電気通信の規律監督を行っているのが、今の地方電波監理局の内容でございませう。今回の電電改革関連法案の施行によりまして、電気通信事業の規律監督に関する事務の遂行が必要となつてまいりますけれども、その中におきまして、地方局に対しても、その有線電気通信関係の事務を委任する方向で目下検討中でございます。

ただし、今御質問のございましたように、この地方電気通信監理局におきまして電信電話株式会社社の監督を地方に行わせるというところは、目下全く考えておりません。

○小川(二)委員 そうしますと、地方電気通信局は、今までのように電波局のような性格のものであつて、新たにできる新電電のローカルその他に対して監督とかあるいは規制とかというものは一切ない。もしやられるとすれば、実は電電の本社の方から郵政と二重チェックあるいは二重監督のような形になつてしまひますので、この点な

いとお話を承つてよろしうございませうか。

○小山政府委員 地方で問題がありますれば、本省へ上げまして本省の監督にいたしますわけで、何しろ監督権限というのは目下のところ、地方に出すつもりはないというところでございませう。二重チェックもないというところでございませう。

○松浦委員 大臣にちょっとこの際確認をさせて

いただきますが、地方電気通信監理局というのができまして、今言われたように、新電電あるいは第二電電に対してのチェック機能を持たさない、こういうことなんです。それは、この地方電気通信監理局というのは、もう既に省令で設置することが決まったわけでありまして、では、具体的に何をさせるつもりでありますか、その具体的な内容をひとつお示しいただきたいと思うのです。

○小山政府委員 たいだいまでも有線電気通信関係の仕事はやっているわけでございます。ところが、この有線電気通信関係の仕事は、最近非常にふえてまいりました。例えば地方における地方開発は、一つの情報システムの開発から始まるというふうなことでございまして、そういった機運が非常に大きいということで、二例を挙げますと、テレビア構想などというの、これはまさにローカルの地方独特の電気通信に関する振興計画でございます。そういった点につきまして、従来の有線電気通信関係の事務がふえてきたということと、まさに電波監理局という従来の観念の無線の免許事務だけではなしに、従来からやっていた有線電気通信関係の規律監督、これの名をもってちゃんとあらわすべきであるというのが、今回の改正でございます。

○松浦委員 有線電気通信のローカルの監督をやる、こういうことでございしますが、行政改革関連法案として、この電電の民営化という問題も議論されておると思うのです。それでは、そういったローカルのものを電気通信局に新たに持たせるということになりますと、当然専門家、人員の配置というものが必要になってくると思うのです。そういう問題について、増員計画を考えておられるのか、あるいは現状の中でそういうことがやれるのか判断しておられるのか、具体的にお聞かせください。

○小山政府委員 現状の中で人員の配置がえとか担務の変更というふうなことで十分対処できるし、そういう形で今の行革の時代に対処すべきであるというところで今現在やっておる次第でございます。

○松浦委員 もう最後ですからこれで終わります。通産行政の中でも、地方通産局自体の監督権限というのが余りにも強過ぎて、ローカルの地域の経済発展を阻害しておるのだという議論も現実にあるわけなんですよ、商工委員の方が専門でございまして、ですから、新たな民間活力を導入して、新たなパイを求めて、通信情報のパイを広げていくというそのことが大前提にあるこの民営化構想でありますから、少なくともローカルの経済発展に支障を来すような監督権限というものはぜひ与えないようにしてもらいたい。そういったことについて大臣の答えをお聞きして、終わりたいと思います。

○奥田国務大臣 今御指摘のように、無線と有線と、大変新しいメディアの多角的な利用が始まるわけでございます。しかしながら今御指摘のように、地方の電気通信監理局が、新しい競争原理の中でやっていたら、そういう中に余り介入して、そういった形の行政範囲を広げないよう、十分注意してまいりたいと、今言いましたように、そういった形についてはできるだけ本省の調整でやるといふことで、地方は従来の電波行政を中心として、一部従来どおりの有線業務を担当してまいるといふことに限定するということについては、間違いないと思いません。

○松浦委員 終わります。

○志賀委員長 次に、小川省吾君。

○小川(省)委員 時間も制約をされておりますので、前置きはさておきまして、郵政大臣にお尋ねをいたしたいと思っております。これはあるいは大蔵大臣になるのかもしませんが、大臣として出席していらっしゃるのは郵政大臣だけでありますから、郵政大臣にお尋ねをいたします。

○小山政府委員 郵政大臣は、政府が常時その三分の一以上の株式を保有するとされておるわけでありまして、その株式の売却処分はどのような場合に行われるのですか。

○小山政府委員 政府保有の株式の処分につきましては、今御提案しております会社法案の第五条の規定に基づきまして、国会にお諮りした上で行うこととされております。

具体的に処分するに当たりましては、我が国の株式市場の規模とか動向、それから株式のいわゆる資金調達状況とか売却価格の見通しとか、いろいろ株式市場全体に対する問題を検討しなければなりません。したがって、非常に慎重な検討が必要だと考えております。

株式処分は当たり前の基本的な考えでございます。私は、我が国を代表する基幹通信事業体である新会社の公共的な役割の重要性というものを十分自覚いたしまして、政府が新会社の株式を一定割合以上保有するといいたしても、一方で新会社は商法上の株式会社であります。民間活力を導入し事業経営の活性化を図るという今回の電電改革の趣旨からすれば、漸次的な資本構成を一般の民間会社に近づけていくということが、やはり基本的な考えられなければならないと思っております。ただ具体的に、どれくらいをいつごろまでにどうするかということにつきましては、今後の検討課題になっておる次第でございます。

○小川(省)委員 伝えられるところによりますと、五十六年度以降に納付をされてきた臨時納付金の納付が、六十年度以降はなくなつてまいります。そうすると、国の財政再建の財源確保のために株式の処分が行われるのではないかとこの説もありまして、この説は事実でしょうか。

○小山政府委員 これは株というものはどういふ形のものかと申し上げますと、電電公社が新電電公社に現物を出資して、その見返りとして株が電電公社へ渡される。ところが、その電電公社は即日解消するわけでございますが、それが国の財産になってくる。国有財産になるわけ、普通財産として管理されるということでございまして、普通財産として普通財産でございまして、形式論といたしまして大蔵省で保管するということになります。

それでは、これを処分するのはどうするかというの、且下検討中でございますけれども、さりとて、これを処分するのは、一般会計の赤字を補てんするために今回電電公社というものを民営化したのではないというところははっきりしておりますので、それに沿った形の処理がなされることを願っている次第でございます。

○小川(省)委員 そういふことだとするならば、国の財政再建の財源を確保するために株式の処分が行われるということはないというふうに理解をしてよろしくございませうか。

○日高説明員 今回の電電公社の民営化が行われることになったわけでございますが、その目的につきましては、ただいま郵政省の方からお答えいたしましたように、国の財政再建のためだけにいうものではないというところは、私どもも十分承知いたしております。

ただ、お話がございましたその株式の売却益の扱いにつきましては、私どもとしては、今回の株式の売却の限度数について、国会の議決を予算総則にのせた形でしたことになっておるといふこともございまして、その使途につきましては、予算編成の過程において、他の財政事情全般と同一の土俵で議論されるべきものというふうに考えております。

○小川(省)委員 国の財政再建のために株式を処分するなどということがあってはならないと思っておりますし、ぜひひとつそうあってもらいたいと思っております。新会社の資産も、これは公衆電気通信事業が国営であった当時から、国民の税金によって蓄積をされたものであるわけですから、したがって、株式の売却がもしも国の財政再建のために行われるということであれば、当然これは地方の財政再建のためにも行われなければならないというふうな思っておりますので、特に念を押して、簡単に株式処分をして財政再建に資するなどということのないようにしていただきたい、こう思っております。

そこで、新会社の資産は国民の税金によるもの

であります。また一方、民営化された新会社のものでもありません。その売却をした資金はいずれ、何にでも充てられるものではなくて、研究開発等に充てられることが望ましいというふうな思っておりますが、いかがですか。

○小山政府委員 ただいまのところ、株の売却益をどうするかというのは、目下検討中でございます。決まっていなくてございまして、私ども当事者としていたしましては、国の一般会計の赤字補填のために民営化を行わないことを明確にしないという御意見は十分承知しております。電電公社の資産形成の経緯等にかんがみまして、電気通信技術に関する研究開発の推進等に使うべきだという御議論も十分承知しております。またもう一つ、電電債券というものの償還のために使用されるべきである、そうするならば、新電電公社の非常に多く抱えております電電債という負担が軽くなるという御意見、こういうものがあるのは全部承知しております。

私どももいたしましては、いろいろ今までの当委員会あるいは本会議等におきまして御議論やたまたま先生の御指摘の趣旨、こういったものをよく踏まえまして、私どもだけの問題ではございませんので、関係する財政当局の関係の向きともよく検討しながら、これについては検討を進めて処理してまいりたいと思っております。

○小川(省)委員 ぜひひとつそういうことで、売却資金は何にでも使うということのないように、十分に検討をした上で使用されるように要請をいたしておきたいと思っております。

次に、これは自治省になるのだろうと思うのですが、昭和五十七年の秋に所得税や住民税の減税財源をどうするかという検討がなされた際に、電話利用税を新設したらどうかという構想が出されたことがございます。

私なども主張をした一人ではありますが、この税目は、課税対象が普遍的であるという点で、もし設けるならば、地方税の税目としてふさわしいものであるというふうに考えるわけでありま

が、この点について自治省、どのようにお考えになっておられますか。

○矢野政府委員 御指摘のように、地方税源の充実あるいは住民税等の減税、そういった際に新たに電話の利用に対して課税をするという方法は考えられるわけでございます。電話の利用は、利用料金でございますが、所得水準等と密接な相関関係もございます。そういった行為に担税力を見出すことがございますので、電話利用に対して課税をすることは、そういった意味でそれなりの合理性もあるかと考えております。

しかしながら、こういった税につきましては、政府全体の税制に対する考え方、国民生活に不可欠な情報伝達の手段となっておりまして電話を課税対象とするということについての可否の問題、あるいは電話を課税対象にいたしますとそれ以外の情報伝達メディアとの均衡をどうするか、こういったことなど検討すべき点が多々あるかと思うのでございます。

ただ、いずれにいたしましても、もしこのような税が考えられるとすれば、御指摘のように、その税源の普遍性等から考えてみて、地方税としてはふさわしいもの、望ましいものであろうかと考えております。なお今後研究をしてまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 大蔵省、今も小川仁一委員から質問があったわけでありまして、私もきのうの夕刊を見て実はびっくりしたわけでありまして、恐らく大蔵省の内部で検討が進んでおられるのだと思いますが、電話利用税の話が大きくクローズアップされて新聞記事になっておりました。

今私が自治省に申し上げたように、先ほどの奥田大臣の答弁ではありませんが、電話利用税は大衆課税に近いものでありますから、取ることが望ましいわけではございませんが、もし検討を進めていくとするならば、この税は普遍的なものでありますから、地方税の方がよりふさわしい、こういうふうな思っておるわけでありまして、内部ではどのような検討が進められておるのですか。

○日高説明員 まことに申しわけございませんが、恐らくこういう税の話につきましては、主税局の方で検討しておるものでございますから、私自身が確たることを申し上げる地位にないわけでございますので、その点あらかじめ御了解いただきたいと思っております。

今自治省の方からお答えがございましたし、先生の御指摘もございましたように、かつて減税財源ということでこの問題が議論に出たということは、私も承知をいたしておりますけれども、その後この問題について、政府部内で正式にこういうことをやるということを決めたわけでもございませんし、私の立場から言えば、現在税務当局の方でどういった検討をいたしているのか、申し上げることができないのでございます。

○小川(省)委員 主計局ではないようですから結構でしょう。しかしいざいざにしても、課税対象が普遍的であって、地方税の方が望ましいということについてはどのように考えますか。

○日高説明員 私も専門家ではございませんので、確たることは申し上げられませんが、税についての考え方というのはいろいろな見方があるかと思っております。御指摘のような見方もあると存じますが、逆の見方もあるのではないだろうかというふうに考えております。

○小川(省)委員 まあ、いいでしょう。

電電公社の総裁にお尋ねをいたします。電電公社が市町村に納付をしている納付金についてであります。この納付金は固定資産税にかかわる性格を持つものでございます。現在その金額は本来の額の二分の一とされております。

この納付金については近年、地方財政の悪化から地方団体はその全額納付の要望をし、また、政府税調でもその議論がなされてまいったところでありまして、とうとう最後まで二分の一のままでございました。これはいかなる理由によるものでございましょうか。

電電公社は、いわゆる公共企業体として発足したわけでございますが、その予算につきましても国の予算に準じまして取り扱いを受ける、あるいはまた料金についてもすべて基本的なものは法律をもって定めるといった、いわば一般企業にないさまざまな制約といえますが、規制がございまして、したがって、そういった国の機関に準ずるところに着眼いたしまして、税につきましては一般に地方税も含めて非課税になっておるわけでございます。これが昭和三十一年に市町村財政を援助するという目的のもとに特別法が制定されました。御存じのとおり、いわゆる市町村納付金制度ができたわけでございます。

しかしながら、この公社の公企業としての性格、また事業の公共性にかんがみまして、課税標準を二分の一にされまして現在に至っておりますわけでございます。したがって、これは私どもの理解としては、特に減免をしているということになしに、時限、つまり年限を切った二分の一の取り扱いではなく、制度自体が二分の一ということになっておるわけでございます。

また同時に、電電公社としましては、過去三十年にわたって、地方での自動改式、あるいは加入区域の拡大によるお客様の負担の軽減、あるいは地域集約電話の一般電話への切りかえといったいわば非採算投資も、累計で約一兆円以上に及ぶものをやっておるわけでございます。こういったものを通じて情報の地域格差の解消ということに努力をするという面で、各地域には、おこがましい言い方ではあります。貢献をしてきたわけでございます。

そういったことから考えまして、地方自治体からのそういった御要望があったことは私どもも承知しておりますけれども、現在の課税標準二分の一とする市町村納付金というものは、私どもとしては妥当な措置であらうというふうに考えて現在に至ったわけでございます。

なおこの措置は、現在御審議いただいております電電公社法の成立後は、一般企業並みの固定

資産税を支払うということになるわけでございます。

○小川(省)委員 五十九年度の予算編成時に自治省が住民税減税の財源の一つとして、電電公社の納付金を全額納付をするという案を自民党の税調に出したところ、真藤総裁は、電話料金の値下げで地方の負担は軽くしていると言ひ、納付金を全額納付すれば今後の電話料金の引き下げに響きかねないというような趣旨を述べたと新聞に報道されておるわけですが、この発言は事実ですか。

○真藤説明員 ちょっと私の発言と大分デビエートした記事になっておると思います。あの当時、地方の納付金の問題が相当論議されましたときに、電電の方は納付金をフルに納めるのにならざるを得ないという質問がございましたので、今岩下総務理事がお答えしたような趣旨のことを説明いたしましたのでございますが、ちょっと私の発言とニュアンスが大分違うと思いますが、御了解いただきたいと思います。

〔志賀委員長退席、大石委員長着席〕

○小川(省)委員 この発言の真偽はともかくといたしまして、電電公社、郵政省は、このように納付金と電話料金をセットで考えるような考え方があつたのではないかとおもうに思ひます。電電公社からすれば、出る金は同じだということであり、納付金と電話料金は全く性格の異なるものでございまして、納付金は税金にかわるものであり、電話料金は使用料であります。その性格をきちんと整理をして考えていくことが必要だと思ひますが、いかがでございますか。

○小山政府委員 電話料金と納付金というのは、確かに觀念としてはかわるべきであらうと思ひます。ただししかしながら、電電公社というのは、いわゆるいろいろな経費を全部電気通信の収入で賄うという方式になっております。減価償却費であるとか物件費、人件費、要するに、電話を初めいろいろ電気通信サービスの提供に要する費用をすべて料金で回収して、独立採算をしていくとい

うのが原則でございます。したがしまして、市町村納付金、現在六百億円払つておりますけれども、これも結局支出として計算されますので、これはやはり料金で回収するというのが電電公社の基本でございます。

そういったしますならば、確かに一つは税金にかわるもの、片方は電話料というものでございまして、けれども、電電公社という経営体を通した場合におきましては、これは電話料金という形になって回収するというのが、今の電電公社経営の基本になつておるわけでございます。その辺ひとつ深い御理解をいただきたいと存じます。

○小川(省)委員 電電公社は、国の財政再建に協力をするというので、五十六年度以降毎年度、臨時納付金を国に納付をしてきたわけですね。五十九年度の場合それは二千億円で、納付金の三倍以上の金額になつております。このような臨時納付金のために、貧弱な市町村財政にとって有力な財源である市町村納付金の全額納付ができなかつたのではないかとおもうますが、いかがなんでしょうか。

○岩下説明員 市町村納付金制度の趣旨、あるいは私どもが現在のこの制度について持つております考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。

国庫納付金の問題でございますが、五十六年から五十九年に至るまで合計六千八百億円の納付といたことが義務づけられております。これは私どもとしましては、はつきり申し上げまして、みずからいわざるまでも進んで行つてはございまして、国の予算編成の過程におきまして、財政再建といういわば国の至上命題にも等しい課題を達成するために、こういった納付の義務づけが政府において決定をされたということでございます。

私どもとしましては、現在の公社制度の性格その他から考えまして、こういった国庫納付という制度につきまして、この事業経営に与へます影響というものについて、できるだけお客様に御迷惑をおかけしないで済むようにということで、職員

の協力も得ながら経営努力によってこれを吸収するべく努力をしてまいりました。五十六年から五十九年に至ります間に約四回の値下げも実施をいたしました。金額にしまして約五千三百億円に達するものというところは、先生御存じのとおりでございます。

制度的にもいへば、国庫納付金は、臨時かつ特例の措置ということで特別法をもつて決まつておりまして、この点、いわば一種の恒久制度として定められました市町村納付金とも、制度的な意味において違つておるのではないだろうか、かように考えております。

○小川(省)委員 地方団体にしてみれば、二分の一の納付金しかしてくれないのに、国に多額の臨時納付金を出している、こういうことで、大変強い怨嗟的になつてまいつたわけでありまして、今後そういうことが起きないようにしてほしいと思ふのですが、先へ進みます。

六十年度の四月に新会社に移行すれば、納付金は廃止をされ、新たに固定資産税が賦課されることになりまして、この金額は大体どのくらいになると見込まれますか。

○矢野政府委員 日本電信電話株式会社に対して、新たに課税されることになる固定資産税額でございますが、これはまだ耐用年数等の正式の計算、細かい点ができておりませんから、大ざっぱな数字でございますが、仮に昭和五十八年度に納付した市町村納付金の算定の基礎となつた資産をもとに試算をいたしますと、約九百億円程度と見込まれるのでございます。

なお、念のためでございますが、昭和五十八年度の納付金額が五百八十一億円ございまして、この納付金制度は廃止されるわけでございますので、実質的にはその差額が増収ということになるわけでございます。

○小川(省)委員 この固定資産税についても、全額課税されるのではなくて、特定の償却資産については、五年間二分の一という軽減措置が講じられるわけでありまして、このような軽減措置はな

ぜ必要なんですか。

○矢野政府委員 現行の市町村納付金制度におきましては、公社の所有しておりますところの土地、家屋、償却資産のすべてにつきまして、納付金の算定標準額を二分の一の額とする特例措置が講じられておるところでございます。今回の改正案による日本電信電話株式会社に対する固定資産税の特例措置は、経営形態の変更に伴う負担の急増を緩和するための経過的な措置として考えております。

日本電信電話公社から日本電信電話株式会社に対して出資されます償却資産、いわば承継をする償却資産でございますが、この償却資産の中で、電気通信機械施設及び電気通信線路施設に属する一定の基幹的な設備に限りまして、その設備の承継後五年の間を限りまして、課税標準をその価額の二分の一の額とすることにしておるものでございまして、先ほど申し上げましたように、いわば負担の激変を緩和する措置、こういうぐあいに御理解を賜りたいと存じます。

○小川(省)委員 今回の電気通信事業の改革は、電電公社の電気通信事業の独占を廃して、第二電電と言われる民間企業の参加を促して、その競争によって事業の効率化、活性化を図ることをねらいとしておるというふうになつておるわけでありまして、そのとおりですか。

○小山政府委員 そのとおりでございます。電電公社の電気通信事業の独占を廃して、第二電電と言われる民間企業の参加を促して、その競争によって事業の効率化、活性化を図ることをねらいとしておるというふうになつておるわけでありまして、競争原理の導入に反するのではないかとお思ひますが、いかがですか。

○小山政府委員 先ほど自治省からのお話もございましたとおり、新電電会社は、いわば、電電公社から引き継いだ財産、その償却資産のうち、電気通信機械施設及び電気通信線路施設に属する基幹的な設備、これを五年間二分の一というところでございます。民営化後の新電電が新たに投資した

資産については、減免の対象とならないわけでございます。それと同様に、新規参入者というの固定資産の減免の対象にはならないということでございます。

○小川(省)委員 このことは、あるいは第二電電の事業内容が固まってきた段階で、これらについても税制上の特典を与えていくための伏線ではないのかというふうに思いますが、そういうことはありませんか。

○小山政府委員 第一種電気通信事業というのは、国の神経系統に当たりますインフラストラクチャーを引き受けるところでございますので、できまじらうといった意味の助成といえますが、課税措置をいろいろとさせていただきまして、それによって、これからの高度情報社会というものをより健全な形で発展するように御処置願えれば、それは私どもとしては非常に望ましいとは思っております。

ただし、これは私どもが望ましいということと同時に、税の問題というまたもう一つの別の問題がございますので、これは当然、主管庁であるところの自治省等にいろいろお願いはいたすつもりでございますけれども、どうなるかはこれは主管庁とよく相談してみなければわからない、こういうことでございます。

○小川(省)委員 現在のところでは、そういうふうには考えているわけではない。ただ望ましいことは、そうなるのはいいと思っているということだけですね。

○小山政府委員 願望でございます。

○小川(省)委員 また、競争原理の導入による公社の民営化が国民にとってはどのようなメリットがあるのか、また考えられるデメリットというのはあるのか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○小山政府委員 競争原理を導入したというのは、なにかということでございますけれども、これは今の電気通信のメディアが非常に発達してまいりまして、かつての電話だけが電気通信のすべてと

いう時代ではなくなってきたということになります。す、いろいろなメディアをいろいろな事業者が提供していく方が国民にとって、より望ましいものをいつでも入手できるということになるのではないかと判断から、電電公社の一元の運用から多数の事業者による需要に対する供給体の増加ということにしたいわけでございます。

したが、いままで、そういう趣旨のとりまじで行ったという裏には、私どもの見通しといたしまして、複数の事業者が相互に切磋琢磨しながら、よりよいサービスの提供を目指して競い合うであろうということのメリットを願っております。

また、第二点といたしまして、当然競争になりますれば、よりよい質のものをより安く実用化したいと願うのは、これはたとえ一つの事業者であっても、それがございすけれども、複数になればなるほど、そういったインセンティブというのは強く働くであろう、したがって、これもメリットの一つであろうと思っております。

また、利用者側からとりますと、今までの電電電話公社一つの供給体と申しますと、もう一つの大きな国家的な責務を負っておりますので、全国あまねくいつも均質なサービスというところを焦点に置いてまいりますので、ある特定地域の要望というのには、たまには計画的な一つの中身の問題として応じられない場合もあるけれども、そういったことに対して細かく応じていくであろう。

また、事業者自身の問題といたしまして、非常に効率化というのに対して関心を持つであろう、こういうことでメリットが考えられます。

ただし、ただいま先生が御指摘になりましたデメリットでございます。これは決定的なものとして私どもがデメリットであるとは考えておりませんが、ただ問題は、競争原理の導入というものを短期的に見ますと、短期的な利益追求となつてまいります。その結果、サービスの質が若干悪くても、当面に耐えればよいというような質の問題、それから料金にいたしまして、長期

的な安定的なサービスを確保するというよりかは、短期的に一つの収益を上げようとするような結果としての長期的な見通しに欠けた一つの経営方針というふうなものが、デメリットとして考えられる点でございます。これは厳に私ども行政の立場としては、注意しなければならぬのではないかと考えております。

ただし、通信事業に基本的には守らなければならぬ通信の秘密であるとか安全性、それから信頼性、こういったものが欠けますと、これはお客様がそもそも使わなくなってしまうということでございます。こういったことについては、たとえ競争原理を導入いたしましても、この条件が整わなければそもそも、電気通信事業者としての資格に欠けることとなりますので、そういうことはないと考えております。

○小川(省)委員 ありがとうございます。問題は変わります。電話による一〇番や一九番の通報というものは、年間大体どのくらいになるものですか。

○寺島説明員 年間の数字でございますが、消防白書あるいは警察白書の数字でございますが、一九番につきましては年間約二百万件、一〇番につきましては年間約三百万件でございます。

○小川(省)委員 一〇番、一九番は現在無料でありまして、六十年四月以降はどうなるのかという問題ですが、十円を入れないと使えなくなるということはないわけですか。

○寺島説明員 現在無料で提供しております。一〇番、一九番につきましては、経営形態変更後も引き続き同様の条件で提供いたすつもりでございます。

○小川(省)委員 新メディアの導入によってこのような公共性の高い利用が出てくる可能性があるわけでありまして、このような公共性の高い利用については、有料にするわけにもいかないと思ひます。民営化をされた通信事業で、これらの経費負担はどのように考えておられるわけですか。

○小山政府委員 こういった経費は結局、その他の電話利用者が負担するわけでございます。ただし本来ならば、そういった特定の利用に対して他の利用者の収入をもつて負担をするということとは、平等性に欠けるわけでございます。しかしながら、一〇番とか一九番というのは、それそれの方たちがこれまでいつでも利用できなかったけれども、あるとあるというところで、したがって、利用者すべてが負担し、利用者すべてがその恩恵というのは非常に言い方は悪いのですが、利益に浴するということ、妥当なことではないかと考える次第でございます。

○小川(省)委員 次に、道路占有料についてお伺いをいたしたいわけですが、現在電電公社が道路に設置をしている公衆電話ボックス、電話柱等については、道路占有料は徴収されておられません。これは国道、地方道を通じてそうなっておられるわけですが、地方団体としてはその徴収を強く望んでおられるわけですか。

電電公社としては徴収には反対をしておられるようなのでありますが、昭和六十年四月以降は民営化されるのだから、徴収されるのが当然だと考えますが、今回提出されている整備法案によりまして、道路法の規定が改正をされ、建設省は既に徴収のための具体的な検討に入つたと伝えられております。建設省から要求があれば当然、道路占有料を支払っていくつもりですか、どうですか。

○岩崎説明員 お答えいたします。道路の占用につきましては、ただいま先生がおっしゃいました公衆ボックス等でございますが、そのほか電柱、管路、洞道、マンホールというふうなものがあるわけでございます。これまで建設省の御方針によりまして、またその行政指導によりまして、今先生おっしゃいましたようにすべて無料ということでございす。民営化後は当然、電気、ガス、水道と同じように自分の負担をすべきであるというふうに考えております。

○小川(省)委員 最後に、アメリカやイギリスの

例で、分割によって近距離通話や市内料金の値上げを招いたというふうに言われているようでありますが、利用者の負担の増大が株式会社化によって起きるおそれがあるのかないのかという問題ですが、そういうおそれはございませんか。

○小山政府委員 アメリカの例が先生の御指摘になった例の点ではないかと思ひます。アメリカの例によりまして、まずアメリカは、千五百以上の電話会社それぞれあるということ、長距離通話料からそれぞれの地域の地域電話会社に補助をしていくわけでございます。一度長距離通話の料金を払って、その長距離会社からそれぞれの会社に払い戻しをしているという形の分収をしていくわけでございます。

これに對しまして日本の場合、これは今までも単一でございますし、特に長距離につきましても、これからは新規参入があるというたしまして、電電公社は一体のまま会社に移行するわけでございます。そういった内部の経理というものは十分できるわけでございます。そういったことと、全体のトラフィックが増加したということはイコール、また新電電公社の収入増になってくるわけでございます。幾つにも分かれておりますと、Aの会社に行ったりBの会社に行ったりということがあるのですけれども、全体のトラフィックの増加は今度はイコール、新電電公社の増収になるということでございますので、恐らくアメリカのような例は日本では考えられないということでございます。

○小川省委員 時間が参ったようでありまして、終わります。

○大石委員 次に、宮地正介君。

○宮地委員 きょうは限られた時間でございまして、何点かについて御質問させていただきます。

まず最初に、郵政大臣にお伺いしたいと思ひますが、今回のこの電電の改革、民営化につきまして率直に感じますことは、一つは、公的関与が非常に強過ぎる感じがするわけでございます。

「大石委員長退席、片岡委員長着席」
やはり臨調答申の一つの基本は、民営化ということについて民間活力の導入ということが一つの目玉であり基本でございます。郵政大臣の認可事項につきましても、事業計画、役員任命、取締役、監査役、定款の変更、利益の処分、附帯業務及び目的達成業務など法的な公的規制が非常に強まっているわけでございます。

私はそういう面でも、今回の電電改革に對しまして、こうした公的関与というものがかえって将来的に、民間の活力を導入することに大きなブレーキになるのではないかと感じておりますが、大臣、この点についてどのように所見を持っておりますか。

○奥田国務大臣 私たちは今度の民営化に當たりまして、先生のお言葉を返すようでございますが、政府の公的関与をできるだけ抑制してまいってきたつもりでございます。先生のおっしゃる通りに、競争原理を導入することによって、新しいきめの細かいサービスというものが国民に還元されるようにという願ひの中から、できるだけ当事者能力を付与しようということ而努力したことでございます。

たださりとて特殊会社として、国民の公的な資産、拠出、負担金によって形成されてきたという公社の資産的な経緯にもかんがみまして、そういった形の中で引き続き公共的な事業を担当していくわけでもございまして、また、電電が持つておる三十二万人の職員体制、そして五兆円に上るなんとするそういう資産等に絡みまして、国民の側を代表した形で、できるだけそういう形が必要最小限の認可にとどめたというわけでございます。

○宮地委員 特に今大きな問題になっております一つのストライキ権の問題につきましても、専売改革においては、きょうも本会議で通過いたしました。これは労働三法に限ってあるわけですね。ところが、この電電の場合は、新会社の労働関係は労働三法によるが、通信を途絶せしむるようなストは労働関係調整法で規制するというものがあつておるのです。私は、電電の今までの職員の皆さん、労働組合の皆さんのあり方といういろいろな過去の経緯を見たとき、もっと信頼をしてやっていくのではないかと、この点については大臣はどういうふうに考えておられますか。

○奥田国務大臣 原則として労働三法の適用ということで、今御指摘のように最大限十五日の労働大臣の調整という附則がついておるという状態でございまして。しかし、これは所管するところは労働大臣でございますので、余り断定的なことは申せませんけれども、経過的な措置として行われておるものですから、できるだけ早い時間に行つていった附則的な調整的な規制というものは取り除かるべきであらう、私はそう思っております。

○宮地委員 金丸総務会長におきまして、やはり民営化をする以上は、いわゆるこの労働関係調整法の規制なんか必要ないじゃないか、こう言つておるのです。逆に今度は、後藤田さんは規制をする立場で、自民党、政府内部の関係が何か相対立する立場でこの電電問題に口を出しておる。この点は郵政大臣としてどう調整されているのですか。

○奥田国務大臣 まあ後藤田長官の発言等々は新聞で拝見いたしましたけれども、政府全体が責任を持って御提出願つておる法案でございますから、そういう議論の過程の中で最小限のとりあえず経過措置として、労働大臣の十五日間のストの調整機能は付与するべきものであらうというところで、政府全体としてはそういう形で結論が出たわけでございます。金丸先生の場合は、与党の三役の一人としてそういう形で御議論をなさつていらっしゃるということも、私は承知をいたしております。これらの問題点を今政府と党との間で目下調整をしておるという現段階でございます。

○宮地委員 電電の審議がここまで来て、同じ閣僚内にそういう意見の不一致があるというのは、これは問題だと思ふのです。（奥田国務大臣は、これは問題だと思ふのです。）

「閣僚内にはない」と呼ぶ）閣僚の個人的立場で、ましてお三人とも田中派の皆さんじゃないですか。これは郵政大臣が積極的に調整して対応しないと、国民から見るとこれは何をやってるんだ、こういう感じが大きくなるのです。

私も大蔵委員会あるいは物価対策特別委員会を担当させていただいて、専売改革案の審議もさせていただきましていただいても、電電の審議も大変に関心を持って、きょうこうして登壇させていただいたわけですが、きょう奥田郵政大臣のこの問題に対する最初におっしゃつたような決意を、ぜひ調整工作をしていただいて、やはり労働者の皆さんが民営に移る、それに相対した労働三法による基本的なストライキ権というものが維持されていく、これは常道だと思ふのです。この常道を侵したところには私は本来の立法府の責任はない、もう一度この点についての御決意を伺いたいと思ひます。

○奥田国務大臣 これは公社から民営という一つの劇的な変革の段階の中で、原則労働三法の適用ということ、スト権も付与してあること、でございます。ただ、こういう経過措置の中で十五日間という労働大臣の調整、そういう形の権限が付与されているということでございます。今も私見として、あるべき方向としてはそういう形は一日も早くなくなつて、附則なしに労働三法の適用がされる、そういう形が好ましいという基本姿勢は変わりませんけれども、閣内において不一致という形はないわけでございます。これらはそれらのいろいろな意見の経過を踏まえて、結論として今回御提出願つておる法案ということで閣内は一致したわけでございます。

ただ、党内の実力者の中では、今回の民営化移行に当たつて、それらの附則は全部取り除いてもいいじゃないかという御意見のあるということも十分承知しております。政府と党の間のそういう意見の調整には全力を尽くして、今御指摘のような方向の中で議論がなされておるということでございます。私自身もそういう形を踏まえ

まして今回の法案提出、これは今大きな問題点として与野党間で折衝をなさつておる大事な問題点でもございますので、これ以上の答弁は差し控えたと思つております。

○宮地委員 ともかく郵政大臣と総務庁長官が意見が異なるというふうなことがないように、閣議で決定して法案を国会に提出した以上は、責任を持つて後藤田長官に対しては説得をしていただきたいし、またそうした不規則な発言がよろちよとマスコミを通じて出てきますと、国民は何か大変な違和感を感じますので、この点はぜひ要望しておきたい、こう思います。

もう一つ大事な問題は、今回のこの電電改革によつて果たして国民消費者、いわゆる電話を使つてゐる料金、電話料金、これはどうなるんだらう、料金の問題については非常に国民の間でも敏感でございます。何か東京―大阪の長距離のこれは非常にドル箱といひますか、財政的にドル箱路線である、ところが市内通話の問題は非常に赤字である、こういうことで、何か電電改革をやると我々の一番かけやすい身近な電話料金がどうも引き上げられるんじゃないか、こういう心配を国民の皆さんは持つてゐるわけでございます。

そこでまず、今後こうした民営化になった場合に、この電話料金の基本的な体系というものはどうなっていくんだらう、また、その電話料金の水準などは今後どういうふうになっていくのであらうか。特に電電の場合は、いわゆる財務諸表を見まして、経営的には非常に内容がいいわけですね。特に五十七年度の損益計算書を見まして、当期利益金が約三千六百九十六億円、非常に経営内容がいいわけですね。それだけにこの電電改革が逆に、国民消費者にまた身近なところに値上げというふうなことになるのはこれは大変だ、こういう心配があるのでございますが、この点について大臣、どのように検討されているのか、伺いたいと思ひます。

○奥田国務大臣 過日の通信委員会でも、この問題が大変議論の中心になったことは事実でございます。

ます。私たちは競争原理の導入によつて、国民にサービスが還元されるということは即ち、料金が値下げされる方向に動いてこそ、国民の期待される形での今日の民営化法案であらうと思ひます。

したがって、今日の電電公社自体は、一元体制の独占体制の中で大きな目標も達成してまいりました。技術の革新によつて今日は、遠近格差をゼロに―ゼロということは事実上不可能でございますけれども、ゼロに近い目標を持つて努力してまいつたことも事実でございます。

世界に比べてみますと、日本の場合、市外料金は高い、市内料金は、他国との比較でございますけれども、安いという傾向がございます。しかし一番大事なことは、中距離、遠距離が安くなつても、市内料金に転嫁されるという形は、これはもう国民の最もニーズの高い分野に大きな影響を与えるということになりますから、私どもとしましては、この市内料金は、値下げされる方向にあると値上げする方向にいくことは好ましくないという形で、現に現在の公社自体も、民営化された以後でも市内料金の値上げは当分の間やります、やらない方向で努力します。それも、年限を区切つてということではなくて、六十二年以降にわたつても、そういう形の値上げという方向はしないということを、再三にわたつて言明をしておるところでございますので、そのような市内料金に影響のあるという形はないものと確信をいたしております。

○宮地委員 そうしますと、いわゆる今の三分間十円の赤電話のこれが、例えば二分間十円、こういうことはありませんか。

○奥田国務大臣 これは私が答へることではありませんが、後で電電の総裁も明言されると思ひますが、そのようなことは民営移行後もやらないという形で聞いております。

○眞藤説明員 私どものこの問題についての考え方は、今度の機構改革によりまして、今までやるべくしてできなかった合理化というものが非常にやりやすくなります。したがって、総経費を今ま

でもより合理的に落とすことができやすくなるといふ一つの大きなメリットがございます。

それともう一つは、新しいメディアがこれから二、三年のうちに急速に需要がふえてくるだろう、また急速でなくてもふえることは確かでございますので、かなり今までと違つた形で通話量がふえる、これはもつともいろいろな意味の通話でございますけれども、そうしますと、料金を据え置くといふにしても、収入の伸びは今までよりも漸次高いパーセンテージでふえる傾向になるだろうと思ひます。

もしそういうことで財務に余裕ができましたら、まず世界的に見てもまだ割高の長距離料金を、できるだけ下げることにより全力投球することを持つていきたいと思つております。したがって、近距離料金あるいは市内料金に對しては、当分の間触れる意思はございません。

それはもう一つ理由がございまして、仮に触れようとしたとしても、残念ながら現在の私どもの設備の中に、近距離、市内の通話がどういふふう具体的に動いてゐるかという、科学的な資料を求めざるを得ないと思つておられるので、今この問題を仮に持ち出しても、とてもとても利用者の皆様方に納得できるような説明はできつたと思ひません。この点から言ひましても、私どもも当然、この市内料金に云々する考えは持つておらないというところを申し上げておきます。

○宮地委員 今総裁から合理化という言葉が出てきたので、私はこの合理化にもいろいろ方法があると思ふのです。

電電公社が例えば五十七年度で、未収金の勘定残高が約一千五百五十二億七千万円、こういう莫大な未収金の残高を抱えておられるわけですね。収入あるいは電信収入、専用収入、その他をあわせて見ますと、電話が圧倒的に多い一千三百七十八億、こうした未収金の改善の努力もやはり私は大事であらう。五十六年度に比べて一億三千万減少しておりますが、この一千五百五十二億の未収金の中身、これは実態的にはどういふ状態に

なつておるのか、改善の努力をすればこれはもつと集金可能なかどうか、この点についてちよつと事務当局から説明いただきたいと思ひます。

○岩下説明員 先生ただいま御指摘のバランスシートにおきます未収金、これは実は売掛金でございます。つまり、主体はお客様からいただく電話料金でございますけれども、月々請求書発行いたします。コンピュータその他の稼働から考えまして、六つのグループに分けて請求書を出しておるのですけれども、たまたま三月三十一日現在におきまして、請求書発行いたしましたから納期までの間、約二十日でございますけれども、これにぶつた分だけが三月三十一日現在の未収金として計上する、こういう経理処理でございます。

したがひまして、請求しても払つていただけないという意味の、つまり貸し倒れといひますか、焦げつきの未収金はほとんどございません。お客様から今七割方は銀行振り込みでお願いしておりますけれども、収納率と呼んでおります請求額に対する納期内にお払いいただいております金額の割合が九十数%という、ほかの公共の事業よりもむしろ高い率で現在、料金をお支払いいただいております。

なお、こういった料金の回収についての努力はさらに重ねてまいりたい、かように思つております。

○宮地委員 この際からお話しておきますが、このいわゆる振り込み方式の電話料金の間違ひというのにも非常に多いのです。私はぜひこの問題についても、新会社と同時に、国民消費者に對してももう少し慎重に責任ある対応をしてもらいたいと思ふのです。

特にそういう中で未収金についても、今の事務当局の答弁ですと、いわゆる締めの問題であるからというふうな感じでお話しになっておりますが、売掛金ということもつと努力すれば改善の余地はあると思ひます。この二点についてもう一度伺いたいと思ひます。

○岩下説明員 お尋ねの第一点のいわば誤請求といいますが、私どものミスで請求書を差し上げるといふ大変お恥かしいことでございますけれども、正直申し上げましてゼロではございません。請求書発行前にさまざまな段階でチェックをしますのですけれども、これが全くゼロにはなっていないというところは、率直に言ひまして認めざるを得ないと思ひます。お客様がお気づきになつて私どもにお申し越しいただいたら、もちろん直ちに直しますけれども、さらにまた、事前のそういったチェックを勵行して、間違つた請求をすることが一切ないように努力してまいりたいと思ひます。それからさらに、料金の回収の問題でございますけれども、幸いと申しますか、電話料金の場合には、電気、ガス等のほかの公益料金の場合と比べましても、銀行振り込みによる割合が高うございます。したがひまして、この点から回収率も比較的高いということがございますけれども、なお一層、いわゆる貸し倒れの、つまり損失的な回収漏れということのないように、今後さらに努力してまいりたいと思ひます。

○富地委員 第二電電などが回線を利用したとき当然、利用登録、これが必要となつてくるわけでございますが、こういう利用したときの料金、あるいは接続料、あるいは料金の明細、また料金の請求、こういったものは今後どういうふうになつていくのか、御説明いただきたいと思ひます。

○草加説明員 お答えいたします。今先生のお尋ね、アクセスチャージの問題と料金請求の問題、二つだと思ひます。第二電電等の新規の事業者が私どもに回線の接続を請求してきました場合には、私どもとしては事業法上当然、接続の義務がございますし、また接続することになるわけでございます。その際、その新規事業者との間で接続契約を結びまして、郵政大臣の認可を受ける、このようになつておりますが、まずアクセスチャージにつきましては、現在私どもは設備の使用料、いわゆる私どもの市内の設備を使うとか、接続に当たつて私ども

の設備を設置するといういわゆる使用料につきましては、当然負担してもらうという方向で考へております。その他の付加料、アクセスチャージと言われているものでございますが、これにつきましては今後、市内、市外の格差是正の改善も含めましていろいろな経営努力をいたしまして、今後この問題につきましてどのように扱つかを検討していきたい、こういうふうに考へている次第でございます。

また、いわゆる徴収の方法でございますが、これにつきましては、アメリカにおきましていろいろな方法がございまして、既に先に進んでおりますアメリカの場合には、例えば全部を電話会社から請求書を出すとか、一部を電話会社が請求書を出す、いろいろな方法がございまして、これにつきまして私どももいたしましては、利用者、それから新規事業者という方々と十分に話し合つて、不利にならないような方向で徴収の仕方を考へていきたい、このように考へているところでございます。

○富地委員 このいわゆるアクセスチャージの料金というのは、利用者負担になるのですか。現実的にはいわゆる改革によつて利用者の電話料金の負担が大きくなるのではないか、この点について。

○草加説明員 お答えいたします。当然かかつております経費を新規事業者から分担していただくわけでございます。したがひまして、私どもの回線を使った場合または新規事業者の回線を使った場合、いずれにいたしましても、負担の公平という面からいたしましてございまして、そのように御理解いただきたいと思ひます。

○富地委員 そうすると、この電電改革によつて利用者負担が増大するのではないか、この点についてはどうなんですか。

○草加説明員 お答えいたします。先ほどお話しいたしましたように、私どももいたしましては、新規事業者に必要な経費を負担し

ていただくということでございますので、新規事業者がそれを利用者にどのように請求いたすかは私どもとは関係ないことでございますので、御了承いただきたいと思います。

○富地委員 総裁に伺ひますが、いわゆる経営努力によつて消費者に対する電話料金の引き下げ等については、これは努力していただきたい。しかし、こうした機能的な機能的ないわゆる改革によつて料金的に利用者負担が増大する、この部分については今後どういうふうに改善をしていくというか、要するに、現在の電電改革をした場合に、民営化することによつて一つの機能的な機能的な改革に伴つて利用者負担がふえるんじゃないか、こういう心配がある。この点についてはどういうふうに考へますか。

○真藤説明員 今あの法案に書き込まれておる限りにおいては、御心配の点は起こらないという自信を持っております。

○富地委員 具体的にはどういうことでございませうか。

○真藤説明員 要するに、さっき申しましたように、私ども公社制度のもとでは、私どもの持つてゐる人間の属人的な能力、あるいは私どもの人間集団の持つております技術力、あるいは経営的なノウハウというふうなものを、狭い意味の電気通信事業にはほとんど使えないという形になつております。特例としてそういうことがありまして、私どもの組織の中でやっておる限りにおいては、一々主管官庁の細かい認可を必要とするという形で進んでおります。

しかし、今度の法案で示されておりますのは、世の中に迷惑をかけぬ限りにおいては、そういうふうな能力をこれから先の新しい産業の要求に応じて、新しい事業として展開するということがで

力のできるだけ利用していくということで、そういう意味の合理化と申し上げたわけでございます。

○富地委員 電電改革によつて国民利用に利用負担が増大しないようにぜひ御努力を要請いたしまして、時間が参りましたので、終わりにしたいと思います。

○片岡委員長 次に、青山丘君。

○青山委員 連合審査が行われておりますが、私は商工委員の立場で若干質問をさせていただきますと思ひます。

まず、御苦労さまですが、郵政大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

すばらしい企業が民間会社としてスタートを切るわけですね。私は地元でもよくお話ししてきてんですが、諸物価がどんどん上がつてきた中、戦争が終つた直後に、私は子供のころでしたけれども、電話が一通十円、四十年たつてなると今日まで、すばらしい技術革新をして一通十円、これを維持してきたことは、大変な企業努力であつたし、技術革新であつた、すばらしい成果だと私は機会あるごとにこのお話をしてきたことがあります。

こうしたすばらしい力を持った大きな企業、しかも長い間には人的、機能的、資金的資産をしっかりと蓄え——蓄えと言つてはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、相当持つておる。そして技術力も高い。世界のトップ企業だと私は思つておりますが、こうした力のある企業が民間会社としてスタートを切る。ところが、新規の競争者にとつては、とても手ごわい新電電でありまして、とても公正な競争にはなかなかならぬ。

そこでさて問題は、これまで需要者にも随分多くの利益を与えてはいたいただきましたけれども、電電公社が果たしてきた内部の相互補完の努力。不採算部門も、公的な企業でありましたから、郵政の方から言われましてやつてきた部分も幾つかあります。そうした内部の相互補助、補完、こういうことでやつてきたわけですが、さて、

これが競争になってまいりますと、今度は相当な不採算部門を覚悟してでも新規の参入者と争うという事になってきますと、そこは不当な競争が出てくるのではないかと、これは十分推測される心配であります。

そこで、この三十三条でも会計の整理の規定がなされておりますけれども、問題は、区分会計を明確にしていけないと、新規の参入者との、競争者との公正な競争にはならないじゃないかと、こう思うのです。ところが、会計の明確化のために法律では、郵政省令で定めていくということになっておりますが、これもどうもまだ私どもはよく理解できないのですけれども、一体この会計の区分化、どんな方向で取り組まれますとされるのか。民間会社になってまいりますと、その辺、郵政省令とは言いながら、独自の判断にゆだねるということになっていくかもしれないけれども、郵政省としての御見解をまず伺っておきたいと思っております。

○小山政府委員 要は、原価が明らかになるような区分をしていくことでございますけれども、会計整理の仕方といたしましては、商法とか証券取引法に基づく会計整理の規定もございまして、その内容というものは、相当整備されておりますが、これらの規定というのは、株主とか債権者、投資家の保護、これを目的としているために、会社全体の財務内容が明示されていなければ足りるということに一応なっております。

他方、料金の適正化を図るためというのは、料金算定のための原価計算の明確化、統一化、区分経理の明確化等を行うことが必要だということと、商法とか証券取引法上の会計整理と若干違うわけでございます。

ただし、私どももいたしましては、同じ会社が両方の帳簿をつくるということになりますと、非常に不経済でございまして、労力も大変でございまして、兼ねていながら、かつ、原価計算が明確になり、そのユーザーである利用者の料金というものが公正な形で反映させられるということ

は、どういうふうな区分の仕方をすればよろしいかという事について目下検討中でございます。また、ここに申しわけございません、まだここで明らかにできる段階ではないということをお断りさせていただきます。

○青山委員 これは郵政省、しっかりした考え方を確立していただかないと、せっかく民間活力を導入する、あるいは競争原理を導入する、こういうことで私は一定の期待を持っておりますので、ただ、新規参入者を相当強い力で追いつけてしまふといふ事か、排除する力を持てますと、これは何にもならなくなってしまう。さりとて、私は電電公がこれまで果たしてきた役割を率直に高く評価しておりますから、これは円滑な競争原理の中でお互いに発展をしていっていただけるように、十分配慮をしていただきたいと思います。

そこで、さきにAT&Tが分割されました。あれはアメリカではどんな対応がとられていたのか、少し示していただきたいと思います。それから、電電公社におけるデータ通信サービスというのは、既に一定のシェアを占めております。さらにこれが拡大していくのでしょうか。ところが、新規参入者や中小情報処理業者との競争条件となつてきますと、今の問題がやはり重要な問題になってきますので、いま一度この辺を、区分会計のことについての決意をお聞かせいただきたいと思います。

たくさん聞いて申しわけないのですが、時間がありませんので一つお尋ねしますが、今も少しアクセスチャージの話が出ておりましたけれども、遠近格差の縮小等の料金対策が、これから価格競争で電電が出てくる、こういうことは十分考慮されるということになるのかと私は心配するのですが、さて、その新規参入者のクリームスキミングと言われるクリーム、どんなところにあるのか、また、今申し上げたような一連の新規参入者との確執の中から出てくる調整の問題、どんな対処を考えておられるのか。

さらに、電電公社の力が余りにも強い、こういうことになってきますと、新規参入者が余りなかった。せっかく民間企業として第一歩を歩み始めた、ところが、あの強い力で押し切られたのじゃと競争する力を持たない、新規参入者が相当排除されてしまったというふうな結果になってきますと、さて、独禁法上の問題はどうかというふうなことになるのか、この辺の御見解を明らかにしていただきたいと思います。

○小山政府委員 まず、AT&Tの分割後のその後の状況についての御報告でございます。これにつきましては、本年一月一日に実施されたばかりでございますので、これはまだ半年足らずのことでございます。正しく評価するというのがなかなか出ておりません。したがって、これが本来の欠陥なのか、制度移行に伴う摩擦現象なのかということもなかなかわからない点がございますけれども、ただ私どもが知り得ております若干の問題点というのを御紹介申し上げます。これは無論、伝聞でございます。私が行って調べたわけではございませんで、アメリカの責任者から聞いた話でございます。

欠点の問題といたしまして、電話機の故障の修理などがあつたときには利用者が、従来は窓口が一つであつたのですが、AT&Tの分割によつて市内と市外と分かれてしまったということで、どの会社が修理に行つたらいいのかわからないのが若干ある。料金請求書について、従来は一枚であつたのが、AT&Tの分割に伴いまして、市内、市外の別会社から複数の請求書が来るというふうなことがある。

それから、AT&Tの分割によりまして、従来は同じ一つのAT&T支配の会社の中の市外料金、市内料金というのを分収でもって済ませていたのが、会社がかわつてしまふものだから、市外料金は市外料金で安くする。ところが、市内料金は今度は、分収で援助がないので高くなるというふうな現象ができていくというふうなことがあるように思います。それから、今の市外料金と市内

料金のアンバランスをそこで調整するために、アクセスチャージというふうな問題が出てまいりまして、それも、市外会社から市内会社へ入る会社間の問題と、市外を利用するというのももって利用者から直接賦課するというふうな料金も出てくる。むしろこれは一つの現象でございます。

これに對しまして、FCCのこの政策を遂行した側の物の見方といたしまして私どもに伝えているのは、これはアクセスチャージというのは取られたとしても、市外料金が競争原理によつてうんと安くなつてきているのだから、したがって、これは総体として見れば利用者の負担は減つたはずである、こういう弁明でございました。それから料金が上がつたのは、これは分割によつて上がったのではなしに、ちょうどアメリカではインフレが進んでいる、だからそれで値上がりしているのであつて、それを我々の政策のためと理解してらつては困るというふうなことでございました。

それからもう一つは、先ほども若干申し上げましたけれども、大きい制度の変革なんだから、それに伴つて一年や二年多少摩擦のあるのは当然である、いかにもアメリカらしい、かなり相当な物の言い方でございます。

私どもとしましては、これが果たしてどういう形で今後とも移るかということとは、ちょっと今の半年のことでは、外国のことでもございまして、また、もともと千五百も電話会社のある国の問題でございますので、なかなか日本に引き写しての評価というのはいさかやうなところがあります。何といひましても、日本の場合は一社体制で、市内も市外も、それから採算地域も不採算地域も、一つの会社で引き受けていたということと、アメリカのような例はまず起こり得ないのではないかと考えております。

次に、データ通信サービスの問題でございまして、これは確かに御説のとおり、データ通信サービスというのは一つの二種業でございまして、付加価値通信でございまして、そういった意味で、経理区分を明確にし、競争会社との間に公正競争を

保つためには、分離するというような形も一つの解決方法だと存じます。

ただ問題は、現実的な解決の問題として、まずそこそこの従業員の働いていてということ、しかもサービスの内容が、通信処理、データ処理というのが一体になって行われておりまして、なかなか分けにくい点があるということでございます。これからは、やはり事業体自身が自分自身の問題として、どうすれば合理的にこれを解決できるかということで解決していただくというところで、これは行政がとやかく最初から言う問題ではない、事業体の自主性をもって解決すべき問題であり、今後事業体はどのような自主性も持っているのではないかと考えております。

それから価格競争の問題でございます。これにつきましては、確かに市内網には新規参入者が入ってこない。入ってきたとしても事実上、今のようないくつかのネットワークを電電でもつてつくっておりまして、そこに参入するというのは不可能に近い状態でございます。これに對しまして、長距離については参入ができる。これにつきましては、やはり競争原理が働くことによりまして市場価格というものがつくりだされて、料金の引き下げというのが起こると思ひます。

ただ、それならば今度、これが市内料金に振りがかかっていくのではないかと御説でございます。したけれども、新規参入者というものは、今まで電電公社がやっていたのと同じような種類の電気通信サービスをやるといふことだけをいたします。と、必ずしもお客さんがとれないのじゃないか。今まで電電公社がなかなか回っていただけの細かいサービスを要求する、そういう電氣通信業務、これをサービスの中身とすることによって成り立つのではないかと思ふわけです。

そういたしますと、そこに出てきた業務の提供というものは、今までになかったものでございまして、トラフィックそのものが増加してくるというところになるかと思ひます。それを市内網につなげる際には結局、現在の電電公社のネット

ワークにアクセスせざるを得ないということになりますので、市内におきまます採算も上がってくるのではないかと思ひます。

それから、新規参入者がいないのではないかといいことでございませうけれども、ただいま申し上げましたように新規参入者というのは、今までの電電が一つの責務を負ってどちらかというと、画一的に単純な形で全国の皆様方にあまねく同質のサービスを提供してきたというその利益と同時に、やはり個別に見ますと欠陥が出てくるわけですね。個別のニーズに非常に細かい地域でそれに対応していくというのができなくなるというように、必ずやあらわれてくるであろうと思ひます。

大変長くなって失礼いたしました。

○青山委員 わかりました。

小山さん、少しやせられたのかね、余り苦労かけてもいけませんので、あなたに質問はこれでやめます。

公社の総裁、出資の規制を受けなくなつてまいりますので、出資がこれより自由になってきます。と、製造業への進出も考えられるのではないかと。電電公社は相当な技術力を持っておりますので、例えば超LSIの直接製造に進出していくとか、電話機の生産会社をつくっていくとか、そんな方向もあつたと思ひます。いや、考えられないわけじゃない。産業界への影響が非常に大きなものが出てくると思ひますが、その辺のお考えはいかがでしようか。

○真藤説明員 私どもこの出資対象事業というところを考えると、製造業というのは、事業経営の立場から私どもの性格からして、一番出資してはいけない業種だろうというふうに考えております。

それはなぜかと言いますと、私どもはやはり本質的にパイヤーの立場でございまして、買付側でございます。現在何ら製造業を持っておりますので、この姿が合理的な経営を進めていく

の一番正しいあり方だろうというふうに考えております。現在仮にそういうことが考えられるチャンスが来ましても、よほどの理由がない限り、この製造業に出資するという考えは持つておりません。

買付だけの本質的にパイヤーの立場に立つておる企業が持つて、いい結果が出た歴史は余り世の中にございせん。一番いい例が、今度のAT&Tの分割のときに一番ひどい目に遭つておるのが、ウェスタン・エレクトロニクスだといふ例もございまして、そういうことは繰り返したくないと思ひます。

○青山委員 ぜひそういう姿勢で取り組んでいただきたいと思ひます。

通産省にお尋ねしたいと思ひますが、第一種電気通信事業については外資の規制があります。ところが第二種、V.A.N.などについては、外資の規制を受けないということになってきます。これはもう当然のようにAT&TとかIBM、いわゆる世界の最先端の先進企業が乗り込んでくることは十分考えられます。さてそうなると、日本の中小ネットワーク業者の育成振興対策というものが、太刀打ちできるのかしら。いや電電があるから、そうは言わないで、新規参入業者の育成振興対策、これは必ず非常に重要な政治課題になつてくると思ひます。

基本的には私は自由な競争がいいと思ひます。しかし、スタートにおいて相当な差をつけられておる企業と公平に競争ができるわけではありませぬので、それはなかなか難しい。そういう面では具体的に、産業政策的な見地から見たこの振興育成対策というものを示していただきたいと思ひます。

○木下政府委員 このような情報化社会になつてまいりますと、特に今先生おっしゃいましたように、外国系企業の中でも日本の市場に對して関心を持つてくる企業は、当然出てくるだろうというところは考えられるわけではございまして、ただ、今後の情報化の豊かな発展を促進するた

めには、そういう中小を含む多様な情報サービス企業がそれぞれの特色を生かして活動を行い、これを通じて多様なネットワークサービスが安価に供給される、そういう体制を確保することが一番重要だと考えております。

そのためには基本的には、できるだけ自由な体制でこれを行っていくということで、今おっしゃいましたように、中小関係の情報処理サービス業者がそういう競争に十分打ちかかっているような体制を通産省としては、そのための施策を講じていきたいというふうなことを考えております。従来から通産省といたしましては、中小の情報処理サービス業者に對しまして種々の施策を講じてきておりますけれども、今年度も金融面の対策といたしましては、従来、開発銀行から行つておりました情報処理振興貸付を情報処理通信振興貸付制度に拡充するというところ、あるいは中小企業金融公庫や国民金融公庫に中小企業情報化促進貸付制度というのを設けるというふうなことをいたしております。また、財政面からは今年度から、中小企業新技術体促進税制を創設いたしました。情報化の措置を進めようとしております。それから、技術面でおくれているという面を補完するという意味から、従来、情報処理振興事業協会によるソフトウェアの開発というのを振興しておりますけれども、こういう事業も今後ますます充実してまいりたいと考えております。

○青山委員 今の開銀融資で少しかけておきたいと思ひますが、これは共管になつておるのですが、郵政、通産両方とも推薦が要るのか、どちらかだけいいのかということが一つ。

それから、時間があるまいかと思ひます。申しわけないのですが、そういう意味で、ひとつぜひ中小企業の技術力を向上させていく政策をとっていただきたい。そこで、第二種事業については、民間活力を重要視するというところ。郵政省にちよつとお尋ねしたいのですが、この特別及び一般第二種の電気通信事業について、区分であるとか、法律の運用であるとか、こういう点で、民間活力をひとつ

ぜひ重視していただきたいと考えているのですが、これは非常に重要なことだと思っておりますけれども、その辺の御見解をお尋ねしたいと思います。

○山下政府委員 最初の御質問の点だけ、通産省の方からお答え申し上げますが、いわゆるVAN関係の財投につきましては、今御指摘ありましたように、通産省と郵政省の共管という形で合意に達しておりますけれども、今後運用手続の詳細につきましては、両省間で十分調整し、大蔵省とも協議してまいりたいと考えております。

○小山政府委員 第二種電気通信事業、まさに先生の御指摘のとおり、これからの非常にフレキシブルに富んだ活躍の余地の大きいところでございます。したがって私どももいたしましては、あくまでもそれに応じた形で、原則が自由な形で事業が開発でき、それがまた事業を開始できるということが理想であり、それを目指しているわけでございます。

ただ問題は、特別第二種と称されるものは、全国的ネットワークであり、不特定多数の方にいつでもサービスができるという形のもを想定しております。そういったところから、影響するところが非常に大きいところから、常にこれが通信の秘密であるとか、技術上の安全性、使っているうちに途中でとぎれてしまうというの不安な安全性とか、効率性というものを常に維持できるといふような形から、参入に対しては登録ということをとおるわけでございますが、むしろこれは登録というのは、行政権によって自由な裁量のできない方法でございます。

それから、一般第二種は文字とあり、届け出のみによってその事業ができることになっておりまして、ひとつ大いに今後秩序ある通信として発展することを旨として、私どももそういった線に沿って仕事をやってまいりたいと思っております。

○青山委員 情報であるとか通信であるとかの区分についてはいろいろ議論をされてきましたが、

しかし、こうしてこの通信の一元運用、独占運用から今度は競争原理を導入し、民間活力を導入していくという方向で、その辺は幾らか評価されつつあると私は思っています。

ただ、行政の縦割りが出てきて、実態がどんどん進んでいく中で、行政が実態の進展に歯止めをかけてきたり、足を引っ張るようなことにもなっていないか、大変残念なことですので、この辺の配慮を今後ぜひひとつしていただきたい。まだ質問をしたいことがたくさんありましたけれども、時間が来ましたので、以上をもって終わらせていただきます。ありがとうございます。

○片岡委員長 次に、奥野一雄君。

○奥野(一)委員 余り時間がございませんので、重点的にひとつ絞ってお尋ねをしておきたいというふうに思います。

最初に、公共の福祉の増進、国民の利便を確保する、こういう観点についてお尋ねをさせていただきます。御答弁の中からは、電気通信事業というのは国の神経系統のようなものだ、非常に大事だということについてのお答えなど聞いておいたわけでありましたが、そこで、郵政大臣それから公社の総裁の方から改めて、重要な電気通信事業というのについて、公共の福祉の増進なりあるいは国民の利便を増進するということについての信念というのですか、所信というのですか、もう一度ひとつはっきりさせていただきたいと思うわけですが。

○奥田国務大臣 電気通信事業は先生御指摘のように、国民の生活、国民の経済に最も重要な役割を果たしておるということ、したがって新電電法は、こういった従来の国の神経系統にも当たる重要な分野を継承していくことになりました。したがって、これまでいつでもどこでもすぐつく、すぐかかるという全国的な大きな目標を達成して、今日の公社は努力したわけでございますけれども、継承される新会社といえども、これらの公共的な福祉を十分使命を織り込んで、今回の法

案策定の中でもその面は明定されておるところでございますけれども、この信念、この役割を果たしていただくような方向で、全力を振るっていただきたいと思っております。

○真藤説明員 今度の法案の中に、競争原理に入っても、しかしかかかくのことはきちっと公共の責任を全うするために守りなさいということをお願いしてございますので、私どもがこの法案に忠実である限り、問題は起こらないというふうに確信いたしております。

○奥野(一)委員 私は、今お尋ねをした点に焦点を合わせながら、幾つかの点についてこれからお尋ねをしていきたいと思います。今言われましたけれども、例えば公平な利用だとか、あまねく何とかなというようなことは法案の中に入っているわけですね。しかし、現在の公衆電気通信法の中にはこの点は明確に入っていないわけですね。第一条の「目的」の中には「公共の福祉を増進すること」を目的とする。これは現在の公衆電気通信法の中には明確に入っている。しかし、今の提出をされております法案の中には、こういう言葉はないわけですね。

これはなぜ公共の福祉の増進に努めなければならないという言葉が外れたのか、理由があったのではないかとお尋ねのすけれども、その辺の理由についてひとつお聞かせいただきたいと思うので

〔片岡委員長退席、金子委員長着席〕

○小山政府委員 一条の目的のところは、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保することによって利用者の利益を保護するということになっております。そこで、これと総則の第七条に利用の公平という項目がございます。電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別をしてはならないということ、利用の公平性を明確にしております。これによって電気通信事業者の責務として法定しているということでございます。公平性の重要さの認識ということとは変わらな

立法をしたわけでございます。別段、この第一条の目的の中に公共の福祉を守るといふ字句を入れなくても、電気通信事業そのものが公共性を帯びていて、これの利用者の利益を保護して健全な発達をするということがイコール、公共の福祉を増進することであるということから、あえてこの言葉を取り入れなかったわけでございます。

○奥野(一)委員 今のお答えのようなことであれば、むしろ入れておいた方がすっきりするわけでしょう。これは今まで入っておいたものを、私どもの受けとめ方とすれば、何か民営化になるので、今まで公的な機関でやっておいたのとは違って、公共の福祉の増進とかというようなものは要らなくなったのじゃないか、こういうふうな誤解を与えようということになると思うのです。これはちょっと直せば入ると思うのですが、どうなんですか。

○小山政府委員 どうも言葉が足りない点がございました。実は、この第一条の「目的」のところ「この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ」というのが入っております。これとの関係で重複するということで、字句上の問題として取ったという点も御察察いただきたいと存じます。

○奥野(一)委員 時間がありませんと、私は徹底的にやりたい気持ちにはもうやまやま持っております。この連合審査も、実は十六時間ぐらいい、こう言ったのですが、残念ながら何十分の一に縮められた関係から、そのことだけを今議論している暇がありませんので、次にお尋ねをしていきます。

今言われているように、電気通信事業というのは大変重要な事業である、特に第一種事業の場合にはそうだと思うのです。もちろん第二種もこれを重要でなければならない、特に電信電話のサービスをするという一種事業については、国の神経系統という役目を果たし、非常に重要な事業だ、こう思うわけですが。

しかし、この法案の中身を見ていきますと、疑

問がたぐさん出てくるわけですね。例えばこの会社法の四条では、株式の所有は三分の一、こうなっているわけですね。当面は全額政府出資ということですが、最終的には三分の一ということになる。

きょう本会議で通過をいたしました。たばこ関係の法律、これはたばこの方は、私の間違いでなければ、国の方は、最初はもろろ全額だと思つたのですが、二分の一、当面三分の二ですね。電気通信事業の方は三分の一、これは差があるわけですね。これはどっちの事業が重要かどうかということとを議論する気はございませんけれども、同じ政府全額出資の特殊会社で、片方が三分の一、片方は最終でも二分の一、この違いというのは一体どこから生まれてきたのでしょうか、その辺のところをちょっと御説明いただきたいのです。

○小山政府委員 実は電電株式会社は、確かに巨大だと言われておりますけれども、しかしながら、競争会社がそこに存在することを前提としておりまして、当然ワン・オブ・ゼム、複数の中の一つの会社ということを非常に強く意識しているわけがございます。そうしますと、そのためにはやはり一つは、国というものの規制をなるべく外していく、事業体の自主性というものを尊重していくという考えが出てまいります。と申しますのは、そういうような形でございまして、新電電以外のそのほかの会社との競争原理を働かせる場合の対抗として、片方が非常に一つの国といえますか、国有に近い問題であります、どうして国有という般を破れないということがございます。

さりとて、それでは全部株を放せばいいじゃないか、完全な民間会社にすればいいじゃないかという説も出てまいりますが、そういたしますと今度は、事業としての公共性から、しかも、かつての国の保護によりまして、独占によって得られた多くの技術であり人材でありあるいは財産であり、そういうものがそこに存在するわけでございます、そこにおきまして、やはり株主権のいろいろ

な特殊な行使を防ぐことができる三分の一までを境界として、あとは自由な形の会社にすることによりまして、多くの会社の中で競争裏に自主性を持つて、あるいは当事者能力を持って活躍できるということをお願いしてございまして、その辺、若干たばこの会社とは異なった点があるのではないかと思っております。

○奥野(一)委員 私は、一番最初に申し上げましたように、この電気通信事業というのは非常に重要な事業だというふうに思っているわけでありまして、そういう面からいって、今の株式の問題にいたしまして、もちろん競争をさせるということはいいことだと思つたのです。いいことだと思つたのですけれども、この一種事業については、私は端的に言えば、ここにはその競争原理というのは余り必要ないのじゃないか、こう思つたのです。

それは仮に競争をさせてみたって、現在の電電公社のように全国にネットワークを張って競争するという形は出てこないわけですね。どうしてもそれは出てこない、またする必要もないと思つたのです。そうすると、これは一番いいところだけが競争の対象になってくるということになると思つた。そのために、これは新電電の場合でも、いろいろな面から苦勞されるわけですね。そういうような点から考えていきたいと思います。一種事業だけに限っては、やはり国が相当な責任を持つて対処をしていくという方針をとらなければならぬのだらう、こういうふうに思っているわけなんです。

ですから、この株式の場合であっても、三分の一ということになりますと、残りは三分の二ですね。これは残りの三分の二について株式の保有制限なんというものはあるのですか、そういうものは考えているわけですか。

○小山政府委員 特定の法人に所有を禁止するといふような制限というものは設けておりません。

○奥野(二)委員 私はそんなことはないと思つたすけれども、これはあり得るということについて

てはある程度歯どめをかけるというんですか、想定をしておく必要があると思つたのです。

今最終的に株を公開していくということになれば、政府の場合には三分の一より保有しない、三分の二は民間が持つということになるわけですね。我々が売るといふようなことは聞いておりませんから、いわゆる一般の利用者というんですか、国民が株を保有するということにできるのかどうかというところは現在わからない。そうすれば、これはどこかにいくんだらうというところは大体想定がつくわけですね。万が一、例えば経済界あたりが、どうも郵政当局がやっている方針には賛成しかねる、一致結束すれば三分の二持つわけでしょう。そういう点についてはどういふ対処の仕方を考えておられるわけですか。

○小山政府委員 三分の一を保有するということについては、いろいろ株主権、これは特別株主権でございますが、ちよつと忘れていたしましたけれども、そういう点で特別決議をするのが防げるといふことで、定款の変更の決議などをそれによって防ぐことができるということから、三分の一にしているわけでございます。特定の考えでということではございません。

その三分の一で防げないという現象は恐らくないと思つたすけれども、先生のおっしゃるような形のものは、やろうと思えばできないわけではございませんけれども、一つの定款変更というものの決議が、三分の一が一つの意思によって左右されてくるということはまずあり得ないのではないかと、この点が私どもの考えでございます。

○奥野(三)委員 時間が少し足りないんで、今あと二、三点ちよつと固めて申し上げますので、お答えをいただきたいと思つたのです。

公共の福祉の増進なり国民の利便を確保するといふ観点から考えてみますと、先ほどから私、何回も言っているように、電気通信事業の場合には、特に第一種の電気通信事業といふことについては、最大の注意を払って運営をしていく必要があるだらうと思つたのです。ですから、そういうこ

とから考えていきますと、新しい電電が国民の皆さん方のニーズにこたえて十分なサービスが提供できるということについての程度、保証といふところは語弊がありますけれども、そういうものについては考えてやる必要があるのじゃないかと思つたのです。

新しい電電の場合、これは今の電電公社をそのまま引き継がれるような格好になっていくわけですねけれども、いろいろな面でいわゆる公共的な面の負担をされているものが随分あるわけですね。先ほども質疑を聞いておりました、一一〇番でも一九番でも相当な通話量があるけれども、これは実際にこれからは無料で扱っていく、こういうことにもなっております。それからまた、当然山間僻地なんかの場合でも、いわゆる不採算地域などにおいても事業の確保をしていかなければならぬ、サービスを提供していかなければならぬ、こういうものについてもその任務を持つていくわけですね。

しかし、新しい電電になっていった場合に、その部面については新しい電電がそのまゝ負担をしていくという格好になるわけなんです。あつて、ちよつと今国鉄の問題などが盛んに言われているわけですねけれども、国鉄なんかの場合にも、公共的な負担を相当やっているわけですね。そのことがすべて国鉄の赤字の原因になったとは言いませんけれども、やはりそういう問題について考えていかなければならぬんじゃないか。

そういう面からいいますと、例えば単純再販なんかの場合でも、単純再販の関係についての質疑の状況をお聞きしております、いやそれは心配ないんだ、こういうことになっていくわけなんです。しかし、単純再販でも仮に乗り込んでくるということになれば、それは何らかの利益があるといふことだと思つたのです。

あるいはまた、第二電電が出て、東京―大阪間のやうなところだけやつていこうといふやうなことが出てきたり、そのために先ほど真藤総裁は、市外通話料金の引き下げ、遠近格差について

は考慮するけれども、市内通話料金はまだ上げない、こう言っているわけですね。そうすると、必ずどこかにその負担のしわ寄せというのがあるわけですね。そういうようなものなんかも新しい電電というのは、負担をしていかなければならないということになってくると思うんです。

そういう面からいいますと、今言った単純再販だとか、新しい電電が仕事をしやすくしてやるために、そういう面についての規制はすべきではないのじゃないか。先ほど郵政大臣は、公的な規制についてはできるだけ少なくしたと言われているんですが、少なくともそういう目的が、単に事務的なことから負いながら仕事をしていくわけですから、そういうものに負けないでやっていくべきようにするために、窮屈でないような条件をつくってやらなければいけないと思うんです。そうでなければ何のために民営化したんだということになると思うんです。

だから、事業計画にいたしましたも、あるいは目的附帯業務などにいたしましたも、新しい電電がやりやすいことをやってやるべきだろうと思うんです。そういう面についてはもちろん、これからいろいろな業者が新しく参入してくるわけですから、そういう中小企業者という人たちは圧迫するというのでは、これはまた一面においては困ると思うんですが、そういうもののない限りにおいては、やはりできるだけ窮屈でないような仕組みにしてやるべきだと思うんです。

単純再販の關係とか、事業計画とか、あるいは目的附帯業務、こういう面なんかについてももう少し緩和してやるということについてはどうなんですか。

○奥田国務大臣 細かい問題についてはまた、政府委員から改めて答弁させますけれども、先生の御質問のまず第一種事業の重要性という形においては、全く御指摘のとおりであらうと思います。また新電電は、民営化されたといえども、公共面の負担を従来どおりかざっていくことも事実でござ

います。そしてまた、不採算部門として電報事業も含めて主要な業務といたしておることも事実でございます。

しかしながら新電電は、民営化された以降といえども、持つておる技術あるいはその巨大な収益力、そういうものに伴う資金を含めて、これはもう本当に競争原理を働かすといっても、なかなか新電電に対抗できるという形の一種事業者は、その数多く出てくるわけにはないと思っております。ただ、その新しい民営化段階においては、今言われましたように、一部では料金値下げというふうな、クリームスキミングの形の中でお互いに向かい合う方向の協調と競争が行われるであろう。その結果、メリットは国民に安い電話料金となつて還元されてくれるであらうということに強く期待しているところでございます。

今個々の問題で、単純再販の問題にお触れになりましたけれども、公社もこれから新電電に民営化されれば、そういう単純再販に関しては、お互い専用線回線の貸し借りの契約あるいは再販禁止というふうな条項契約も含めまして、料金の調整という面で、再販を許すことは当然であらうと思ひます。これははっきり言つて当事者間も、寡占をかけるような形は、事業体としてはそれはやらないだらうと思ひます。

そういう意味合いで、法律の面ではっきりと禁止措置をとるよりも、専用回線を利用していただく方も、ある意味においては新電電の大口のユーザーというか、利用者でもございしますから、それらの点は採算性も十分考慮の上で契約がなされるものと思つております。

それではまた、当事者能力を發揮していくためには、附帯業務を何もかも縛りつけているのはおかしいじゃないかということでございますけれども、一種事業、電気通信の主要目的に合致するといった意味の附帯業務、例えばそういう端末の機器等々の販売等に関しましては柔軟に対応して、当事者能力を助長する方向の中で処理してま

いりたいと思つておるところでございます。

○奥野(一)委員 公社の総裁としては、いろいろある公的な規制ということについてはどうお考えになっておられますか、ちょっとお答えににくいのかもしませんけれども、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○真藤説明員 今の大臣の御答弁のとおりでございますが、私も当事者としていたしましては、単純再販という形だけの第二種業というのとはなかなか入ってこないと思ひますが、そうでない、付加価値通信をやりながらあいた時間に単純再販をやるといふようなことも出てこようかと思ひますので、そこら辺のところをもう少し具体的に技術的に考えまして、今大臣の御答弁のとおり、約款によつて処置していくという自由度を与えられておりさえすれば、何とか合理的に対処できると思ひます。

それから、附帯業務でございますが、これは附帯業務といふと何だということでございますが、いろいろ私どもが第一種事業としてやることに付随する業務でございますから、これはできるだけ自由裁量というふうにしていただかせないと、この第一種事業というものが完璧な姿で、かゆいところに手の届くようなユーザーに対するサービスがやりにくくなるということが非常に心配されておまして、それがまた公共性の保持というところに欠陥を及ぼしはせぬかという心配もございします。そういう意味で、附帯業務の認可というものはできるだけ、何といひますか、広い裁量の余地を残していただくことが、当事者にとつて一番大事なことで、これから考へております。

○奥野(二)委員 私は、これからどういふふうにかの電気通信事業というものが変化していくかは予測がつかせませんが、当面はやはり何といひても、新電電がこの業界をリードする、こういう役目というの是非常に大きいものを持つていらっしゃるんじゃないかと思ひます。これは技術面においても、ですから、そういうものについて抑えつけるようなことをしてもらつては困る、この

点だけはまず強く要望しておきたいと思ひます。

先ほどもちょっと大臣が触れられました当事者能力の關係、これは従来の公社制度の中から随分言われてきたのですが、今度は当事者能力もある程度は幅を持たせてもらう、こうなつたのですが、その中で特に私も関心を持つておりますのは、例えば賃金とか労働条件などについて郵政省が介入するということはないですね、この点だけひとつ確認しておきたいと思ひます。

○奥田国務大臣 当事者能力の一番大事なことは、そういう労使が自主交渉の中で賃金等々の決定というものが、これが一番大事な根幹であらうと思ひます。そういう形に介入するという意図はございません。

○奥野(一)委員 せっかく通産大臣においでいただいたのであります。余り時間がありませんが、第二種事業の方の關係について若干のお尋ねをしておきたいと思ひますが、当初、特別二種事業の規模の基準、こういうものを定めるといふことについては郵政省令でやる、こういう方針だったように伺つておつたのですけれども、最終的には政令というところで決着がつけられた。

これは公式に発表になったのかどうかは知りませんが、郵政の方では、この規模の基準ということについては、大規模V.A.Nの場合には一応、毎秒千二百ビット、五百回線以上、こういうふうな一つの案のようなものをお持ちのようでございますけれども、最終的にはまだ決着がついていない。政令段階ということになるから、その段階で恐らく郵政、通産の間で御相談を当然されると思ひます。決めなければこれは申請受け付けにならないわけですね。そのときにまた、両省で意見が合わないんじゃないかということになったら、これは大変なことになると思ひます。そういう面についてはどうお考えになっておられるのか、通産大臣がせっかくなので尋ねをしたいと思います。通産大臣の方にちょっとお尋ねをしたいと思います。

○木下政府委員 ただいま御指摘の点につきまし

では、通産省といたしましては、民間事業者がで
きるだけ創意と活力を最大限に発揮し得るような
基盤の整備を図ることが大事だというふうな
基本的な考え方に基づいておられますが、そういう
意味で、郵政省との間でも十分調整を図ってい
たいと考えております。

今先生のおっしゃいました具体的な点につきま
しては、今までのところ一切、郵政省の方から協
議を受けておられない状況でございますので、何と
も申し上げられる段階ではございませんが、仮に
このような基盤の場合には、特別第二種電気通信
事業の範囲が広過ぎるようになるのではないかと
いう感じもいたしますので、いずれにしましても、
十分通産省といたしましても勉強いたしまして、
また、郵政省と十分調整をさせていただきたいと
いうふうに考えています。

○奥野(一)委員 この関係でまたいろいろ聞いて
いきたい点があるのですが、時間もだんだん切迫
してきていますので……
VANの定義、これはこれから変わっていくの
ではないかというふうに思われるのですね、今ま
での観念だけでこれはいかうかが。ですから、
郵政が例えばこれから決められようとする基準と
いうのですか、何を尺度にして決めようとするの
か。

今言ったものであれば、これは規模の大小とい
うことになると思うのです。規模の大小なの
か、サービスの内容なのか。先ほどちょっとお答
えを聞いておきますと、両方入っているように
聞き取れたのです。大規模の方のものは全国的
なもので不特定多数、そうでないものは特定の利
用者、こういうように、それはサービスの内容に
よって決められるということになると思うのです
ね。サービスの内容で決めるのか、あるいは事業
体の規模の内容で決めるのか、両者をミックスし
たもので考えるのか、いろいろな形態が出てくる
と思うのですから、それはどんなようなこと
で考えられているのですか。

○奥田国務大臣 技術的な細かい点について間違

いがあつたらいいから、後で補足させます
けれども、規模とサービスの内容でございます。
規模の場合、全国ネットという形でございま
すし、内容の場合も不特定多数ということ、例え
ば同じ全国ネットでも、全銀のシステム、金融機
関なら金融機関のシステムという特定多数で
ございまして、したがってこういうVANは、特別第
二種の範疇には入らない一般VANでございま
す。しかし、これに流通関係とかあるいはメー
カー、製造関係とかあるいはこれに消費する
いろいろなマーケット関係とか、そういったものが
不特定多数の形で、しかも全国のネットを形成す
るといふような場合には、特別第二種ということ
で規定しておるわけでございます。

したがって、サービスの内容と規模と両方が
ミックスした形で一定基準を超えておるもの
は、これは影響するところ大である、普通VAN
と違って大であるという形で、法的に政令基準で
決めていくということでございます。

○奥野(一)委員 ちょっと通産大臣の方に尋ね
ておきたいのですけれども、二種の方は比較
的規制というふうなものが少なくなっています
が、それでもまだいろいろあるわけですね。こ
ういうことについては通産大臣としてはど
うお考えですか。

○木下政府委員 おっしゃいましたように、第二
種事業の方は規制の内容が緩やかになっておりま
す。通産省といたしましては、先ほどもちよつと
申し上げましたけれども、できるだけ民間事業者
が自由な活動ができるような形でいろいろな多彩な
ネットワークサービスが進められるようにした方
が、我が国経済全体のためになるんじゃないかと
いうふうに考えておりますので、規制の内容とし
ては、今回の法案の中身にありまふような形で、
できるだけ自由な企業活動ができるような形で運
営をしていただきたいというふうに考えておりま
す。

○奥野(一)委員 次に、ちょっとお尋ねをしてお
きたいのは、これから国際VANも出てくるわけ

ですね。国際VANの場合に、クリームスキミ
グの可能性というのが非常に容易にできそうだ、
こういうのがあるんですが、これは日本の場合に
は、すべて国際関係のものについても受け入れる
ということになっていくわけですね。この辺のと
ころは、これは日本には一応国際電信電話株式
社がある。これはVANの関係ですから直接通話
ということはないけれども、しかし、回線を借り
てやるということもできるようなことになってい
る。それを放置しておけば国際電話だって、そん
なに私は基盤が強固だというふうにも思ってい
ない、非常にいいところだけ取られるという可能性
はこの中にある。

それからもう一つは、国際電信電話諮問委員
会の中でこれは禁じられているわけですね。そう
いうふうに回線を借りてまたやるということにつ
いては禁じられているわけですが、その辺のところ
というのはどういうふうに措置をされるのです
か。

○小山政府委員 法律の枠組みでございます。こ
れは条約等で自由化された場合には、いつでも対
応できるような枠組みにはなっております。ただ
しかしながら、実際問題といたしまして、外国と
の間の電気通信サービスというのは、相手国また
は相手国事業者との共同事業でありますので、相
手国の法制度や国際的な取り決めによって、や
うとしてもできない場合があるということもござ
います。

ですから、枠はありますけれども、例えば今先
生御指摘のように、CCITTの勧告によりま
す、専用線を借りてメッセージ交換を行うことは
原則として禁止でございますから、そういったよ
うな形ではできないというところは国際条約で禁止
されているという、ただ法律的には今回はでき
る、もしCCITTの勧告が排除したならばでき
るという枠組みにはなっているわけでございます。

○奥野(一)委員 そうすると、一応枠組みだけは
つくって、態勢だけとっておくというふうに理解

していいわけですか。——わかりました。
次に、私もいろいろな面で研究させていただ
いているわけですが、将来どうなっていくのかとい
うことは非常に難しい。しかし、技術はどんどん
進歩していついていくわけでありまして、恐らく早
晩こういうものができ上がってくるのではないかと
いう感じがするわけですね、いろいろなニュー
メディアの関係。こういうものについて一体、ど
ういうふうに対処をしていくのかということとは、
今の法案の中だけではちょっとわからないのじゃ
ないかと思ふんですね。

例えば医療の関係なんかでも、電話診断とい
うのですか、テレビ診断というのですか、そういう
ものなんか、やろうと思えばすぐできそうなもの
だと思ふのです。技術だけ一方でどんどん発達
をしていっても、しかしそれは利用できないとい
うことになる。今の仕組みでは利用できないわけ
ですね。医療法ではできないというところになっ
ている。そのほかに、まだいろいろ関連するところ
があるのですが、そういうものについてある程度
整備を急いでおかないという、技術の方だけは
進んでいった、さあ見直しは三年後だなどとい
うのんきなことを仮に言っておつては、態勢がと
れないじゃないか、これが一つあります。

それから、国際VANがこれからどうい
うふうに進捗するかはまだ予測がつかないが、これ
もしかし、アメリカあたりなどでも相当おつてき
ておるところですから、急激に発達をしていくこ
とも考えられる。そうすると、個人で言えばブラ
イバシーの保護ということになります、国家機
密というのですか、国家機密まで大きなことにな
らぬかもしれないが、情報の機密保護というの
ですか、こういったものなんかについてだつて対
処していく必要があるのじゃないかな、こういう
感じもするわけですね。そういう面の対処の仕
方というの、これからどうされるつもりなん
でしよう。

○奥田国務大臣 これも大変専門的な分野でござ
いますので、私の場合、大まかな答弁になると思

いますけれども、先生御指摘のとおり、ニューメディアの分野で、電気通信の大変な技術革新で、確かにいろいろな夢が可能になってまいります。今言われたようなホームドクターという形で医療をやるとか、しかしこれは先生の御指摘のとおり、医療法の問題もございまして、薬の場合でも、薬法のいろいろな制約もございまして、ホームバンキングも技術的には可能ですが、技術的には可能ですが、これもまた、やるということになった場合には、銀行法等々の見直しも必要になってまいります。そういった具体的な問題に関しては、目下関係省庁との間で、このメディアの利用をめぐる法的な整備をやらなければいかぬ問題ですから、これらの問題については目下検討を開始いたしております。

したがって、技術的に可能な形が夢だけで終わらないように、それが個人の営業なりあるいはプライバシーの問題なりというものを保護した上で、そういったメディアの利用という形を十分関係省庁との間で検討しつつあるという段階でございます。

なお、国際V.A.N.の問題についても、そういった御心配や懸念があることは事実でございます。したがって、電気通信事業法全体に企業秘密あるいは個人のプライバシー、それを侵した形に対しては、それ相当な法的な規制措置が加えられておるといったことも事実でございますけれども、具体的に、先ほど局長が答弁申しましたようにいろいろな制約がありますから、法の枠組みは現在ありますけれども、実用段階という形になる場合には、まだまだ幾つかの検討課題が残されておるといことは事実でございます。

○奥野(一)委員 時間が参りましたので、その点については郵政大臣に特に要請をしておきたいと思っております。技術の方ではどんどん進んで、さあできたけれども、新しいサービスを提供できないなどということになりかねないわけですから、これはやはり急いでいただく必要があるだろうと思っております。

それでは、先ほどから通産大臣にせっかくお願いしたいので、この電電法案、特に通産の場合には、第二種の方が非常に大きな関係を持つていてわけですが、この法案についての大臣の感想をひとつお聞かせいただきたいと思いますので、いかがですか。

○小此本通産大臣 いろいろと役所同士の問題を議論されたわけでございますが、我々もとり、情報化社会の進展のために関係省庁と十分協議して、この実現のために今後努力していかなければならないと考えておる次第でございます。

○奥野(一)委員 ありがとうございます。

○金子委員 次に、浜西鉄雄君。

○浜西委員 物特委員の浜西でございます。専門的な立場から諸先輩が、知識豊富な中で質問されておりますが、物特ですから、恐らく多少重複した面もあるかと思っております。やはり物価に影響を与える石油とかガスとかあるいは電力とかと同じように、電話料金も、それぞれサービス部門あるいは生産部門でこれがコストに加わるわけでありまして、そういう意味で、多少の重複をお許し願いたいと思っております。

まず、少し大づかみなところからお尋ねしますが、電話料金に税金をかけるという話が、これは新聞に出たとおりであります。詳しいことは私もわかりません。しかし、これは既に数年前から大蔵省が、それなりの考え方を示しておいたことは事実だと思っております。したがって、電話料に税金をかけるということとはとりもなおさず、最終的には電話料金を払う利用者の負担、つまりところそうなると思うのですが、この問題について基本的な郵政省に、大蔵省のそうしたサービス部門に対して目を向けたやり方に対して、まず冒頭考えを聞いておきたいと思っております。

○奥田国務大臣 今御指摘の電話利用税の問題に、関しまして報道された新聞を拝見いたしましたけれども、その内容については全く知りませんし、また現実、そういった関係当局から御相談を受けたという事実は今のところ全くございません。

ただ先生の御指摘のとおり、国民生活、国民経済に最も密着した事業でもございまして、そういった形の中で今回の新しい法案によって民営化される方向も、結局は最後には、料金が値下げの方向で国民に還元されるということ、このことを目標にしておるわけでございます。したがって、電話利用税というような形で大衆課税と申しますが、そういった形の中で、事業に直接影響があり、しかもそれが料金にはね返ってきて、かえって値上げを誘発するということな方向というものは、担当の大臣としてはまことに納得できかねる、そういった形でもし組上った場合、ニューザー、利用する国民の立場に立っても私としては賛成しかねるということでございます。

○浜西委員 大変いい御回答をいただいたわけですが、ひとつ毅然たる態度で、やすやすと税金対象にかけるといふやり方、電話料収入、これが四兆円ということなのですが、これに五割か一〇%か、新聞ではそういうふうになっていきますけれども、そういう安易な税金のかけ方をすることに対して、郵政省は腹をくくってそういうことのないように、これはひとつこれから取り組んでもらいたいと思っております。今の答弁でそういうことだろうと思つて、この場では理解しておきます。

それから、電話利用の関係で私、いろいろ今からお尋ねするのですが、まず現在無料でやっておる——私、詳しく知りませんが、時報、天気予報、あれはお金を取るものであります。後から聞いたのでありますけれども、一一〇番とか一〇四あるいは一一九だとか、これは無料なんです、恐らくこのことは通信委員会なんかで十分やられておると思っております。やはり物価に關係のある立場で明確にそのことをお尋ねしておきますが、民営化されて、仮になったとして、この無料の問題は継続してもらいたいと思っておりますが、そのような考えに、こういうことでございまして。

○寺島説明員 お話ございました一〇番、一一九番、あるいは番号案内、その他いわゆる特殊

番号サービスと呼んでおりますけれども、幾つかのサービスをやっておりますが、現在そのうち、一一七、一一七七というのは通話料をいただいておりますけれども、そのほかは無料で提供しております。こういうサービスにつきましては、経営形態変更後も引き続き提供していく、こういうふうを考えております。

○浜西委員 私はそれでいいつもりだと思っておりますが、そういったこと、それに関連いたしまして、この事業法の三十一条を今ちょっと見たわけですが、まず料金の認可制、私は詳しくわかりませんが、認可制の料金の範囲といいますが、種類といいますが、これはどのぐらいあるのか、ちょっと聞かせてください。

○小山政府委員 料金認可になぜかけるかということもまず申し上げなければいけないのですけれども、実は、今度の新しい法案では、いろいろな新規参入者が出ることを歓迎している法律なのでございまして、第一種電気通信事業者はやはり許可制でございます。許可制ということとは、完全な意味での市場価格が形成されないという欠点があるということでございます。それが許可制でなしに自由に事業に参画できるということになりますと、市場価格というものは健全な形で出てくるわけでございますけれども、そうでないというところは、市場価格というものはそこである程度抑制されるということになります。そういったものと、片方において、電気通信の料金というものは、国民経済に非常に大きな影響を及ぼす公共料金であるというところから、利用者保護という観点から認可制というものをとらざるを得ないというところで、認可制というものを行政行為にかけて利用者保護ということでございます。

それでは、その中で郵政省令で定めるところによつて除外するものがございます。それは具体的にどういふことかというところになるのでございまして、私どもの考えでは、一つの基本的な料金以外のものがある、したがって、利用頻度が比較的多くないものとか、当該機の利用者の範囲が比

較的限定されているものとか、あるいは付加料金であるとかオプション的な料金、そういうものは除外して、主な料金だけに省令でもって限定していきたい、こう思っております。

○浜西委員 それでは、その料金を決める三十一
条二項ですか「適正な原価」という表現があるわけですが、問題はわかりやすく言うと、原価主義を厳しくすると当然、採算コストの問題でこれは計算されなければならない、これは理屈からいってそうなるわけですが、そうすると問題は、現在私どもが素人で聞き及ぶところでは、一般の市内通話というものは赤字だ、中距離、遠距離の電話料金でそれを賄っておる、わかりやすく言えばそういう状態になっておることを聞いておるので

す。
そうすると、適正な原価という方式でいく場合に、将来この市内料金の値上げということが頭に浮かんでくるんですが、公共性の問題、今小山さんはそういう意味合いのことを言われました。公共性という立場で物を考えと言われました。公共性というものが強く打ち出されれば、原価主義は排除されるべきだと思いますが、この点、料金の決定の仕方、もしくは、現在の料金そのものが必ずしも完全にトラフィックというか、そういう全体の流れというものが把握されていないというふうに私は聞いておるのですが、その辺についてひとつ詳しく尋ねておきたいと思うのです。

まず、原価主義でいくのか。公共性というものを十分加味して料金というものは、現在の料金体系から上げるようなことをしてはならぬ、そういう意味では、総括原価と申しますが、そういう方式は正しいと私は思いますが、その点について明確な答弁をひとつお願いします。

○小山政府委員 この三十一條第二項第一号「料金が能率的な経営の下における」というのは、これは当然のことだろうと思えます。非常に乱脈な経営のもとにおけるということにはどうしてもなり得ないと思えます。それにおける適正な原価でございまして、これにつきましては、総括原価主

義を否定するものではございません。

○浜西委員 そういたしますと、私は実は通信委員会にはほとんど顔を出しておりませんので、詳しいことはわかりませんが、過ぐる通信委員会の会の中で明らかにされたのは、まず新会社に移行して、そして事業の形態なども十分勘案をして、三年くらい先に見直すという回答をされておるやに承っておりますが、その見直すというものは、私は料金のことだと受けとめておりますが、その見直すというものはどういう意味合いを持つのか、聞いておきたいと思えます。

○小山政府委員 見直し規定は料金だけを指しているわけではございませんで、事業法案で言いますと、三年でございまして、

なぜ三年という年限をとったかと申しますと、今の通信に關します技術革新、非常なスピードで動いております。したがって法律というのは、一つは安定性を持っていなければ、権利義務の關係でございまして、非常に安定的な法律關係というものが大事でございまして、それと同時に、こういう技術的な問題を内包する法律は、その法律が固定的でありますと逆に、法律が現実を縛るというような現象が出てまいります。

そういう二つの調整をする時点として、三年というのを一つの見直しの時点としたわけでございます。こいつは法律は、毎年毎年見直しをしなければならぬという現実もあると同時に、それでは法律としての安定性が欠けるといふところで、三年で全体を見直すことにしたものでございまして。

○浜西委員 それでは、私は三年ということではあったわけではありませんが、それが何年先であつても、見直すというところの中に料金を見直すということも含まれておる、今大体そういう意味のことですが、そうすると、料金は基本的には総括原価でいく、こういうふうにおっしゃる。ということは、現在我々の聞き及ぶところでは、市内通話料は赤字だ、しかしそれを総括的に、つまり現在でもその辺の赤字を黒字の遠距離通話でこな

しておる、こういうことですから、そういう意味での総括原価でこれからいこう。

わかりやすく言えば、現行の料金の比重、ありようと申しますか、全体のあれが上がればそれはどうか知りませんが、とにかく市外も市内も今のような比率でこういう形を崩さない。わかりやすく言えば、市内は少し赤字でも利用者により以上負担をかけるようなことはしない、こういう意味だというふうな受けとめておきますが、それでよろしいと思えますか。

○小山政府委員 市内と市外の關係が今御指摘のような關係にあるということにつきましては、正確な資料はございませんけれども、大体の統計的な推定値として、そういうことを言っても間違ひではなからうという状態でございまして。

ただ、私どもの総括原価主義と言っているのは、コストを全く離れた形でもよいというのではないわけではございまして、理論的な料金というのは大体どこにあるかということが、一つの疑問点ではございまして、いろいろな学者等の研究によりまして、一つの理論がおります。理論というのは、やはりコストに基づいて料金が決められることが、それが一つの理想の形であるという一つの学説は確かにあります。

ところが料金というのは、現実には全くとくは、理論どおりでありまして、現実には全く向かない形のもので出てまいりまして、やはり私どもの生活実感、または古くからの料金というものになじんだ一つの習慣、それから我々の家計に占める支出の割合というものが、生活の中から見てどの部分がどのような形に妥当かというようにな、必ずしも原価イコール料金というのにはなっていないのが現状でございまして、また、それであることがよいかどうかという政策判断は、もう一つなければならぬと思えます。

したがって一つは理論としては、原価を償うというものが一つの論点としてありますけれども、現実の問題として今のような料金の体系が、我々の現実に利用する電気通信の料金として存在

し、それを継続していくということも、緩やかな形での改善というのは当然求められますけれども、急激な形での変化というものについては、いろいろ検討を要するものではないかと思っております。

○浜西委員 どうも答弁の方が大変わかりにくい。説明が専門的というか、物特というところはすぐ金のことだけで、余り難しいことはやっておりませんで、なるべくわかりやすく明快に答えてもらいたいと思いますが、この問題だけやっておると大変です。

さて、この問題を整理するについて、現在の日本の電信電話の關係の實態を把握というか、トラフィック、これをつかみ得ないということ、聞くところによるとATOMICですとか、という、それがキャッチできる機械と申しますが、そういうものをやがて設置をして、きちつとしたことをやって原価計算の基礎にするというふうな聞いておりますが、それはいつごろ、およそどのような形でやられるのか、これはちょっと興味がありますので、聞かしてください。

○真藤説明員 六十一年の秋の終わりのころからきちつとしたデータが出てくるようにということ、今工事を進めております。

○浜西委員 ちょっと専門的なことをさらにお聞きします。

これを設置すると、どの回線がどういう利用で、時間帯も、料金計算も一遍にできる、とにかくそういうような優秀な機械だろうと思うのですが、そういうものなんですか。

○草加説明員 大筋においてはそのとおりでございますが、当面市外回線、市外交換機に關するどの地域からの地域に通過がどれだけの時間かかったというようなことをトラフィックデータとしてとることとございまして、次にまた市内回線についても広げていく、このような進め方でデータをとる予定でございまして。

○浜西委員 そうなると、すべての流れ、トラフィックを把握できるわけですから、恐らく私ど

もの想像では、完全に今から三年もすればディジタル網が完成をして、現在では考えられぬほどすべてそういうものがきちっと整理をされ、具体的になるほどこれがニューメディア時代だと言われる時代が、二年か三年先に来ると思っておりますが、その段階で、そのことを基礎に料金計算など——料金計算というよりコストの関係ですね、料金の原価を決めるに於いてやりやすくなると思うんですが、やはりそのころを見越して料金の見直しというのをやっておられると思います、これと関連させてそういうふうと考えていいわけですか、受けとめて。

○真藤説明員 もちろん先生の今お話しございましたようなこともできますが、もともと装置を導入した主目的は、それよりもっと大きな目的がございますというか、それと似たような大きな目的がございます。私どものネットワーク全体でどこに将来どういう投資をすべきか、あるいは現在の設備にどれだけの余力があるか、だから設備の基本的な計画の基礎をつくるということが、一番主たる目的でございます。

特に新規参入が入ってまいりまして、競争状態になりますと、現在自分の持っている設備がどこがどのくらい余力があり過ぎるのか、どこが足りないようになってくる傾向が出てくるかというのを神経質に握っておきまないと、競争という場裏の中で、利用者に御迷惑をかけるような結果をしないでかす危険が多分にございますので、導入した主目的はそうでございますが、今おっしゃいましたような料金の問題の解析にも、非常に有利な武器になるというものでございます。

○浜西委員 そういった機械を入れて、正確に流れを把握するという目的は、多岐にわたるという考えられるようでありまして、それはそれで受けとめておきますが、これは予算的に、新聞でこれもちろっと見ただけですけれども、専門的にはどういいますか、表現は設備費用と申しますか、いわゆるヘッドの部分、それが今度は十倍ぐらいはね上がって、そういうものにこれから投資され

るといふふう聞いておるんですが、何か目標的には絞って五つぐらいにというふう聞いておりますが、これを簡単にいいますから、十倍ぐらいい設備費を今度十分準備をしておかなくていいというの、簡単な、わかりやすい説明をお願いいたします。

○岩下説明員 恐縮でございますが、今先生のお尋ねは、ATOMICSの設備投資の所要額についての予算措置ということでございますでしょうか。

○浜西委員 いやいや、もうヘッド全体、設備全体、予算的にどう見ておるのか、その辺からちょっと……。

○岩下説明員 現在の公社のネットワーク、これは端末器から市内回線、それから市外回線、市内交換機、それから市外交換機と、これらのもので構成をされておるわけでございますけれども、このための設備投資の所要額といたしましては、五十九年度の場合には一兆七千億円でございます。

今後、INSの形成を目指しまして、具体的にはいわゆるディジタル交換機ないしは光ファイバケーブルの敷設、これが一番の眼目になるわけでございますが、ここ数年、設備投資の総額におきまして、意味のINS形成のための投資額の割合が年々、絶対額も比率も増加しております。例えば五十八年度の場合に、INS関係の経費が約三千億円に達しまして、五十九年度は三千八百億円になっております。

当初の総額のレベルといたしましては、今後当分の間、現在の一兆六千億ないし七千億程度の水準を維持することになるかと思っておりますけれども、その中で特に、このINSに直接かかわるものの比率も増加し、また絶対額も増加をしていく、こういう傾向になるように考えております。その場合に当然、新技術の開発、このアプライというものを年々実施をしてまいりますので、投資総額がいわば横並びといえますか、余り増加しないといえども、その実質的な意味の設備の大きさをいいますか、実力は年々増加をしていく、このように考えておるわけでございます。

○浜西委員 そうすると、私の受けとめ方の違い

ですか、従来にない新電機に移行する、つまり、ヘッド部分を完備するために、一遍に十倍ぐらいい設備費を計上しておるというふうに見えてきたと思うんですが、そういうことではないわけですか、ちょっとその辺……。

○岩下説明員 今回の経営形態の変更に伴って、設備費を特にそのために計上するということはございませぬ。

○浜西委員 そういうことなら、そのように受けとめておきます。

そこで、一つの事例で、私はこれは料金とは直接関係ありませんが、新しい時代の先取りの問題で、CATVの問題、これを聞いておきたいんです。

具体的に言った方がいいと思うんですが、私の選挙区というところですが、地元の山口県C、山口ユニースセンターという会社を、こしらえておるのか、今からこしらえるのか、名刺ではもう刷ってありますが、いろいろ相談を受けてまして、有線テレビで新しい事態に即応して、いろいろ今から新会社をつくらせてサービスを提供したいというところで、問題になったのが、既設のテレビ会社、民放ですね、民間のテレビ会社の権益を侵すということ、なかなか簡単に話が進まない。

さあそこで、これから先の有線テレビ放送というものを、そういう事業者を育成するという立場にあるはずであるが、一体電波法なのか何なのか、どこかでこれが、なかなか実行するには幾つかのハードルがあるというふうな受けとめるわけですから、この有線テレビ放送というものがこれから先解決しなければならぬその問題点を、ちょっと明らかにしてもらいたい。

一つは、電波法の関係で、既得権を侵すから、その調整がつかないからだめなのか、あるいは、これから先もその問題についても調整をつけて、そういう事業を始めようとする事業者が積極的に便宜を与えていく方針なのか、そういう方針の問題と、建設省が、線を引っぱるのに地下に埋

めなければだめだ、こういうこと、これはまだその発表があつて十日か二週間ぐらいいではないかと思うんですが、これらの関係についても、そういう障害が幾つか横たわつておれば、口に言うほど有線テレビ放送というものが先へ進まないと思はるんです。このことについて、現在わかっている状況を説明してもらいたいと思ふ。

○徳田政府委員 お答え申し上げます。

放送局の免許は先生御承知のとおり、電波法の規定に従ひまして免許されております。それから放送法がございまして、この法律に適合するような形で運用されておるわけでございます。それからCATVに関しては、有線テレビジョン放送というのがございまして、この法律に基づいて許可がなされておるわけでございます。

ただいま御指摘ございましたようなCATV施設につきましては、まだ播磨期のシステムでございまして、これから発展していくものではないかと思つております。したがって、この既存のテレビ並びに今後発展していくCATV、これらとともに国民の福祉に役立つように、かつ、それぞれのメディアの特質が十分生かされるような形で私も指導育成をしてまいりたい、そのように考えておるところでございます。したがって、CATVの発展に必要な財政的な支援であるとか、あるいは技術基準等の策定等についても、いろいろと検討を進め、指導をいたしているところでございます。

それから、CATVの施設を設置する場合に建設省の方で地下埋設といいますが、そういうような問題が出たわけでございますが、建設省の方でいたしましたのは、防災あるいは美観上の観点から、電線全体の地中化、地下埋設ということを御検討されておるわけでございます。その中にCATVも含まれるわけでございますけれども、郵政省といたしましては、電線の地中化ということは長期的な観点で見ますと、必要なことであらうかと思ふわけでございまして、現時点におきまして、単独でCATVだけを地中化するというよう

なことになるかと、CATV施設の建設費用が非常に高くなるわけでございます。その結果、新しく伸びようとしておりますCATV産業のテークオフといえますが、発展が阻害されるということになるわけでございます。

そういうような観点に立ちまして、建設省と鋭意折衝を行ってまいりました。その結果、建設省の方では、CATVの地下埋設につきましましては、地方公共団体に対して統一的な指導をするというふうなことは取りやめにされる、そのように私も伺っております。したがって、このCATV施設の地下埋設の問題は、現在すべて解決いたしておる、そのように考えております。

以上でございます。

○浜西委員 それでは、総括的に最後の質問をして、やはり私は物特委員でありますから、ひとつ経企庁長官に最終的に基本的なお考えだけ回答してもらいたいと思っております。

今さっきから電話料金を中心に私はいろいろただしたところですが、新会社になっても現状から大きく変わるようなことはないという回答をいただいて、私はそれでいいと思っております。要は、幾ら活力を入れる、競争原理の中で切磋琢磨していくといながらも、基本的には公共性というものの、国民の人々がそのことを信頼をし、それによって育ってきた電報という会社でありますから、やはり料金というものは、慎重の上にも慎重にやっていかないと、物価に与える影響も大であると思うのです。

したがって、大変その点は矛盾した面を持ち合わせておると思っておりますけれども、公共性というものを十分加味した中で、通産省の立場から、これは各省にも同じことが言えると思うが、今回特に新電報発足についても、そういう立場で十分な申し入れをし、チェックをし、協議を図ってもらいたいと思っております。

と同時に、福祉電話の問題などは、直接電報会社がそれをどうこうするわけにはまいらないので、これはそれぞれの自治体があるいろいろな便宜、

補助、料金の免除といったことをやっておると思いますが、そういうものも新電報移行に伴って飛んでしまふことのないように、既得権と申しますか、現在まで国民の皆さん方が安心をして比較的安い料金で利用しておるこの料金について、特段な指導なり配慮をお願いしたいと思っております。その点について基本的な考え方を伺いまして、時間ですから私の質問を終わりたいと思っております。

○河本国務大臣 物価政策の立場から公共料金の取り扱いを申し上げますと、徹底した合理化をして、低い水準に料金あるいは負担を抑えるというのが基本の政策でございます。

電報が新しい経営形態に移りました場合には、ぜひともこの路線を外れないように、合理化を強力に進めていただいて、そうして利用者の負担が少なくなるように、低い水準に抑えられるように、そういう方向で成果が上がることを私も期待をいたしております。

○浜西委員 これで時間が来ましたので、終わります。

○金子委員長 次に、中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 商工委員の立場から、電報三法と競争政策とをめぐって、若干の質問をさせていただきます。

公正取引委員会は昨年十月以来、情報化の進展が今後競争秩序にどのような影響を与えるか、こういうことについて、関係企業とかあるいは有識者からヒアリングをしたり、あるいは製造業、金融業、小売業、こういった業種などの百一社に対してアンケート調査を行われたのであります。その結果各企業とも、情報化への対応というものが今後の企業戦略上重要な位置を占めているために、このデータ通信システムなどの拡充であるとかあるいは新設といったものを行っていきたい、このように答えているわけでありまして、しかしながらそのためには、いろいろな問題が実はあるわけで、VAN規制の問題であるとか、あるいは回線の接続問題、回線料金の遠近格差の問題、それから異なった機種やシステムとの接続

の困難性の問題、投資コストの増加の問題、機密保護とかあるいは犯罪対策などこういったセキュリティ対策の不備の問題等、これらの諸問題がそこそこ公正取引委員会には、今回のこの調査を通じて、今後の情報化の進展が競争政策上どのような弊害を起こすおそれがあるかと判断されたかについて、まず伺っていききたいと思います。

○厚谷政府委員 お答えいたします。

先生ただいま御指摘になりましたように、公正取引委員会は先日「情報化の進展が競争秩序に与える影響に関する調査」ということで、データ通信サービスの利用者である各産業における競争秩序にどのような影響が生ずるか、あるいは競争政策上問題がないかどうかということを調査いたしましたわけでございます。

近年、電気通信回線とコンピュータを結合いたしましたデータ通信の利用というのが非常に増えてまいりまして、特に企業間のネットワークというものがふえておるわけでございます。これに對します競争政策上の影響というところで見ますと、一概には申せません。プラスの面もございまして、あるいはマイナスの面もあるというふうに考えるわけであります。

プラスの面というのは、申すまでもございせんが、同業種間の競争あるいは異業種間の競争というものを促進させる要因があるということでございます。しかし一方では、具体化しておりますけれども、マイナスの面として弊害の可能性があらうというふうに私は考えております。それは、企業間の格差の拡大のおそれがあるのではないかと、あるいは企業間のグループ化、系列化の拡大強化のおそれがあつたか、あるいはネットワークシステム内の企業の事業活動が制約されるおそれがないか、こういう点でございます。

これに對しましては私も、重要なことは、データ通信システムにおける競争促進的な効果を一層増大するとともに、そこにおける公正かつ自由な競争を維持することによって、競争阻害的な

効果が出てこないようにすることが大事ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○中川(嘉)委員 そういった弊害が極力出てこないようにという努力のお話があったわけですが、そこで、公正取引委員会に重ねてお尋ねをしたいわけですが、今審議をされている日本電信電話株式会社法案、それから電気通信事業法案、右二法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、この三本があるわけで、これが施行された場合に、先ほど述べられた競争政策上の観点からの弊害に對しては、十分に配慮がなされているのか、あるいは心配はないと判断されているのか、あるいは、なお弊害が起こるおそれがあるのか、この辺をさらに伺っておきたいと思っております。

○厚谷政府委員 ただいま答弁いたしましたように、大事なことは、情報産業における公正かつ自由な競争を確保することであるというふうに私も考えておるわけでございまして、ただいま御審議いただいております三つの法案を拝見いたしますと、その中におきましては、国内における電気通信事業につきまして、電報公社の民営化と同時に、回線を有する第一種事業者の許可、あるいは回線を有しない第二種事業者の登録、届け出というふうな制度になってございまして、そこには電気通信分野において参入が可能になってまいるといふ点でございます。

そういった点で、それは私どもの観点から申しますと、競争が導入されるということであり、その分野におきまして、効率的、合理的な発展が期待されるだろうというふうに私は考えております。それに伴いまして、先ほど申しましたネットワークの面においても、適正な進展が見られるだろうというふうに期待しておるわけでございまして、したがって私どもとしては、競争政策の立場から、今回の三つの法案につきましては、評価できるものと考えておるわけでござい

するための条件、これは料金が安いということのほか、そのシステムによるサービスが多様であつて、高い品質のものでなければならぬと思ひます。従来、通信技術の開発というものは、電電公社が主体となつて、それに民間が協力するような形でやつてきたと思ひますけれども、システムの構造の違うコンピュータですね、これの接続など標準化の問題に関しては、現在では電電公社のDCNAというシステムあるいはIBMのSNAですね、これがあるように、必ずしも接続が可能

なものとはなっていないわけですが。

今後は通信事業に民間も参加するわけで、この法案では、通信設備について郵政省令でその技術基準を定める、こういうことになっているんだと思ひますが、この点については、アメリカあたりが強い関心を持って見ている、こういうわけで、この電気通信設備の技術基準を決めることの審議会ですね、これにアメリカも委員を出したいんだということが報道されていたように思ひますけれども、その実情についてここで御説明をさせていただきます。

○奥山政府委員 電気通信分野における標準化の問題につきましては、郵政省は在来から二つの観点から、非常に重要な政策課題ととらえております。

一つは、電気通信というものがそもそも、不特定多数の方々の間の音声とか映像とか符号とか音響を伝えるあるいは受ける組織でありますので、標準化がなければスムーズな円滑な疎通が行われないう観点からでございます。もう一点は、大量生産をする前提といたしまして、標準化が行われないうとコストが下がりにませんので、国民の方々に十分な便宜が与えられないというこの二点でございます。

かかる観点に基づきまして郵政省といたしましては、従来から端末機器並びにネットワークに係る標準化につきましても検討をし、電気通信審議会にお諮りをした上で決定しております。一方で、ITUという国際の場における論議を踏まえ、国内的には、ユーザの方々の意見を集約いたしまして、最終的に電気通信審議会にお諮りした上で、最近幾つかの標準化を図っております。

今先生がおっしゃいましたコンピュータ関係につきましても、コンピュータ・コミュニケーション・ネットワークに関する標準方式を五十五年に策定いたしました。また、審議会の答申を得まして、ついことしの三月にまたこれを改定したところでもございます。

最後にお尋ねの、電気通信審議会への外国の委員の任命の件でございますけれども、電気通信審議会につきましては、この委員が国家意思の形成に關与するという観点から、他の政府の審議会同様、審議会の委員にすることは認められておりません。このことは、人事院が出しました法令解釈上の通達からも、私も各省一様に、審議会の委員としては参画することは認められないというふうに受けとめております。

○中川(嘉)委員 いずれにしても、高い技術というものが開発されて、その技術によって標準化がされるというものは最も望ましいわけですが、これは、一方では、この標準化というものはある意味では、その時点での一番低いレベルの技術に合致するということになるわけで、基本的には、関係者が自由に競争しない限り技術は進んでいかないと、こんなふうに思ひます。したがって、標準化の問題あるいは共同開発ですね、こういったものの組織論あるいは共同開発の組織論というものは、慎重にやるべきだという専門家の意見もあるわけですから、この点について、郵政省並びに通産省ですね、どのようにやるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○奥山政府委員 先生御指摘のとおり、標準化には若干の問題がございます。それは余り細かに標準化で先走って基準をつくってしましますと、民間の創意工夫が發揮できまませんので、かえって自由な民間の創意に基づく技術開発を阻害する面がございます。他方では、標準化を行いませんと、先ほど申し上げましたようなコストダウンを来さないというような問題がございます。

したがって要は、余り細部にわたって手足を縛らないで、かつまた、国民の皆様利益が均てんするような程度の標準化ということで、その両者の兼ね合いが一番肝心だろうと思ひます。したがって最終的には、その辺の兼ね合いを十分考えながら、電気通信審議会の御答申を得た上で、標準化の措置を講じているところでございます。

○木下政府委員 御質問の点につきまして、通産省としての考え方を御説明申し上げたいと思ひます。

近時普及しつつあります情報関連機器は、今後情報化の進展に伴いネットワーク化、システム化されるわけですが、そのようなことが進んでいく過程におきまして、私どもとしては、情報化社会を円滑に実現するために、ハードウェアそれからソフトウェアのさまざまなレベルでの相互運用性というのが必要だと考えております。通産省としては従来から、工業標準化法に基づき機器等の各種のレベルの標準化を進めてきております。それから、流通業界における手順の普及、J手順と言いますけれども、その普及に代表されるようなビジネスプロトコル等もつくっておるわけでございます。

このようなネットワーク化を進める場合には、機器の標準化を進めるということが一つ大事かと思ひますが、機器自身の標準化は進んでなくとも、お互いのネットワークをソフトウェア等によって十分に確保するとうような考え方がまた可能でございますので、標準化とともに、そのような別の種類の機器をつなぎ合わせる技術開発、そういうもの全体を含めまして、全体として最も効果的な形で情報化を進めていく必要があるのではないかと私も考へておまして、通産省としても、部内に研究会を設けまして、そのような形でネットワーク化が最も効果的に進むベストミックスを見つめるべく、いろいろと研究しているところでございます。

○中川(嘉)委員 これはもう少し詰めたところですね、次々問題、郵政大臣に伺いたいと思ひますけれども、高度情報化社会を実現していくために、行政とともに民間活力が最大限に發揮されるということが不可欠だと思ひます。特に第二種事業については、より一層民間活力と創意工夫、こういったものが生かされる分野と考へるわけですが、これも、電気通信事業法案においては、特別第二種と一般第二種、この区分を初め、幾つかの重要な点が法律のこの運用にゆだねられている、こういうわけですが。

法律の運用に当たってはこの点を最大限に配慮すべきである、これは考へますけれども、例えば特別と一般の区別について、通信委員会が郵政省の答弁では、千二百ビット、五百回線、このようにするつもりであることを答弁しておられるわけですが、これはどのような根拠に基づいたのかということ。現在中小V.A.Nの多くが、特別第二種に含まれてしまふのじゃないかということ、そうだとすると、特別第二種の厳しい規制というのが実質的に広がることとなる、競争参入制限ということになるのじゃないかと私は思ひます。すなわち、民間活力を最大限に發揮させるためには、特別第二種の範囲というものは極力限定すべきであると思ひますけれども、この点、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○奥田國務大臣 確かに新しい二種事業というのが、これからの電気通信事業の中で最も花形の分野であります。民間のきめ細かいサービスをここに期待していくということも、御指摘のとおりでございます。

ただ、今御指摘のように、特別第二種に対する制限、規制というものが厳しくなつてはいけないと私も思ひます。ですから特別第二種は、全国ネット、そして不特定多数ということで、今御指摘のように千二百ビットとか、五百回線というような基準値があることも聞いておりますけれども、これはまだ通産省との間でお互いに、政省令の基準を決めるときに御相談を申し上げなければいかぬことでもございますし、この問題につきましては先生の御指摘どおり、これは決して門戸を制限するということであつてはいかないと思ひます。

ただ特別第二種は全国ネット、不特定多数で、やはりこれらの装置がダウンした場合のあらゆる影響、弊害という形の災害というものが非常に大きいという形、抽象的に言えはそういふ形、影響のあるものを規定するわけでございます。

機関に準ずるという形で、予算統制あるいは給与総額制度といった諸規制があって、当事者能力が欠如しておるといふ点があろうかと思ひます。

さらに、これは私も経営側のいわば責任でございませうけれども、いわゆる親方日の丸意識と云つたようなものからどうしても脱却し切れないう、こゝういったところが現在の公社形態並びに独占形態からくる問題点だといふふうに認識をして

おります。

こういった諸問題は、今回の御審議いただいておきます改革の方向が実現しました場合に、基本的な解決が可能だろと思ひますし、ぜひまたそれを支えるものにしたというふうな考へておるわけでございませう。

例えば、競争の原理が導入されることによりまして、私も事業体の立場でも、今までいけば電電公社の電話局にしかお客さんが来るのがなかったのが、下手をしますとよそのお店に行ってしまうという危機感がございませう。そこから当然、サービスの開発なり、あるいはお客様の応対を初めとしたきめ細かなサービスについての意識改革も可能だろと思ひますし、また当事者能力の問題にしましても、自主性が与えられるというところから、例えば資金の運用あるいは業務範囲の拡大、こういったものについても、フルに経営としての持つてゐる力も發揮できるのではなからうかというふうな思ひております。

と同時にまた、現在の公労法の体制から労働三法による労使関係の規律というふうな大きく基本的な基盤が変わつてまいりまして、ここから私どもは職員の働く意欲といひますか、インセンティブというものの対する大きな期待を見ることができるようになると思ひます。

こういったものを通して、先ほど御指摘の臨調答申でも出ておりましたような、競争関係を通じての事業の活性化、また効率化、さらには、これによって我が国の高度情報通信システム形成への寄与といふものが可能だろと思ひておりますし、それは私どもの社会的な責務だといふふうな考へておるわけでございませう。

○吉井委員 次に、公社の地方団体所有の土地の無償借り上げの件についてお尋ねをしたいと思ひます。

現在電電公社が電話局それから無線中継所等の用地を地方団体から無償で借り上げている事例が全国的に見て相当あると思ひます。これらの無償借り上げ用地は一体どのくらいあるのか、またそ

れに關係しておる關係地方団体数はどのくらいあるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○岩崎説明員 お答えいたします。五十八年度末におきます数字でございませうが、四十四件でございまして、自治体数で申しまして四十二団体でございませう。

○吉井委員 その分地方団体に負担させていることになるわけですが、これを適正な価格で借り上げるとすれば、その金額はどのくらいになりますか。

○岩崎説明員 お答えいたします。

現在四十四件につきまして、買取あるいは借り上げというところで計画を立てておるわけでございませうけれども、買取予定が十五件で四百六十万円、借り上げ予定が二十九件で年額三百五十万円というふうな推定してございませう。

○吉井委員 このような無償借り上げですが、これは公社が本来負担すべき経費を地方団体に負担させているものでございませう。地方財政再建促進特別措置法の第二十四条第二項の規定によつて、これは禁止されているわけですが、自治省としても毎年、その是正を郵政省に求めているわけですが、現在までにどのようになされたか整理されてきたのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○小山政府委員 御指摘のとおり、自治省からそのような要請がありまして、省といたしましては、従来から返還または有償の借り上げ等々の措置を講じてくるように公社の方に伝えまして、当該する地方公共団体に話し合いをするようにというところを申し入れておるわけでございませう。

なお、公社におきましても非常に努力をしていますが、年々の減つた状況につきまして、ちよつと私、手元に数字がございませうので、公社御当局からちよつと御説明願えればと思ひます。

○岩崎説明員 お答えいたします。

郵政省からの御指導につきましては、今小山局長の申し上げたとおりでございまして、五十八年の七月に五十七件ございまして、それで五十九年

の三月に先ほど申し上げましたような四十四件に減つております。

それで、その後の借り上げ並びに買い取りという措置につきましては、五十九年度中に全部完了するといふふうな考へてございませう。

○吉井委員 電電公社は六十年四月からは民営化

されるわけですが、民間会社が地方団体の公有地を無償で借り上げる、あるいは低廉な価格で借りるというところは考へられないことですね。六十年四月までにはこれらの無償借り上げは完全に解消すべきだと思ひけれども、今も御答弁をいただきたが、そのように解釈してよろしいですか。

○岩崎説明員 そのようにお考へいただいて結構でございませう。

○吉井委員 次に、道路占用料についてお尋ねをしたいと思ひます。

電電公社と地方団体との關係につきましては、用地の無償借り上げのほか納付金問題がありませう。また、道路占用料の問題がありませう。電電公社が地方団体の管理する道路に設置している公衆電話ボックス、それから電話柱、地下ケーブル、マンホール、こうしたものについては、その道路占用料が現在まで全く徴収ができていないで、地方団体はこれをかねてから問題にして、また自治省も毎年その是正を問題にしているわけですが、我が公明党もこの問題につきまして、予算要求で毎年取り上げておるわけですが、これがどうして納付できないのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○岩崎説明員 道路占用料の問題につきましては、各道路管理者の所管になるわけでございまして、国道につきましては建設省が決めになり、その他の地方公共団体の管理いたします道路につきましては、建設省の行政指導によつてその道路占用料の問題が定められておるわけでありませうが、電電公社の事業につきましては、これまでの問題でございませうけれども、国に準ずる機関でございませうし、公共性の高い事業であるといふこと

で、建設省において、国道につきまして無料とするといふことを方針として定められておられま

で、また、その方針に準ずるという行政指導が、各地方の公共団体になされておるというところとございませう。それによつて、これまでの電電公社の状態におきましては、無料というところで道路を使用させていただいておるという状況にございませう。

○吉井委員 現在、電力会社の電柱やそれからガス会社のガス導管等については、これは道路法第三十五条、三十九条ですか、この施行令、また地方団体の条例、そうしたものによつて占用料が徴収をされておる。これによれば、大都市地域で電柱一本について年千四百円、それからケーブルについては一メートルについて年百円、このように言われておる。現在の施行令の占用料金額で仮に電電公社が地方団体に占用料を納付したとするならば、どのくらいの金額になるのか。

○岩崎説明員 お答え申し上げます。

現在どのようにな負担をさせるべきかということ、建設省において御検討になつておるというふうな伺つておられますけれども、今先生がおっしゃいましたような既存のもの、既存のものといふのは、電気、ガスあるいは水道等というふうなものと照らし合せて電電公社のものを計算するとどううかといふことで計算してみますと、おおよそ三百億円程度ではなからうかというふうな推定をしております。

ただ、これは実際の算定方法が算定の何といひますか、事務技術的なものがあるかもしれませんが、そういう中で少し変動することがあるかもしれませんが、おおよそその程度というふうな判断をしております。

○吉井委員 算定のいろいろな方法等もあると思ひますけれども、恐らく三百億はやはり倍近く上回りますけれども、このようにも思ひかけてございませうが、もしこの道路占用料が入つておれば、例えば本年の春に各地方団体で一斉に引き上げが図られたところの各種の手数料、それから使用料、保育料、授業料、いろいろございませうが、地

方財政計画によれば七・四%の増、いわゆる六十四億増の引き上げが、極端に言えば不要であったかもしれない。またあるいは、住民税の減税がさらにできたのかもしれない。このような占用料は電力、ガス会社とのバランスからいっても、六十年四月以降は当然にやはり全額が納付されるべきだと思ふのですが、この点はいかがですか。

○岩崎説明員 来年四月以降は降圧化ということになれば、当然定められたおりのものを全額納付するということになると思ひます。

○吉井委員 その点ひとつよろしく願ひしたいわけですが、無償借り上げの完全解消やまた道路占用料の全額徴収ができないということになりますと、第二電電とのバランスから見てもこれはどうしてもおかしいことになるわけですが、今回の改革は、電気通信分野に競争原理を導入して、そして民間企業、すなわち第二電電の新規参入を促すことによって、電気通信の高度化、活性化を企図しているものでありまして、その結果として、多様なサービスを利用者に提供することをねらいとしているわけですが、

しかしながら、新会社にこのような特典の継続を認めることは当然、公正な競争原理の導入の改革の基礎に反しますし、また、第二電電の各社にも同じ特典を認めざるを得なくなるわけですが、まず、ひとつこの点については、先ほど御答弁ございましたように、発足当時からきちっと行っていたようにお願いしたいと思ひます。

最後に、大臣にその決意をお伺いしておきたいと思ふのですが、現在の電電公社は、その創設の昭和二十七年以前には国営であった公衆電気通信事業を引き継いだもので、沿革的には公共性が認められていたと思ひます。しかし、

六十年四月からは全く性格が一変するものでございまして、用地の無償借り上げも納付金も道路占用料も民間会社として対処していかざるを得なくなっているわけですが、現在と同じような取り扱いが仮に激変緩和という形であっても存在することは、許されることではないと思ひます。

契約は契約、そして税金は税金、使用料は使用料としてきちんと整理することが一國の財政秩序、また社会秩序の形成という観点から見ても必要かつ重要であると思ひます。そうでないと、その分の地方団体の負担が結局は住民にはね返ってくる、こういう結果にならないを得ないわけですが、

さういまして、この点を十分考慮していただいて今まで述べてきた点に対処していただきたい、このように思ひますが、大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。

○奥田國務大臣 民営化後の新電電は引き続き、公共的な使命達成の役割を行うわけですが、これまでも、しかし、今御指摘のような道路の占用料あるいは用地借り上げ等々に関しましては、民営化されれば当然有償が原則でございまして、そういう形では、適正な基準算定を目下関係省庁で詰めておる段階でございまして、そういう形の中では当然、有償として自治体にお支払いすることになると思ひます。

なお、一部経過措置として、機器の方に対してのそういった暫定的な措置は図られておりますけれども、これもあくまでも例外的な経過措置でございまして、新規投資に関しては、新規参入の業者と全くイコールフタリングの形でそういった有料の原則でやるといふ基本姿勢を貫いてまいります。

○吉井委員 終わります。

○志賀委員長 次に、岡田正勝君。

○岡田(正)委員 まず自治省の方からお尋ねをさせていただきます。私は、地方行政委員会の委員としての立場からお尋ねをさせていただきます。

第一番目は、これまでの公社形態のもとにおける市町村納付金制度のもとにおきましては、固定資産として課税されるすべての固定資産については、その価額の二分の一を算定標準額とする特例措置が講じられておりました。今回の制度改正によりまして、償却資産のみ、それも基幹的なものに限定する、こういうことになつておりますが、

その基幹的なものに限定をした理由というのは一体何でありましょうか。

○矢野政府委員 今般、日本電信電話公社が民営形態に改められることに伴ひまして、ただいま御指摘のような特例措置を講ずることにしたわけですが、

村納付金につきましては、土地、家屋、償却資産すべて二分の一にする、こういう特例措置が講じられておるところでございまして、

どこにかがみ設けられておったところとございまして、ただ課税額を、市町村の方、地方団体の方からは、税負担の公平の見地から二分の一を廃止して全額にすべきである、こういうことが強く要望されておったところでございまして、

今回の公社制度の改革に伴う地方税制の改正に当たりましては、こういった経緯も踏まえて、新たに参入することになります日本電信電話株式会社に對する固定資産税負担につきましては、固定資産税というものが資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在いたします受益関係、こういうものに着目して課税されるわけとございまして、

新会社が所有する固定資産もこの点において、他の株式会社所有する固定資産と何ら異なることがないということ、それから公社制度の改革は、新しくこういった事業分野に競争原理を導入する、これによって経営の効率化、活性化を図ろうとするものでございまして、そのためには、固定資産税の税負担についても、ほかの株式会社と同様に考えなければならぬということなどの基本的な考えに立ちまして、新たに参入する会社に対しては、原則として全額課税をすることにして

おるわけとございまして、

ただ、今回の改正案におきましては、こういった経営形態の変更に伴って負担が急増いたしました。その急増を緩和するための経過措置として、すべての資産ではなくて、そのうちの償却資産の中でも、電気通信機械施設及び電気通信線路施設、これに属する一定の基幹的な設備だけに限つ

て、この施設を承継した後五年間に限りまして、価額の二分の一の額とすることにしておるところでございまして、まさに負担の激変を緩和するという観点から、そういったものに絞つて経過的な特例措置を講ずる、こういうこととしたのでござい

ます。

○岡田(正)委員 今御説明のありました基幹的な部分に限つてということの大まかな意味はわかったのですが、それでは、その基幹的な部分というのは一体どういう部分なのでござい

ますか。

○矢野政府委員 基幹的な部分に關する具体的な中身はどうかということとございまして、特例措置の対象になりますところの基幹的な設備、これは政令で定めるものということに相なつておりますけれども、現在、これは日本電信電話公社が所有しております償却資産のうち、まず電気通信機械施設に属するものとしたしましては、電信機械設備、無線電信機械設備、市内電話機械設備、市外電話機械設備、それから伝送無線機械設備、

こういったものを対象といたします。また、電気通信線路施設に属するものとしたしましては、市外線路設備の全部、それから市内線路設備のうち、電話局相互間のもの、それから電話局と配線盤、末端にいく途中の段階でございまして、この配線盤との間のものとこれらの線路設備に係る土木設備等、こういったものが予定されておるところでございまして、基幹的なものというものは末端の部分を除いたもの、こういう意味に御理解をいただきたいと存じます。

○岡田(正)委員 私がちょっと不思議でかなわぬのは、例えば先ほどもちょっとお話が出ましたが、電気事業あるいはガス事業を初めとしたしまして十種類が償却資産につきまして、最初の五年間は三分の一、その後の五年間は三分の二を算定標準額とするという特例措置がとられております。そのほか、特例措置がとられておる項目を全部拾つてみますと、全部で三十三業種にわたつております。なかなか大変な広がりでありま

す。

○岡田(正)委員 今御説明のありました基幹的な部分に限つてということの大まかな意味はわかったのですが、それでは、その基幹的な部分というのは一体どういう部分なのでござい

ますか。

○矢野政府委員 基幹的な部分に關する具体的な中身はどうかということとございまして、特例措置の対象になりますところの基幹的な設備、これは政令で定めるものということに相なつておりますけれども、現在、これは日本電信電話公社が所有しております償却資産のうち、まず電気通信機械施設に属するものとしたしましては、電信機械設備、無線電信機械設備、市内電話機械設備、市外電話機械設備、それから伝送無線機械設備、

が、新電電の場合、償却資産のうち基幹的なもの、しかも承継後五年間のみ二分の一の特例を認める、新規投資については特例措置は適用しない、こういうことになっておりますが、はなはだしく差を感じるのです。そういうことにいたしました理由は一体何でございますか。

○矢野政府委員 ほかの事業との対比で例をお挙げになれましたが、特に比較する場合に、代表的なものは恐らく電気、ガス事業でございましょう。特に電気事業は比較の場合、最も典型的だと思ひますけれども、例えば電気事業につきましては御承知のように、国民の日常生活を維持する上での絶対に必要不可欠なものというぐあいに考えられるわけでございします。これに対して、今まで日本電信電話公社が行ってこられましたところの電話といったようなものを比較いたしますと、これも今日国民に広く使われておるといふ点はそのとおりでございしますけれども、ただ、生活の効率化とか利便化といったような面を圖るという点で、そういった違いはあるものと考えておるわけでございします。

また、電気事業における対象になっております送電施設あるいは変電施設といったものは、もっぱら当該公益事業のためにのみ使われるものでございしますけれども、新しい電信電話株式会社の電気通信設備は、本来の電話サービスのほかに、これからの成長産業でございします付加価値通信網に関する事業その他ニューメディア産業にも併用されることになり、相当な収益を上げることも可能でございします。また、国民生活の間に広く普及をしております通常の電話につきましては、既に公社の手によって今日までに、必要な設備投資は完了しておるといふぐあいに考えられるわけでございします。

したがって、承継をいたしたものにございまして、今後五年については激変緩和という意味で特例措置を設けてきたわけでございします。今まで投資してまいりましたものについては、納付金の二分の一特例によって、課税側から言えばそれな

りの軽減が図られてきた、こういうぐあいに考えておるわけでございします。

今後の日本電信電話株式会社の新規投資というものは、主としてこういった成長性の高い新しいサービスのために行われるものと考えられますので、こういった投資につきまして本来、固定資産税の特例を設ける理由はないと考えるのでございします。

電話サービスを維持するために、今後も既存の設備の更新投資というのはいさしやうけれども、更新投資は、電気事業の場合にも対象にはしていないわけでございします。そういったような関連から、対象にはしないということが言えようかと思うのでございします。そういった点を御理解を賜りたいと存じます。

○岡田(正)委員 今の説明、大変よくわかるのですが、一つだけ不思議に思ひますのは、電気というものはどうしてもなければいけません、国民生活に不可欠である、ガスもそのとおりである、したがってこういう措置をとっておるのである。この電信電話というやつは、まあ国民生活にとって不可欠というのではなくて、あれば利便が図れる、利便の上で非常に貴重な存在である。こういうところで区別をされているような今の御説明でしたが、今は電話なんというものは、もう国民生活にとっては必要不可欠のものであると私は思っております。

あなたの方は、自治省の方は、電話というのは国民生活にとって不可欠なものとは思っていないというところに言葉を返したらなるのでございします。どうか、大変重要な問題ですが……。

○矢野政府委員 今日私どもがいろいろ生活の上で使っておりますさまざまなサービスであるとか資源の提供と申しますか、そういったものが、国民生活の中でどの程度に不可欠であるか、大変難しい問題でございしますが、これは社会経済の進展とともに中身としては変わってくるものではなからうかと考えております。

電話という設備は、今から三十年、四十年前には、まさに特定の人たちだけの利便施設であった

かと考えられますが、今日では仰せのように、国民のほとんどが電話を利用しておるわけでございします。そういう意味では私どもも、電話そのものが実質的に考えて、今日の国民生活にとって必要不可欠なものと言えないという断定をするほどの考え方はございしません。

ただ、先ほど御説明申し上げましたように、通常の電話はもう既に全国自動化が完成をいたしました、世界でも最も便利な電話が利用できる国になっておるわけでございしますが、こういった通常の電話につきましては、もう既に設備投資は終わっている。もしこの上に新規の電話設備の投資が、仮に電話に限って申し上げても行われるといたしますれば、それは今の電話をもっと高度に便利にするための設備投資は行われるかもしれない。そこになりますと、これは必要不可欠のものとはちょっと言いにくいんじゃないかと考えるわけでございします。そういう意味から、先ほど御説明申し上げましたような特例措置に限定をするというようにしたわけでございします。御理解を賜りたいと存じます。

○岡田(正)委員 ちょっとしつこいようで恐縮ですが、国会の中でも一部では、電報業務といたのが大変な重荷になって、赤字を生み出す一つの要因になっておる、電話がこれほど普及発達したのであるからして、電報はもう廃止したらどうだという勇ましい議論も出てくるような今日でございします。そういうときに、電話というものは私は、国民生活にとっては必要不可欠なものである、利便性だけで論じられるようなものではないと考えておりますので、さらにまた地方行政委員会において時間を与えられたら、質問を申し上げます。

次の問題にいかせていただきますが、この新電電のほかに恐らくや、第二電電、第三電電と称するようなものが続々と生まれてくると思ひます。少なくとも第二、第三まではできる可能性はもう今から報じられておるわけであります。これは新電電と同じ特例措置をおとりになるつもり

であるかどうか、お答えください。

○矢野政府委員 先ほど来お答え申し上げておる中からも御理解いただけたと思ひますけれども、今回の民営化に伴ひまして新しい会社が所有することになる、今まで日本電信電話公社が持っております一定の基幹的な償却資産、これを承継したもののについては、五年間の固定資産税について課税標準を二分の一の額とする特例措置を経過的に講ずることとしたわけでございします。これはあくまでも承継分、今まで行いました設備投資のみを対象にしたわけで、その意味が激変を緩和するというところにあることは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございします。

したがって、日本電信電話株式会社が今後新しく取得する償却資産については、何ら特例措置が講じられないわけでございします。また、昭和六十六年度以降におきましては、電信電話公社の出資に係るものも含めまして、全額固定資産税が課税されるということになるわけでございします。

したがって、このように今回の特例措置はまさにこの新会社に対して経過的に講じられたものでございしますから、御指摘のような新規参入、第二電電あるいは第三電電と言われるようなものにつきましてもこういった特例措置を講じる考えというのはいないところでございします。

○岡田(正)委員 特例措置を講ずる意思は持っていないということははっきりいたしました。さてそこで、競争原理ということから考えますと、今のお答えにありましたように、新電電の承継する償却資産というものにつきましては今まで長い年数かかって、言うならばほとんど償却してしまつたに等しいような今までの優遇を受けておるわけであります。さらにこれが五年間というふううにこの特例措置を講じられることを考えた場合、第二電電、第三電電にいたしましても、償却資産の基幹的なものについては、少なくとも同様の措置を講ずることがフェアではないんでしょ

か、いかがですか。

○矢野政府委員 お考えはいろいろあるかと思

産というのは、約十兆円くらいになるんじゃないか。それから年収四兆円、一日黙っておつても百億円ずつの現ナマがぼろっと転び込む巨大会社でございいますから、どのくらい株式が発行されるのかということは大変興味の深いところであります、大体の胸算用というものはあるんでございいますか。

時間がありませんので、一緒にお尋ねをしておきますが、もしあるとすれば、その基準は一体ど

ここに置いて総額をお決めることになるつもりでありますか。

○奥田国務大臣 先生の御質問に適切に答えるためには、私よりも担当の政府委員の方がいいと思います。そちらの方から答えさせます。

なお、こういった資産規模も含めて詳細に出資額を決めていくという段階は、設立委員の段階の手で決めていただくことになっております。一株の額面等々今検討されておる段階の問題も相当ございますから、かわって答弁させていただきます。

○小山政府委員 ただいま大臣申し上げましたように、これは制度上は、設立委員において決めるものでございまして、現時点においては申し上げるというわけにはまいらないわけでございます。

ただ、大体の推定値を申し上げますと、昭和五十九年度末の電電公社の予定貸借対照表の自己資本総額が、まだ粗い計算でございまして、約五兆円というところが推定されます。これに對して退職手当は、現在法律によって担保されておりますが、民営化によってその担保がなくなりまして、一般民間会社の例に倣いまして引当金を計上する必要があると。これも粗い計算でございまして、一兆六千億円くらいではないか。それから実はそのほかに、二兆五千億円の設備負担金がございます。これはその性格上、加入者の負担によって行われたものですから、資本金として入れるのは適切でないというのが一つの説でございます。そうしますと、これは資本準備金にするということになりますと、大体九千億から一兆円前後の一応の計算は出てまいります。

ただし、これは一応の計算でもってなるというところでございまして、あくまでもこれは、内内の計算だとかいう計算方法があるということとございまして、正式に決めるというのとは、全く私どもでは決められないということとをひとつ念頭に置いて御理解いただきたいと存じます。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。終わ

ります。

○志賀委員長 次に、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 最初に郵政大臣に一言、基本的な点についてお尋ねをしたいと思うのです。

なぜ電電の民営化をし、いわゆる新規の参入を認めて競争をさせるのかという事です。我が党は、情報技術が高度化していくことは当然のことだと思ひますし、国民生活に大きな影響が及んでくることは重要なことだと思ひております。そこであればなおさら、今の公社のような経営形態こそが公共性を保障していくために必要ではないかと私、考えるわけです。一番基本的な点ですから、今までも何遍も議論したと思ひますけれども、もう一遍お尋ねしておきたいと思ひます。

○奥田国務大臣 確かに御指摘のように、公社形態による一元体制の中で随分立派な使命を達成していただいたと思ひております。全国あまねくネットを張ったわけでございますし、しかも私たちが今まで目標にしていたすくすく電話という形も、実用化段階の中ではもう完全にそれが実現いたしました。そしてまた、どこからでもかけられるという形、全国の自動化と申しますか、即時通話という形も可能になってまいりました。こうしたことは御指摘のように、一元体制で公社制度であったがゆえに今日、世界にも誇れる通信の先進国としての体系を整えたものだと思ひております。

ところが、今日の技術革新というのが、全く日進月歩と申しますか、本当にここ数十年の電気通信技術の発達というのには、コンピュータの技術革新と相まちまして、大変新しい利用方法が現実的に技術的に可能になってきたわけでございます。したがって、電話を中心とした電気通信事業からこれからは、いろいろなメディアの利用によって、きめの細かい多彩なサービスを国民に利用していただくという形になってきたわけでございます。

では、こういう時代になって果たして今日のよりな一元体制で、このままきめの細かいサービスが国民に還元できるだろうかという形になりますと、この際一応、大きな使命達成を終えた電電公社が民営化される会社によって、従来と違った意味の企業の当事者能力を發揮していただいて、企業の効率化の中で活力をさらに生み出していただいて、そして民間の新規参入を含めて多彩な競争の展開の中で、結局最後は何かと言へば、国民に良質の安い料金として還元していただくという形で、今日の民営化法案を提出した次第でございます。

○小沢(和)委員 もう一言大臣にお尋ねしたいと思ひます。

今大臣は、電話中心からいろいろなメディアを駆使した多彩なサービスを国民に行っていくためだということを言われたわけですが、その場合の国民ですね、これは確かに一般の国民も、ホームバンキングだとかホームショッピングだとかいろいろ利用できるんだというようにことが言われておりますけれども、今だれよりもこういうようなことを望んでおるのは企業ではないかと思ひます。大量の各種の情報が高速に、しかも即時に遠隔地に安く届けるといふことは、企業が必要としていふ需要じゃないでしょうか。

○奥田国務大臣 確かに側面から見れば、この二種事業を含めて新しいメディアを最も有効に即時戦力化していくという形の利用者は、やはり企業が中心になると思ひます。その点においては確かに、先生の御指摘のとおりであらうと思ひます。しかし、そのことがひいては経済活力をも起こし、国の経済全体の活性化につながっていくということになれば、産業の活性化をもたらす過程において当然、メリットは一般国民にも還元されてくるであらう。また、いろいろな細かい利用の仕方については、今すぐこれが大衆化して、すぐ電話と同じようなメディアが全部にひとしくあまねく享受されるという形には、先生の御指摘のように、多少の時間的経過が必要であらうかと思ひております。

○小沢(和)委員 今大臣も企業、それも大きな企業が特にそういう要求を強く持つておるといふことは、お認めになったと思ひます。

そこで、新しい電電がそういうような要求にこたえるためにつくられるんだとすれば、私はそのために相当に思い切った投資をしなければ、その要求にこたえることができないんじゃないかと思ひます。今電電はいわゆるINSという課題を抱えておりますし、ことし一兆七千億という投資計画を持っていくという事は、私、承知しているのですが、もっと長期の展望に立つて、この民営化を契機にして、どういふふうにするか、その投資を飛躍させていこうというふうな要求にこたえようとしていくのか、その辺の構想があるんじゃないかと思ひます。それを御説明願ひたいと思ひます。

○奥田国務大臣 ことしの電電公社の新しい技術革新の時代に対応して投資していくという金は、御指摘のとおり一兆七千億程度だと思ひます。しかし、これはことしに限ったことではありませんが、ここ十数年来、新しい技術革新に対応して、はつきり言うところ高度情報社会、これは別名で言えばデジタルのサービスの形成だと思ひます。そういういったいわば通信の基幹的なサービスの形成というものについては、これまで着々と整備をいたしてきたところでございます。

その附帯的な効果として、全国の即時自動化ないろいろな形での実用化も生まれてきておるわけでございますので、今日の体質において直ちに競争という形を導入しても、今までの公共的な基盤サービスの分野は侵されることはない。そういう形での新しい時代に対応した全国のデジタルネットワークの形成に向かって今日、着々と進んでおる。

ただしこのことが、基盤的な整備はできたけれども、これからのいざ運用段階ということになれば、民営化された活力のある経営形態によって行う方が、より大きなサービスを還元できるであらうという方針で、この法案を提出したということでございます。

○小沢(和)委員 今までの公共サービスは維持し

ながらというふうにおっしゃいましたけれども、しかし、さき申し上げたような期待が新電電にかかっているとすれば、どうも民営化を契機にして投資計画などを再検討して、INSの投資などをこの機会にうんと伸ばしていこうということ、当然考えられるんじゃないかと思うのです。だから、その点どういうお考えかと言ってお尋ねしているわけです。

○奥田国務大臣 細かい具体的な計画は、公社自体からまた説明させていただくことにして、今先生の言われておるINS社会の形成ということ、は、公社が将来、基幹的な電気通信を担当していく形でどうしても対応しなければいかぬということ、着々と年次的に整備してきた中長期的な計画に基づいておること、ごいまして、この法案によってさらに新しい投資的な形で、今言いましたような特別二種事業に貢献できるようにまた絶大な負担というものが新たに加わるということではないと理解をいたしております。

○眞藤説明員 現在の高度情報通信網に対する要求の動きを見ておきますと、当分の間、現在の程度の投資能力を持つておれば、そういう世の中の新しい要求にたえるだけの設備は十分にできるといふふうに考えております。もっともある時期になりますと、あるいは爆発的に要求が出てくるかもしれない。そうならば結構でございますが、そのときはまたそのときで考えればいいのです。が、そういう時代が来るのは、ここ四、五年先あるいは五、六年先、それ以上先かもしれない。

○小沢(和)委員 今の御説明によると、今の規模からそう急に大きくなることはないというお話だったように思います。しかし財界は一方で、この高度情報化によって、自分たちがさらに新たな競争力を持つようになるといふことに大きな期待をつないでいると同時に、そういう投資がここで集中的に行われてくるということが、今全体として成長産業を持たなくなっているというふうな言われている中で、数少ないそういう成長分野だということ、この分野が非常に大きな期待を

されているという点からも、これが促進されざるを得ないんじゃないかというふうには感ずるわけですね。その点については一応、そういうことを私は考えるということをおし上げるだけにして、先に進みたいと思います。

○奥田国務大臣 今度の民営化法案の一番大きな目標というのは、決してINS社会が目標ではないのであって、結局、競争原理を導入することによって、国民により質のよい、安い料金のサービスで還元できるという形がこの法案の目指すところでございます。したがって、今回の法案を成案化したしますれば、新電電も新しい競争原理の中で安い料金、料金値下げという形で必ず国民利用者に報いてくれるということを確信いたしております。

○小沢(和)委員 そうすると、今の答弁では当面、電話料の値上げは考えていないというふうには私は理解をしました。ただ、当面というふうには私も言ったのは、長期的に見ると、今の投資の財源という点も一つはありますし、さらに第二電電などの動きが、きょうあたりの新聞でも、東京大阪間がさらにもう一歩具体化の方向に進んだという感じが持つわけですね。そうすると、これはよく議論されているようですが、東京大阪間が一番需要も多いということで、この地域は相当に安くしても引き合おうというので、そこだけをやろうという業者は思い切った低料金を提示することが

できる。そうすると、競争するために、新電電の方も下げざるを得ないという問題も起こってきやせぬかと思うのです。そうすると、これは東京大阪間が今問題になっていきますけれども、第二電電の

ケースでいけるといふことになったら、ほかの大都市間などについても、そういうようなものがずつと広がってきたりして、結局長期的に見ると、今は電電公社が大変経営の状態でいっているに言われていまして、一番よいところが次々にそうやって食われていってしまうというふうなことになる。これはさすがの新電電といえども、経営が非常に苦しいような状況になってきやせぬか。

○奥田国務大臣 確かに第二電電、第三電電の構想は民間、いろいろ動きがあることは事実でございます。しかし、第一種事業に参画するということは、先生も御指摘のように、そう簡単なものではございません。相当な技術、そして資金、それを動かす人材等々考えますと、この一種事業にはそれぞれ、通信の機密なりあるいはそういった公共性も付加されますから、一定の法的な制約もございします。したがって、そう雨後のタケノコというふうな競争者という形の出現は期待できません。しかしそのときには、新会社はやはりどうしても最初、事業の採算性を主として乗り込んでくる民間参入の企業でございしますから、一部効率的な区間参入を図ってくるだろうと推測されます。そういう形になれば、また新しい利用者を開拓すると同時に、料金も現在の料金体系より相当思い切ったサービス料金で臨んでくるだろうという点も予測されます。

しかし、一次的にそういった形で対応していくわけですが、結局、新電電も民営化されても、市内のネットという形になりますと、第二電電、第

三電電といえども、やはり新電電との協調体制で、アクセスといいますが、接続の面についてもそういった形になります。したがって、料金は確かに安くなります。安くなっても、競争と同時に協調の体制もやはり必要であらうということ、適正な料金サービスをする形の中から結局、企業間の自衛的な立場においても、私はそんなにむちゃな料金設定ということ、この面においてはそんなに行われないうちと思っています。

しかし、結果的にそういった競争原理が働いて、安いサービスということでは還元はされてくるわけですが、先ほども申しましたけれども、このINS社会形成を目指して基幹整備をやってきたという形の中で、電電の目指すところは、遠近の格差が全くゼロということはいえませんが、限りなくそれに近い目標を立てて、今日のネット網を形成しているわけでございます。そのことによって、料金的な格差が一部だけに偏って、東京大阪間の恩恵だけが極端にサービス利用されて、ほかの地域の人たちが極端に不利なことをいうことは、私はないと思っております。また電電当局も、そういった形はしないでやっていくという形の再三にわたっての言明も、技術的な確信度から言っておることでございます。で、私はそういった形の大きなハンディキャップ、地域によっての大きな格差は生じないものと認識をいたしております。

○小沢(和)委員 では、若干質問の角度を変えますけれども、臨調の第三次答申の中で、いざ料金値上げに至らざるを得ないという危惧を表明して、これを抑えるためにとて、幾つかの具体的な改善をこの点についてやるべきだというふうな指摘があるのです。

それはもうよく御存じだと思いますけれども、「経費増大の原因の一つは人件費であり、設備の近代化、電話の自動即時化にかかわらず要員が削減されていない」と言っていて、いわば要員の削減を要求していると思えます。それから「労使関係についても、勤務時間が民間の大企業に比較して

も短い」というふうに言って、これは労働時間をもっと延ばすべきだという指摘だと思えますね。それから「労使の協約、慣行の中に合理化を進めにくくしている面もある」ということで、これは労働協約などが合理化の障害になっているというように指摘だと思ふのです。

働く人たちに要員の削減やあるいは労働時間の延長とか、こういう相当な厳しいしわ寄せをせよ、それでないといふ値上げは避けられないぞ、こういうふうな答申が出てくるわけですから、これについてはどうお考えでしょうか。私どもはこういうことはすべきでない、絶対反対なんですけれども、どういふふうにお考えでしょうか。

○奥田国務大臣 やはり今御指摘になった答申の方向は答申の方向なりの一つの卓見でもあらうかと思っております。それについて別に批判はいたす気持ちはありません。

しかし公社は、今日の公社経営の中で、数次にわたって値下げも断行してまいりました。そして料金体系も、技術の革新と相まって、そういう通話料のサービスという形を国民に還元してまいりましたことは事実でございます。しかしながら、ただこのままの状態が続いていって、果たして官営の体制の中で今後ともこういった基調が続け得るだらうかという一つの疑問点を提起されたものだと思っております。今、人の問題も提起されましたけれども、そういう形のままで、果たして今後とも技術革新のみで引き続き大きな料金体系の値下げという形が実行できるだらうかということについて一つの提言であるように思っております。

私たちがそのとおりだと思えます。このままでは恐らくはつきり言って、サービス、つまり料金の値下げという形で国民に、利用者に還元していくことは無理ではなからうか。

しからばどうするかということになれば、新しい当業者能力を發揮していただく、例えばデータサービスの部門とか、あるいは新規投資のある程度の制限はついておられますけれども、投資もある程度自由になりますし、そうなれば、労使間の

活力というものがそういう事業の面にも生かされてきて、いろいろな部門、分野の中で、現在の体制、人員がもっと効率的な形で、しかもその結果、電気通信の主管事業に關してはむしろスリムな形の中で、そういう料金体系というもののさらには合理化が図れるのではなからうかということをお願いしておるわけでございます。

○小沢(和)委員 いろいろ大臣が言われるので、端的なところをお尋ねしたいのですけれども、人減らしを進めていかなければならない、そうじゃないと、早晩値上げに追い込まれるという認識をやっばりお持ちのように聞こえたけれども、そうかどうか、もう一遍端的にお答えください。

○奥田国務大臣 いや、人減らしというのではなくて、現在の電電の経営の形態が官営のままでいく形において、果たして責任のある経営体制が維持されるだらうか、それが効率的な形になるだらうかということに疑問を呈したわけでございませう。人減らしというよりも、人の新しい分野での活用と申しますか、人材の活用、そういう形のことで当事者能力を付与したのも、そこに原因があるわけでございませう。

○小沢(和)委員 これは真藤総裁にお尋ねをした方がいいかと思うのですけれども、二月十五日の読売新聞に、これはごらんになっていただきたいと思います。読売新聞に「電電公社が九万人削減案」というのを大きく発表しております。これを讀みますと、保守部門を主に十五年がかりで九万人の削減を達成するという計画であって、これが実現した場合人員費の節約により、現行の料金水準のままで高度情報通信システム、いわゆるINSの基礎形成ができるというふうな述べているわけですね。

ここには既に関係方面にこの案を配ったということまで書いてあるのですけれども、そうすると今の大臣のお話は、必ずしも減らすというのじゃない、ほかの部門などを新たに開発させたりして、そちらの方に人を配置転換したりするということに私は聞かされたのですが、電電の方としてはこういうことをお考えなのではないか。

○眞藤説明員 私はその記事のことはよく存じませんが、私どもは決してそういう考え方でこの問題を基本的に取り扱っておりません。今度の法案は、今大臣のおっしゃったようなことが出来るようになる法案でございまして、したがって、生首を切るというようなことで事業というものが、成り立つものじゃない……(小沢(和)委員「これにも生首を切るとは書いてないのですよ」と呼ぶ)ですから、そういうふうな人を減らすのには、職員が今よりもよりよい環境に入っていくような法体系をつけて減らしていくことが出来るような法体系にしたいだかなければ、そういうことはできませんので、現在の公社の制度のままであれば一切できないことになっておりますから、そこを御了解いただきたいと思ひます。

○小沢(和)委員 大臣、もう一遍お尋ねをしておきますけれども、今働いてる人々への影響ということとを私、伺っておりますから、この問題の締めくくるといふ意味でも、大臣にお尋ねをしたいと思ふのです。

一部に、民営化をすれば労働者はスト権を回復する、それから当局側は、民間会社になるから当事者能力を持つ、そこで賃上げなども大変スムーズに話し合いができて、これから非常によくなるというふうな話もあるようですけれども、私はやはり長期的に見ると、決してそう単純には言えない。今も話が出た合理化というような課題にも公社は取り組んでいくというところで、民間会社としてのそれなりの厳しい現実と直面していくというところになるのじゃないかと思ふのです。

一部では、民営化をするといふことが非常によいというバラ色の話もあるのですけれども、働く人たちへの影響という点で、大臣はどうお考えかというところをもう一遍お尋ねしておきます。

○奥田国務大臣 私は、民営化された新電電が、相当な資産力、相当な技術、相当な人材規模、日本における最大の企業といふことでございまして、けれども、経営そのものは、そんなに榮耀した形でやっていたら大変なことになると思ひます。民

営化されて簡単にバラ色の夢を描けるということになれば、それはまさに幻であると思ひます。

むしろ民営化されたことによつて、経営者も責任を明確にする、経営体制に責任を持つ、と同時に働く人々も、自分たちの技術研さんなり事業の効率化によつて、その恩恵というものを当然受け取るという、基本的な姿勢に立つてやっつけていかなければ、私は大きく誤ることになるのじゃないかと思ひます。またそういうことがないように、労使双方が自主的に賃金においてあれ職場環境においてあれ、真剣な中で切磋琢磨して、何もストライキという切磋琢磨の仕方ではなくて、いい意味の切磋琢磨によつて企業合理化にお互いに協力するならば、私は新電電の前途はまさに、バラ色という形容は別として、内容として非常に堅実さを誇る日本の一番の企業に成長する可能性は、十分秘めておるといふことだと思っております。

○小沢(和)委員 ここで今度は、通産関係に質問を切りかえたいと思ふのですが、多くの研究報告に私、目を通してみたのですが、いわゆる情報化への対応によつて、新たな企業格差が生まれているのではないかと、これが予測をされております。特に大企業は、その大部分がもう既にコンピュータなどを駆使して、企業内の合理化についてはかなり取り組んできた経験を持っている。それを基礎にして今度は、企業間のデータ通信などに手を広げてくるというところで、そこから新たな競争力を身につけていくわけですから、しかし中小企業はそういう対応ができておらない。

だから大企業と中小企業の間では、この情報に対する対応をめぐってまた新たな格差が生まれ、中小企業は困難に立たされるのではないかと、これが言われているわけですが、この点、大臣はどのような見解をお持ちでしょうか。

○石井政府委員 先生御指摘のように、コンピュータの導入及びそのオンライン化という形で情報化に対応する中小企業の状態を見ますと、

大企業では、約七三%が既にコンピュータの導入を終えておりますが、中小企業の場合には、まだ二〇%程度でございまして、そのおくれは大きいものというふうに考えております。同時に、コンピュータを入れた企業は、それをオンラインによって活用しているというところを見ても、大企業の場合には、コンピュータ導入企業

の五〇%がオンラインによってこの活用を図っておりますが、中小企業の場合には、まだ八%というところで非常に低い。そういう意味におきまして、情報化への取り組み、その生産面あるいは経営管理面への導入、そしてこういった面での開き

は大きいものというふうに思っております。
○小沢(和)委員 ここに五十八年度の経済企画庁の委託調査報告で、流通産業研究所からことしの三月に出されました「情報システムの高度化と流通機構の変化に関するアンケート調査結果」というものがあります。この中に、その情報化の進展が各小売業態にとってプラスかマイナスかということについて、有識者に対してアンケート調査を行った集計が載せられております。

これを見ますと、一九九〇年に各小売業態のシェアはどう変化するかという設問に対しまして、中小小売店については、シェアはやや減少という答えが五七・二%、大幅減少というのが二六・六%、合わせますと九三・八%の人までがとにかく、程度に差はあれシェアが減少するという考え方を示しております。私はこの中小小売店、この情報化の中でも最も厳しい状況に置かれるところの一つではないかと思うのですが、そうすると、特別にこれに対する対策をとる必要があるのではないかと、どのようにしておられるかというところをお尋ねします。

○石井政府委員 御指摘のように小売店の場合、POSでございしますが、販売時点情報管理、こういった経営管理の導入、この経営管理手法の導入というのは、非常に大きな役割を果たすわけでございしますが、このPOS一つとりましても、大企業の導入率が約二〇%ぐらいでございまして、小売

店の場合、ところが中小企業、中小小売店の場合でございまして一・六%と、大幅な立ちおくれでございまして。これはもちろん、経営規模によってその導入のメリット、デメリットというものを判断しなければいけません。いずれにいたしましても、非常なおくれであることは間違いないかろうと思っております。

私ども、五十九年度の予算におきまして、情報化の進展が中小小売店に及ぼす影響いかんという問題が第一、第二が中小小売店におけるPOS等新たな情報技術の導入及び活用可能性、この二点につきまして現在、調査を実施しておりますところでございますが、この調査結果を踏まえて現在、例えば中小企業にしましてはOAシステムセンター、これは中小企業事業団に設けてございまして、そういったものによってその導入の促進を図っておりますけれども、さらに調査結果を勘案いたしまして、今後の施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 五十八年度の中小企業白書を見ますと、特に下請企業、これは製造業の三分の二を占めているわけですが、この下請企業も非常に厳しい状態に立たされております。特に情報化がどういふ影響を与えたかというところ、納期の短縮あるいは小ロット化、それから仕様変更の頻発といったような影響が顕著に出ているということが指摘をされております。

特に「納期指定の推移」というのは、ここに載っておりますが、これは本当に厳しいですね。最近、これは何年間にわたりますか、ちょっと何年間はよくわかりませんが、ここ数年の間、今まで日単位であったものが時間単位になり、週単位であったものが日単位になりというふうに変化が生じて、特に「時間単位の納期指定、いわゆる「ジャスト・イン・タイム」方式の浸透がめざましい」というふうに書いてある。つまり必要なときに持つてこい、こういうわけですね。だからこういうような形で実際には、いわゆる

情報化というのが親企業の都合に合わせて、下請企業は寝る間も働かなければならぬといったような大変な事態を引き起こしてある。こういうような下請企業の実態についても、これは真剣な対策が必要になっているのじゃないかというように思いますが、これについてはどうでしょうか。

○石井政府委員 下請企業のオンライン化というものです。親企業とのオンラインによる結合というのは、全体といたしまして、まだ七%程度ということと承知しておりますが、さらに三割強の下請企業がオンライン化の計画を持っております。これを考えますと、単に親企業だけの都合ではなくて、いわば下請企業の経営の合理化あるいは高度化という観点から望ましいものであるというふうに考えて、下請企業がこれに対応しているのだからと思うわけでございまして。

端的に言えば、需要ロットが小口化し、かつ、市場価値といえますものが非常に短サイクル化している、こういった時代に対応するためには、そういう情報化をできるだけ早くこなし、それに対応する体制をとるということは、今後の下請企業の生きる一つの道であらうかと思っております。

ただ御指摘のように、いろいろ下請企業と親企業との間でオンラインによる新たな結合あるいは紐帯というものができました場合に、下請企業にどういふ影響が出てくるか。確かに情報化で光だけではない影の部分もあるかと思っております。そういった部分につきまして、十分ウォッチすることが必要でございますが、いずれにいたしまして、オンライン化というものの比率がまだ低うございまして、現在、下請企業でオンライン化を行っているおります企業は、その動機及びその経営管理に及ぼす影響等につきまして調査しておりますが、こういったことによりまして把握されました結果を踏まえて今後、下請取引の適正化についても十分配慮していかなければいかぬというふうに思っております。

○小沢(和)委員 中小企業VANというのがありますね。これは中小企業に対して、こういう情報面でサービスをしておるものだというふうに聞いたので、私も期待をして、どんな中身のものかというところについて若干、調べてみたのですけれども、やっている企業というのは、大企業の子会社などが大部分のようですね。そうして、やっている内容というのでも大きな会社、例えば花王石鹸とか久保田鉄工とかあるいは例のヤマト運輸、クロネコヤマトとか、こういうような大企業との取引先とのデータの伝送などのシステムが大部分のようですね。

だからそういう意味では、これは本当に中小企業同士のこういう情報交換をどんどん進めていくためのものというよりは、いわゆる大企業との間で取引を円滑に進めていくための仕組みという内容のもの、そして今後、こういうVANへの進出が自由化をされた際にもっと大規模にやってくるというところで、いわば実験的にこういうような取り組みをやっているというふうな性格が強いものではないだろうか。だから、これも手放しで、これはいい、成果が上がっているというふうには評価できないのじゃないかというふうに思っていますけれども、この点についてどうお考えかということをお尋ねしたいのです。

それから、時間が来たようです。すから最後に、今私が質問をしたことに関連するわけですけれども、大企業がこの情報化を通じて下請企業などに対して優越的な地位に立って、さっき申し上げたような、下請が一層ひどい状態になるといふようなことにならないように、公正取引委員会なども連係をとりながら、一層その点について指導を強めていただきたいと思いますけれども、その点どうか。

それから、中小小売店についても、非常に苦境に立たされるというところをみんなが予感しているというところを、さっきも申しましたけれども、日本の流通の中で非常に大きなウェイトを持つていてこの中小小売業を、あくまで守っていかうという点についての大臣の決意もこの機会に改めてお尋

ねをして、私の質問を終わりたいと思います。
○小山政府委員 中小企業V.A.Nは今、四十九システムが動いておりまして、その内容は、五〇%以上が中小企業を含むシステムを中小企業V.A.Nと言っております。

確かに御指摘のように、多くのヤマトシステムというところにいるいろいろな形の下請業者がつかつていて、これは、多うございまして、このシステムも、ただ、これが進んでまいりますと、このシステム同士がつかつたことになりまして、中小企業者同士がまたさらにそのV.A.Nを通じて、大きなネットワークに参入していくということができるわけでございまして、中小企業V.A.Nというものがイコール、下請の一つの集団をそこで構成するというものではないのかと思っております。

○小此木国務大臣 中小企業経営の効率化、合理化に資するところからこそ、通産省といたしましては、中小企業の例えばコンピュータ化等を支援してまいったところでございまして。しかし、そのような高度情報化社会を実現することによって、大企業と中小企業との間の格差が生ずることになりまして、これはこれとして重大なことではございまして、今後そのようなことが生じないように、適時適切に指導してまいる所存でございまして。

○小沢(和)委員 では、終わります。
○志賀委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

明十八日午前九時三十分より通信委員会大蔵委員社会労働委員会連合審査会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時一分散会

日本電信電話株式会社法案

日本電信電話株式会社法

(目的及び事業)

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」と

いう)は、国内電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他同項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

(責務)

第二条 会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならない。

(事業所)

第三条 会社は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

(株式)

第四条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

(政府保有の株式の処分)

第五条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数

の範囲内で行なければならない。

(商号の使用制限)

第六条 会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。(社債発行限度の特例)

第七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の四倍を超えてはならない。

(一般担保)

第八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第九条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(定款の変更等)

第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の合併の決議(会社と第一種電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第...号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業をいう)を営まない法人との合併であつて会社が存続するもの)についての決議を除く)についての郵政大臣の認可は、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

(事業計画)

第十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

(重要な設備の譲渡等)

第十三条 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(監査役及び監査命令等)

第十四条 会社の監査役は、三人以上でなければならない。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

(監督)

第十五条 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告)

第十六条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)

第十七条 郵政大臣は、第四條第三項、第十條第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。第十一條又は第十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十八条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關してわいろを受受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社の取締役、監査役又は職員にならうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けてわいろを受受し、要求し、又は約束したときは、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3 会社の取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、わいろを受受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第十九条 前条各項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十条 第十八条各項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十一条 第十八条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の例に従う。

第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第一条第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第七條ただし書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 第十二條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出し

たとき。

五 第十五條第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三条 第六條の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条及び第十二條の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二条 政府は、会社の成立の日から五年以内、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 郵政大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

5 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え

する。

6 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本電信電話公社(以下「公社」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

7 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

8 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十八條の規定は、適用しない。

9 会社の設立に係る商法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法附則第三條第六項ノ規定ニ依ル株式ノ割當」とする。

10 第八項の規定により公社が行う出資に係る給付は、附則第十一条の規定の施行の時に行われるものとし、公社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

11 公社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 公社が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第六十八條第一項の規定は、公社の設立については、適用しない。

(公社の解散等)
第四条 公社は、会社の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時にいて公社が承継する。

2 公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十條第二項第二号及び第五十八條第一項(監事

の監査報告書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。

3 第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第五条 前条第一項の規定により公社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2 前項の電信電話債券は、第七條及び第八條の規定の適用については、社債とみなす。

3 前条第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金資金運用部資金による引き受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金金についての資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4 前条第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。

(職員に關する経過措置)
第六条 会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しては、国家

公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の会社の職員としての引き続き在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

（商号についての経過措置）

第七條 第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いている者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業計画についての経過措置）

第八條 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置）

第九條 会社の附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対し

ては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第三条第八項の規定により公社が行う株券（有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二二號）第四條第二項に規定する特分を含む。）の出資に係る給付は、同法第一條に規定する有価証券の譲渡に該當しないものとする。

6 附則第三条第十一項の規定により会社が受ける設立の登記及び同条第八項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二百六号）第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本電信電話公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「一を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

適用しない。

8 前項に規定するもののほか、会社の設立に伴う会社に対する法人税に関する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公社の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（日本電信電話公社法等の廃止）

第十一條 次の法律は、廃止する。

一 日本電信電話公社法

二 日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）

（日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置）

第十二條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本電信電話公社法（以下「旧法」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行の際現に旧法第三条の規定により公社が行っている業務であつて、第一條第一項の国内電気通信事業に該當しないものは、同条第二項の規定により会社が認可を受けた業務とみなす。

3 前条の規定の施行の日の前日までの期間に於いて公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

4 附則第六條第一項の規定の適用を受ける者の前条の規定の施行前に旧法第三十三條の規定により受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の事業に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

6 旧法第七十三條に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

7 前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に對する補償については、なお従前の例による。

8 前条の規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に對処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法案

電気通信事業法

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 電気通信事業

第一節 総則（第六条―第八条）

第一款 第一種電気通信事業（第九条―第二十条）

第二款 第二種電気通信事業（第二十一条―第三十条）

第三款 業務（第三十一条―第四十条）

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条―第四十八条）

第二款 端末設備の接続等（第四十九条―

第五節 指定試験機関及び指定認定機関
第五十五条

第一款 指定試験機関(第五十六条―第六十七条)

第二款 指定認定機関(第六十八条―第七十二条)

第三章 土地の使用(第七十三条―第八十八条)

第四章 雑則(第八十九条―第九十九条)

第五章 罰則(第一百条―第一百四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするににより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

三 電気通信業務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 電気通信事業 電気通信業務を他人の需要に応ずるために提供すること(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。)をいう。

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条第一項の許可を受けた者、第二十二条第一項の規定による届出をした者及び第二十四条第一項の登録を受けた者をいう。

六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信業務の提供の業務をいう。

第三章 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(電気通信事業に関する条約)

第五条 電気通信事業に關し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 電気通信事業

第一節 総則

(事業の種類)

第六条 電気通信事業の種類は、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業とする。

2 第一種電気通信事業は、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)を設置して電気通信業務を提供する事業とする。

3 第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業以外の電気通信事業とする。

(利用の公平)

第七条 電気通信事業者は、電気通信業務の提供について、不当な差別的取扱いはしてはならない。

(重要通信の確保)

第八条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて郵政省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができ、る。

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電気通信事業

(第一種電気通信事業の許可)

第九条 第一種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信業務の種類及びその態様

三 業務区域

四 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十条 郵政大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 その事業の提供に係る電気通信業務がその業務区域における需要に照らし適切なるものであること。

二 その事業の開始によつて、当該事業を行う区域又は区間の全部又は一部について電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 その事業の計画が確実かつ合理的であること。

五 その他その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。

(許可の欠格事由)

第十一条 郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第九条第一項の許可をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)若しくは電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条第一項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 日本の国籍を有しない人

五 外国政府又はその代表者

六 外国の法人又は団体

七 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの、これらの者がその役員の三分の一以上を占めるもの又はこれらの者により直接占められる議決権の割合とこれらの者により他の法人若しくは団体を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合が三分の一以上であるもの

(事業の開始の義務)

第十二条 第九条第一項の許可を受けた者(以下「第一種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 郵政大臣は、特に必要があると認めるとき

第十三条 第一種電気通信事業者は、前条第一項の許可を受けた者(以下「第一種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 郵政大臣は、特に必要があると認めるとき

は、電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して前項の期間の指定をすることが出来る。

3 郵政大臣は、第一種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期間を延長することが出来る。

4 第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第九條第一項の許可に係る電気通信設備（郵政省令で定めるものを除く。）が第四十一條第一項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の承認を受けなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、その事業（第二項の規定により電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（氏名等の変更）

第十三條 第一種電気通信事業者は、第九條第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（電気通信役務の種類等の変更）

第十四條 第一種電気通信事業者は、第九條第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 第十條及び第十一條（第二号を除く。）の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十二條の規定は、第一項の場合（業務区域の減少の場合を除く。）に準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「第九條第一項」とあるのは、「第十四條第一項」と読み替

えるものとする。

（業務の委託）

第十五條 第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一、その電気通信役務を効率的に提供するため、に当該委託を必要とする特別の事情があること。

二、受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

（事業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併）

第十六條 第一種電気通信事業者の全部の譲渡及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 第一種電気通信事業者たる法人の合併は、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 第十條及び第十一條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一種電気通信事業者の全部の譲渡があつたとき、又は第一種電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

（相続）

第十七條 第一種電気通信事業者が死亡した場合において、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人たる第一種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内

にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業者の許可は、その効力を失う。

3 第十條及び第十一條の規定は、前項の認可について準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八條 第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、一年を超える期間についてすることができない。

3 第一種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けなければならない。

4 郵政大臣は、第一種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

（事業の許可の取消し）

第十九條 郵政大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第九條第一項の許可を取り消すことができる。

一、第十二條第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に事業を開始しないと

き。

二、前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

三、第十一條各号（第二号を除く。）の一に該当するに至つたとき。

2 郵政大臣は、前項の規定により第九條第一項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（変更の許可の取消し）

第二十條 郵政大臣は、第十四條第一項の規定により第九條第二項第二号から第四号までの事項の変更の許可を受けた第一種電気通信事業者が、第十四條第四項において準用する第十二條第一項の規定により指定した期間（第十四條第四項において準用する第十二條第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内にその事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二款 第二種電気通信事業

（第二種電気通信事業の種類）

第二十一條 第二種電気通信事業の種類は、一般第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業とする。

2 一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業とする。

3 特別第二種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

（一般第二種電気通信事業の届出）

第二十二條 一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二、郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

2 前項の届出をした者は、（以下「一般第二種電気通信事業者」という。）は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政

大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(一般第二種電気通信事業者の譲渡し等)

第二十三条 一般第二種電気通信事業者の全部の譲渡があつたとき、又は一般第二種電気通信事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業者の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第二種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により一般第二種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4 一般第二種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(特別第二種電気通信事業者の登録)

第二十四条 特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省

令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五条 郵政大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第二種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十六条 郵政大臣は、第二十四条第二項の申請書提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員の中に前二号の一に該当する者があるもの

四 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

2 郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条 第二十四条第一項の登録を受けた者(以下「特別第二種電気通信事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、郵政省令で定め

る軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条第三項、第二十五条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十四条第二項の申請書提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書」とあるのは「変更登録に係る申請書」と読み替へるものとする。

4 特別第二種電気通信事業者は、第二十四条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第二十八条 郵政大臣は、特別第二種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第二十四条第一項の登録を取り消すことができる。

一 特別第二種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二十四条第一項の登録又は第二十七条第一項の変更登録を受けたとするに至つたとき。

三 第二十六条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十九条 郵政大臣は、次条において準用する第二十三条第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登

録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

(準用)

第三十条 第二十三条の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

第三節 業務

(契約約款の認可等)

第三十一条 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に係る費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

六 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する

場合は、この限りでない。

4 第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信業務の料金を減免することができる。

5 特別第二種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金その他の提供条件（郵政省令で定める事項に係るものを除く）について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第三項及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信業務の提供に係る提供条件について準用する。この場合において、第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは、「第五項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

（契約約款の揭示）

第三十二条 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、前条第一項の認可を受けた契約約款（第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第百十一条第二号において同じ。）又は前条第五項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように揭示しておかなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項又は第五項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

（会計の整理）

第三十三条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

（提供義務）

第三十四条 第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信業務の提供を拒んではならない。

第三十五条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨を理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。

（業務の改善命令）
第三十六条 郵政大臣は、電気通信業務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、第三十一条第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信業務の提供に支障が生じている場合に第一種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第三十七条 郵政大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この条において「第二種電気通信事業者」という。）の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信業務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業者の経営によりこれと電気通信業務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備

の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（電気通信設備の接続又は共用に関する協定）
第三十八条 第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

（電気通信設備の接続又は共用に関する命令）

第三十九条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に関する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に関し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受け、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

6 第二項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第二項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

（外国政府等との協定の認可）

第四十条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

（電気通信設備の維持）

第四十一条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）を郵政省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項（特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項）が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信業務の提供に著しい支障を及ぼさないようすること。

二 電気通信設備の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。
四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十二条 郵政大臣は、事業用電気通信設備が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

(管理規程)

第四十三条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信設備の確実かつ安定的な提供を確保するため、郵政省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、郵政大臣に届け出なければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十四条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、郵政省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(電気通信主任技術者資格者証)
第四十五条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について郵政省令で定める。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、郵政省令で定める。

3 郵政大臣は、次の各号の一に該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一 電気通信主任技術者試験に合格した者
二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者
三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると郵政大臣が認定した者
四 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。

一 次条の規定により電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

5 電気通信主任技術者資格者証の交付に関する手続の事項は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者資格者証の返納)

第四十六条 郵政大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

(電気通信主任技術者試験)
第四十七条 電気通信主任技術者試験は、電気通信設備の工事、維持及び運用に必要となる専門的知識及び能力について行う。

2 電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、郵政大臣が行う。

3 電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者の義務)
第四十八条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

第二款 端末設備の接続等

(端末設備の接続の技術基準)
第四十九条 第一種電気通信事業者は、利用者から端末設備(電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が郵政省令で定める技術基準(当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第五十一条において同じ)に適合しない場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができる。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

三 第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(端末機器技術基準適合認定)
第五十条 郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末設備の機器(以下「端末機器」という。)について、前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定(以下「技術基準適合認定」という。)を行う。

2 郵政大臣は、技術基準適合認定をしたときは、郵政省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付するものとする。

3 技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項(第七十二条において準用する場合を含む)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(端末設備の接続の検査)
第五十一条 利用者は、技術基準適合認定を受けた端末機器を接続する場合その他郵政省令で定める場合を除き、端末設備を接続したときは、第一種電気通信事業者の検査を受け、その接続が第四十九条第一項の技術基準に適合していることと認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信設備の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

3 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(自営電気通信設備の接続)
第五十二条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備(端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができる。

一 自営電気通信設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合していることと認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

ない。

一 その自営電気通信設備の接続が、郵政省令で定める技術基準（当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む）に適合しないとき。

二 その自営電気通信設備を接続することにより当該第一種電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認定を受けたとき。

2 第四十九条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中第四十九条第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二条第一項第一号の技術基準（同号の技術的条件を含む）」と読み替えるものとする。

（工事担任者による工事の実施及び監督）

第五十三条 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実際に監督させなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を誠実に履行しなければならない。

（工事担任者資格者証）

第五十四条 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができ、端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、郵政省令で定める。

2 第四十五条第三項から第五項まで及び第四十六條の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十五条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは「知識及び技能」と読み替えるものとする。

（工事担任者試験）

第五十五条 工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関して必要な知識及び技能について行う。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関

第五十六条 郵政大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

（指定試験機関の指定の基準）

第五十七条 郵政大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合に

は、その業務を行うことによつて試験事務が不正になるおそれがないこと。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十九条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

（試験員）

第五十八条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

（役員等の選任及び解任）

第五十九条 指定試験機関の役員等の選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは

処分又は第六十一条第一項の試験事務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第六十条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（試験員を含む）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務規程）

第六十一条 指定試験機関は、郵政省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第六十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第六十三条 指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第六十四条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(業務の休廃止)

第六十五条 指定試験機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第六十六条 郵政大臣は、指定試験機関が第五十七条第二項各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第五十七条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十九条第三項、第六十一条第二項又は第六十四条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十一条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(郵政大臣による試験事務の実施)

第六十七条 郵政大臣は、指定試験機関が第六十五条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは

一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五十六条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第二款 指定認定機関

(指定認定機関の指定)

第六十八条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に技術基準適合認定を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、技術基準適合認定を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合認定を行わないものとする。

(指定認定機関の指定の基準)

第六十九条 郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合認定の業務の実施に関する計画が技術基準適合認定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 技術基準適合認定の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合認定の業務が不公平になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて当該申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

(指定の公示等)

第七十条 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合認定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合認定の義務等)

第七十一条 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、技術基準適合認定のための審査を行わなければならない。

2 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うときは、郵政省令で定める方法に従い、郵政省令で定める要件を備える者(以下「認定員」という。)にその審査を行わせなければならない。

(準用)

第七十二条 第五十条第二項及び第五十九条から第六十七条までの規定は、指定認定機関について準用する。この場合において、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条中「試験員」とあるのは「第七十一条第二項の認定員」と、第五十九条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条、第六十一条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第六十七条並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六条第二項第一号中「この款」とあるのは「第七十一条の規定又は第七十二条において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七条第一項各号」とあるのは「第六十九

条第一項第一号から第三号まで」と読み替へるものとする。

第三章 土地の使用

(土地等の使用権)

第七十三条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下この章において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下単に「土地等」という。)を利用することが必要かつ適当であるときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ)に対し、その土地等を使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、第一種電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合には、第一種電気通信事業者がその法律によつて土地等を取用し、又は使用することができ、その事業の用に供されてゐる土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年(地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくは

コンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年とする。ただし、同項の協議又は第七十七条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めるときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

5 第一項の協議が調つた場合には、第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、郵政省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を都道府県知事に届け出るものとする。

6 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、第一種電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

(裁定の申請)

第七十四条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

(裁定)

第七十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたとき

きは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

4 前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」と、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」とする。

第七十六条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第七十七条 都道府県知事は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む）については、あらかじめ取用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償ふように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5 都道府県知事は、第七十四条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第七十四条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十九条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

(土地等の一時使用)

第七十八条 第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にならざるを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

三 測標の設置

2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により

り他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号に規定する場合において仮線路又は測標を設置したときは、一年）を超えないことができる。

6 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(土地の立入り)

第七十九条 第一種電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

(通行)

第八十条 第一種電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 第五十一条第三項並びに第七十八条第三項及び第四項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。

(植物の伐採)

第八十一条 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受け、その植物を伐採し、又は移植することができる。

きる。

2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けずに、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

(損失補償)

第八十二条 第一種電気通信事業者は、第七十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第七十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第八十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したることによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償について、第一種電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3 第三十九条第三項から第八項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「答弁書」とあるのは「答弁書(損失を受けた者に通知する場合にあつては、意見書)」と、同条第四項中「郵政大臣」とある

のは「都道府県知事」と、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「補償金の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

(線路の移転等)

第八十三条 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、第一種電気通信事業者、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 第一種電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第七十五条、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期(前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法)を定めなければならない。

7 第四項において準用する第七十七条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定める

ところに従い、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「費用の負担の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

(原状回復の義務)

第八十四条 第一種電気通信事業者は、土地等の使用を終わつたとき、又はその使用する土地等を第一種電気通信事業の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(公用水面の使用)

第八十五条 第一種電気通信事業者は、公共の用に供する水面(以下「水面」という。)に電気通信事業の用に供する水底線路(以下「水底線路」という。)を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を郵政大臣及び関係都道府県知事(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三百六十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。)に届け出なければならない。

一 水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二 工事の開始及び完了の時期

三 工事の概要

2 関係都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、漁業権(漁業法による漁業権をいう。以下同じ。)に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に適法に行つてゐる者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあつては必要な協議を行つた上、届出

があつた日から三十日以内に、その旨を郵政大臣及び当該第一種電気通信事業者に通知することができる。

3 第一種電気通信事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、当該事項を変更しなければならない。ただし、当該事項の変更がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の郵政大臣の認可を受けたときは、その事項については、この限りでない。

(水底線路の保護)

第八十六条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手続を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川(以下「河川」という。)については、五十メートル)以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公示しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでなければならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第二項に規定する海岸管理者(以下この条において「海岸管理者」という。)が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設(以下この項において「海岸保全施設」という。)に関する工事を施行する場合又は同法第六條第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事

情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事（漁業法第三十六條の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。次項において同じ。）は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第八十七條 第一種電気通信事業者は、前条第五項の規定による漁業権の取消し、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2 漁業法第三十九條第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、及び同条第十項中「政府」とあるのは、「第一種電気通信事業者」と読み替へるものとする。

第八十八條 船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、五十メートル以内）又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げているものから四百メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、三十メートル以内）の水面を航行してはならない。

第四章 雑則

（許可等の条件）

第八十九條 許可又は認可には、条件を付し、及

びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可若しくは認可の趣旨に照らして、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

（適用除外等）

第九十條 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者（電気通信事業者たる一の者を除く。）に電気通信役務を提供する電気通信事業

二 その一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

（外国人等の取得した株式の取扱）

第九十一條 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である第一種電気通信事業者は、その株式を取得した第十一條第四号から第六号までに掲げる者又はこれらの者の占める議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人若しくは団体（次項において「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第七号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に

占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（報告及び検査）

第九十二條 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定認定機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（協議等）

第九十三條 この法律の規定により、第二種電気通信事業に関し、郵政大臣が郵政省令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は郵政大臣に対し第二種電気通信事業に関する届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があつた場合における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

（審議会への諮問）

第九十四條 郵政大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、政令で定める審議会（以下この条において「審議会」という。）に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものにつ

いては、この限りでない。

一 第九條第一項の規定による第一種電気通信事業の許可

二 第十四條第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可

三 第二十一條第三項の規定による政令の制定、変更又は廃止の立案

四 第三十一條第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

五 第四十一條第一項、第四十九條第一項又は第五十二條第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

（聴聞）

第九十五條 郵政大臣は、第十九條第一項、第二十九條第一項、第二十八條第一項、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十七條、第三十九條第一項、第四十六條（第五十四條第二項において準用する場合を含む。）、第五十九條第三項（第七十二條において準用する場合を含む。）、又は第六十六條第一項（第七十二條において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服申立ての手続における聴聞）

第九十六條 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の規定の例により聴聞をした後にしなければならない。

（指定試験機関等の処分についての審査請求）

第九十七條 この法律の規定による指定試験機関又は指定認定機関の処分に不服がある者は、郵

政大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ。

(手数料)

第九十八条 第十二条第四項の規定による確認を受ける者、電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、技術基準適合認定を受けようとする者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的の必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第五章 罰則

第一百条 第九十九条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第三十四条の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者

第一百二条 みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害

した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第一種電気通信事業又は特別第二種電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

第一百三条 第二十四条第一項の規定に違反して特別第二種電気通信事業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第九十条第二項に規定する通信を含む)の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第一百五条 第六十条第一項(第七十二条において準用する場合を含む)の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百六条 第六十六条第二項(第七十二条において準用する場合を含む)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第九十九条第二項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して電気通信業務の一部を委託した者

三 第三十一条第三項の規定に違反して電気通

信役務を提供した者

四 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七條、第三十九條第一項又は第四十二条の規定による命令又は処分違反した者

五 第三十八条第一項又は第四十条の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

六 第四十四条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者

二 第二十七條第一項の規定に違反して第二十四條第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

三 第三十一条第六項において準用する同条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四 第五十条第三項の規定に違反して技術基準適合認定をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付した者

第一百九条 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條(第七十二条において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を備へ付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたと

二 第六十五條第一項(第七十二条において準

用する場合を含む)の規定に違反して試験事務又は技術基準適合認定の業務の全部を廃止したとき

三 第九十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第一百十一條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第五項(第十四條第四項において準用する場合を含む)、第二十二條第三項、第二十三條第二項若しくは第三項(第三十条において準用する場合を含む)、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十二條第一項の規定に違反して契約約款を揭示しなかつた者

三 第三十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第八十六條第四項又は第八十八條の規定に違反した者

第一百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十条から前条までの違反行為(第九十二条、第九十五条、第九十六条及び第九十条の違反行為を除く)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第一百十三條 第三十三條の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第一百十四條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三條、第十四條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第四項(第三十条において準用する場合を含む)又は第二十七條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第四十六條(第五十

四 第二条第二項において準用する場合を含む。の
規定による命令に違反して電気通信主任技術
者資格者証又は工事担任者資格者証を返納し
なかつた者

三 第八十六条第三項の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施
行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から三年以
内に、この法律の施行の状況について検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも
のとする。

(公衆電気通信法の廃止)

第三条 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九
十七号）は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に解散前の日本電
信電話公社（以下「旧公社」という。）が行つて
いる公衆電気通信業務に係る事業であつて第一
種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされ
るものについては、この法律の施行の日（以下
「施行日」という。）に日本電信電話株式会社
（以下「日本電電」という。）が第九条第一項の
許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に国際電信電話株式會
社（以下「国際電電」という。）が行つていた公
衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気
通信事業に該当し、又はこれとみなされるもの
については、施行日に第九条第一項の許可を受
けたものとみなす。

3 日本電電及び国際電電は、前二項に規定する
事業に関し、郵政省令で定める事項を施行日か
ら一月以内に、郵政大臣に届け出なければなら
ない。

第五条 電報の事業（配達の業務を含む。）次項に
おいて同じ。は、当分の間、第一種電気通信事
業とみなし、日本電電及び国際電電のみがこれ

を行うことができる。この場合において、日本
電電及び国際電電が行う電報の取扱いの役務
は、電気通信役務とみなし、当該役務の提供の
業務は、電気通信業務とみなして、この法律の
規定（罰則を含む。）を適用する。

2 日本電電及び国際電電は、第十五条第一項の
規定にかかわらず、郵政省令で定めるところに
より、電報の事業に係る業務の一部を委託する
ことができる。

3 前二項に規定するもののほか、電報の取扱い
に係る業務又は役務に関し必要な事項は、郵政
省令で定める。

第六条 この法律の施行の際現にこの法律による
廃止前の公衆電気通信法（以下「旧公衆法」と
いう。）第五十五条の十三第二項の郵政省令で定
める場合に該当するものとして一般第二種電気
通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施
行日に第二十二條第一項の規定による届出をし
たものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧公衆法第七條
から第十條までの規定に基づき旧公社又は国際
電電が行つていた公衆電気通信業務の一部の委
託については、施行日において定められている
その期限までの間は、日本電電又は国際電電が
第十五条第一項の認可を受け、又は附則第五條
第二項の規定に基づいて行つていた委託とみな
す。

第八条 附則第四條第一項又は第二項の規定によ
り第九條第一項の許可を受けたものとみなされ
た第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提
供に関しこの法律の規定により認可を必要とす
る事項については、日本電電及び国際電電は、
施行日から二月以内に、その認可の申請をしな
ければならない。

2 日本電電及び国際電電は、施行日から前項の
申請に基づく認可に関する処分があるまでの間
は、従前の条件でその電気通信役務を提供する
ことができる。

第九条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法

の規定による電話加入権については、当分の
間、旧公衆法第三十八條から第三十八條の三ま
での規定は、施行日以後も、なおその効力を有
する。この場合において、旧公衆法第三十八條
第一項及び第二項中「公社」とあるのは「日本
電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の
目的とすることができない」とあるのは「電話
加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法
律第百三十八号）に定める場合を除き、質権の
目的とすることができない」と、旧公衆法第三
十八條の二及び第三十八條の三第一項中「電話
取扱局」とあるのは「日本電信電話株式会社に
おいて電話に関する現業務を取り扱う事務所
所」とする。

2 施行日以後に、日本電電と締結する契約に基
づく権利であつて、前項の電話加入権に相当す
るものとして郵政省令で定める要件に該当する
ものについては、旧公衆法第三十八條から第三
十八條の三までの規定が同項の規定によりなお
その効力を有する間は、同項の電話加入権に関
して適用されるこれらの規定の例による。

第十条 この法律の施行の際現に国際電電が旧公
衆法第八條の認可を受けて締結している協定
又は契約については、当該協定又は契約に定め
られている期限までの間は、第四十條の認可を
受けて締結しているものとみなす。

第十一条 日本電電又は国際電電についての第四
十條第一項の規定の適用については、同項中
「事業の開始前に」とあるのは、「この法律の施
行後、遅滞なく」とする。

第十二條 第四十四條第一項の規定は、日本電電
又は国際電電については、施行日から六月間は、
適用しない。

第十三條 この法律の施行の際現に旧公衆法第五
十五條の八、第五十五條の十一第三項（旧公衆
法第五十五條の十八において準用する場合を含
む）、第五十五條の十三の二第一項、第五十五
條の二十一、第五十五條第一項若しくは第六十八
條の二又は第五十五條の十六若しくは第六十六條の

規定に基づき、公衆電気通信役務の利用者等が
設置し、電気通信回線設備に接続している端末
設備又は私設無線設備については、第五十一條
第一項前段（第五十二條第二項において準用す
る場合を含む。）の検査を受け技術基準に適合し
ていると認められた端末設備又は自営電気通信
設備とみなす。

第十四條 この法律の施行の際現に旧公衆法第五
十五條の十七若しくは第五十五條第七項の規定又
は第六十八條の二に規定する契約約款の条項に基
づく工事担任者である者は、施行日から六月間
に限り、従前の資格の範囲内において第五十三
條第一項に規定する工事担任者とみなす。次項
の規定による届出をした場合において、工事担
任者資格者証の交付があるまでの間も、同様と
する。

2 前項に規定する者は、郵政省令で定めるとこ
ろにより、同項に規定する期間に郵政大臣に届
出をしたときは、第五十四條第二項において準
用する第四十五條第三項第三号の認定を受けた
ものとみなす。

第十五條 この法律の施行前に旧公社又は国際電
電が旧公衆法第九條第一項の規定により行つた
届出は、日本電電又は国際電電が第八十五條第
一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六條 この法律の施行の際現に旧公衆法第九
條第一項の規定により指定されている区域に
ついては、第八十六條第一項の規定による保護
区域の指定があつたものとみなす。

第十七條 この法律の施行前に、旧公衆法又はこ
れに基づく命令により旧公社若しくは国際電電
に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、
手続その他の行為は、この法律の相当する規定
により、日本電電若しくは国際電電に対して行
い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他
の行為とみなす。

第十八條 この法律の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

2 この法律の施行前の旧公社又は国際電信の取
扱中に係る通信の秘密に関しては、旧公衆法第
百二十二条の規定は、施行日以後も、なおその効
力を有する。この場合において、同条第二項中
「公衆電気通信業務に従事する者」とあるのは、
「電気通信事業法の施行の際公衆電気通信業務
に従事していた者で同法の施行後引き続き電気
通信事業に従事するもの」とする。

第十九条 第十一号第一号及び第三号、第二十
六条第一項第一号及び第三号並びに第五十七
条第二項第二号及び第四号イ(第六十九條第二
項において準用する場合を含む)の規定の適用に
ついては、この法律の施行前に旧公衆法の規定に
より罰金以上の刑に処せられ、若しくはこの法
律の施行後に前条の規定によりなおその例によ
ることとされ、若しくはなおその効力を有する
こととされる旧公衆法の規定により罰金以上の
刑に処せられた者(その執行を終わり、又はそ
の執行を受けることがなくなつた日から二年を
経過しない者に限る)又はこれらの者をその役
員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に
該当する者とみなす。

(政令への委任)
第二十条 附則第四条から前条までに規定するも
ののほか、この法律の施行に關して必要な経過
措置は、政令で定める。

理 由
今後における社会経済の進展及び電気通信分野
における技術革新等に対処するため、電気通信事
業に競争原理を導入することによりその効率化、
活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共
性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なもの
とすることにより、電気通信業務の円滑な提供を
確保し、及び利用者の利益を保護し、もつて電気
通信の健全な発達を図る必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
案

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業
法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律

(電話設備費負担臨時措置法及び電信電話債券
に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法
の廃止)

第一条 次の法律は、廃止する。

一 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年
法律第二百二十五号)

二 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に
関する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十
七号)

(会計検査院法の一部改正)

第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律七十
三号)の一部を次のように改正する。

第十一号第六号中「日本国有鉄道法(昭和
二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の二
第二項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年
法律第二百五十号)第七十條第二項」を「及び
日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十
六号)第四十八條の二第二項」に改める。

第二十三條第一項第二号中「日本国有鉄道
及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社
(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。
以下同じ。)」を「及び日本国有鉄道以外のもの
が国又は日本国有鉄道」に改め、同項第三号及
び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日
本国有鉄道」に改める。

第二十九條第六号中「日本国有鉄道法第四
十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七
十條第二項」を「及び日本国有鉄道法第四十八
條の二第二項」に改める。

第三十一條、第三十三條、第三十五條第一
項及び第三十七條第二項中「公社」を「日本有
鉄道」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第一百五十五号)の一部を次のように改
正する。

第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第一百五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第四十三條中「日本電信電話公社」を
「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律
第 号)附則第四條第一項の規定による解
散前の日本電信電話公社」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特
別措置に関する法律の一部改正)

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等
の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第
百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体又は」を「公共
企業体、日本電信電話株式会社法(昭和五十九
年法律第 号)附則第四條第一項の規定に
よる解散前の日本電信電話公社又は」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八
年法律第八十二号)の一部を次のように改正す
る。

第二条第一項第二号中「又は日本電信電話公
社」及び「これらの法人の」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を
改正する法律の一部改正)
第六条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一
部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四
号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本電信電話公社」を「日本
電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第
号)附則第四條第一項の規定による解散前の
日本電信電話公社」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十
二年法律第三十八号)の一部を次のように改
正する。

第一条第七号を次のように改める。
七 削除

(北海道開発法の一部改正)
第八条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百
十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本国有鉄道又は
日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に
改める。

(自衛隊法の一部改正)
第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五
号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「日本電信電話公社」を
「日本電信電話株式会社」に改める。

「電気通信設備」に改め、同条第一項中「公衆
電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十
九年法律第 号)第二条第五号に規定する
電気通信事業者がその事業の用に供する電気通
信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三
条第四項第三号」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために
必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のた
めに必要な特別措置に関する法律(昭和五十六
年法律第二十四号)の一部を次のように改正す
る。

第四条の見出し中「日本国有鉄道等」を「日
本国有鉄道」に改め、同条第二項を削る。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六
年法律第三十一号)の一部を次のように改正
する。

第三十九條第一項中「日本電信電話公社その
他」を削る。

(災害対策基本法の一部改正)
第十二条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第
二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「日本電信電話公社」を「日
本電信電話株式会社」に改める。
第五十七條中「公衆電気通信設備」を「電気
通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第

二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

第十三条 工場抵当法の一部改正

第十四条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「供給」の下に「又ハ電気通信設備ノ提供」を加える。

（国債整理基金特別会計法の一部改正）

第十四条 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八条第二項」及び「日本電信電話公社」を削る。

（会計法の一部改正）

第十五条 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の十二中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

（財政法第三条の特例に関する法律の一部改正）
第十六条 財政法第三条の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十七条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

（国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部改正）

第十八条 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正）
第十九条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）
第二十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）
第二十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公社等」を「日本国有鉄道」に改め、同条中「及び日本電信電話公社（以下「公社等」という。）」を削り、「当該公社等の負担」を「その負担」に、「当該公社等の予算」を「日本国有鉄道の予算」に改める。

第三条中「公社等」を「日本国有鉄道」に、「補てん」を「補てん」に改める。

（資産再評価法の一部改正）
第二十二条 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 削除

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第二十三条 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

第十条第一項中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改め、「及び日本電信電話公社総裁」を削る。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正）
第二十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 削除
第二条第二項第四号を次のように改める。

（鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の一部改正）
第二十五条 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び電信電話債券」を削る。

本則中「及び日本電信電話公社」及び「及び電信電話債券」を削り、「並びにこれらの者が」を「及びその」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）
第二十六条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例（第百十一條の二）」を「第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例（第百十一條の二）」に改める。

第二条第一項第一号ロ中「若しくは第三十一条第一項又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項」を「又は第三十一条第一項」に改める。

項」に改め、同項第七号ロ中「ハをロとし、同号に次のように加える。」

ハ 日本電信電話株式会社
第八条第一項中「及び日本電信電話公社の総裁」を削り、「日本たばこ産業株式会社が」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社それぞれ」に改める。

第十二条の見出し中「若しくは日本電信電話公社」を削り、同条第三項中「又は日本電信電話公社の総裁」及び「又は郵政大臣」を削り、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第九十九条第一項第二号及び同条第二項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、同条第三項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」といふ」の下に「及び日本電信電話株式会社」に所属する職員をもつて組織する組合（以下「日本電信電話共済組合」という。）を加え、同条第四項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九十九条第三項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に関する特例
第百十一條の二の見出し及び同条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の三第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「定款」を「それぞれ定款」に改め、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の四「日本たばこ産業共済組合」

合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の五第一項中「日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。))」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社(以下「会社」と総称する。))とそれぞれに、日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合」を「日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれの組合」に改める。

第百十一條の六中「会社」を「指定に係るそれぞれの会社」に改める。

第百十一條の七第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「当該組合」を「それぞれの組合」に改め、同条第四項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の八から第百十一條の十までの規定中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十二條第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十六條第五項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本電信電話株式会社 郵政大臣

第百十六條第六項中「厚生大臣」の下に「日本電信電話株式会社に係る指定にあつては、厚生大臣及び郵政大臣」を加える。

第百二十三條ただし書中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

附則第十三條の十一の見出し中「国鉄共済組合等」を「国鉄共済組合」に改め、同条第一項中「又は日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))」を削り、同条第二項中「又は日本電信電話公社共済組合」を削り、同条第

三項中「日本電信電話公社並びに」及び「及び日本電信電話公社共済組合」を削る。

附則第十四條の十第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

附則第二十條の二第一項及び第二項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

附則第二十條の三「当該組合」を「日本電信電話共済組合並びにこれらの組合」に改める。

(接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正)

第二十七條 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「日本電信電話公社」を削る。

(所得税法の一部改正)

四十七の二 電気通信事業の許可又は登録

(一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第

第一項(第一種電気通信事業の許可)の第一種電気通信事業の登録)の特別第二種電気通信事業の登録

別表第一第四十八号中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十二條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の規定に基づき、」を削る。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第二十九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第三十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第三十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十七号の次に次のように加える。

第三十三條 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六條、第八十八條及び第九十條中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(災害救助法の一部改正)

第三十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二條第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三條第三項第三号」を「第三條第四項第三号」に改める。

(医療法の一部改正)

第三十五條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第五項中「日本電信電話公社」を削る。

(日本赤十字社法の一部改正)

第三十六條 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「日本電信電話公社、国際電信電話株式会社」を「電気通信事業者」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三十七條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表第三号上欄中「又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第二十八條第一項」を削り、同号下欄中「当該職員の所属する公共企業体(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。))」を「日本国有鉄道」に改める。

第十八條第三項第四号中「公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁」に、「当該公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十條第一項第六号中「第二條第一項第七号ハ」を「第二條第一項第七号ロ及びハ」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三十八條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條の次に次の一条を加える。

第四十一條 農林中央金庫ハ当分の間第十六條ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(漁港法の一部改正)

第三十九条 漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項中「日本電信電話公社」を削る。

（海岸法の一部改正）

第四十条 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「日本電信電話公社」を削る。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第四十一条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十二条 商工組合中央金庫へ当分の間第三十條ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ預金ノ受入ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正）

第四十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公共企業体（日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。）」を「日本国有鉄道」に改める。

第四条第二項中「公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

（港灣法の一部改正）

第四十三条 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「日本電信電話公社」を削る。

（気象業務法の一部改正）

第四十四条 気象業務法（昭和二十七年法律第十六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。
（郵便法の一部改正）

第四十五条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

（郵便為替法の一部改正）

第四十六条 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條、第十八條第一項及び第三十七條の三中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

（電波法の一部改正）

第四十七条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第五條第二項第六号中「の開設するもの」の下に「（電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするものを除く。）」を加える。

第十六條の二を次のように改める。

第十六條の二 免許人は、電気通信事業法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、郵政大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することが出来る。

第五十條第一項の表中「公共通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第五十九條中「定が」を「定めが」に、「除く外」を「除くほか」に、「公衆電気通信法第五條第一項」を「電気通信事業法第四條第一項又は第九十條第二項」に改め、「以下」を削る。

第六十三條第一項中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に、「但し」を「ただし」に改める。
第八十二條第一項中「第四條第一項但書」を「第四條ただし書」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十九條の二中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。
第九十九條の三第三項中「左の」を「次の」

に改め、同項第三号中「その他の電気通信事業者」を「その他電気通信の事業を営む者」に、「職権若しくは」を「職権又は」に、「この条中」を「この条において」に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「第四條第一項第一号及び第二号」を「第四條第一号及び第二号」に改める。

第二百二條の二第二項第一号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改め、同条第三項中「備えつけ」を「備え付け」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第二百二條の六中「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に、「行ない」を「行い」に、「行なわては」を「行わては」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「ととのつた」を「調つた」に改める。

第二百三條の二第二項第二号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同項第三号中「公衆通信」を「前号に掲げるもの」に改める。
第二百四條の四中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第二百八條の二第二項中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第二百十條第一号中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

附則第十三項の前の見出しを削り、同項を次のように改め、附則第十四項を削る。
（電報の事業に関する経過措置）

13 電気通信事業法附則第五條第一項の規定により電報の事業が第一種電気通信事業とみなされる間は、第五條第二項第六号、第十六條の二、第五十條第一項、第六十三條第一項、第二百二條の二第二項第一号、第二百三條の二第二項第二号及び第二百八條の二第二項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部改正）

第四十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百七号）の一部を次のように改正する。

題名中「公衆電気通信法」を「電気通信事業法」に改める。

第一條中「電信及び電話」を「電気通信業務」に、「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）」に改める。

第三條中「電信及び電話」を「電気通信業務」に改める。

（国際電信電話株式会社法の一部改正）

第四十九條 国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「國際公衆電気通信事業」を「國際電気通信事業」に改める。

第二條中「國際公衆電気通信事業を営む外」を「國際電気通信事業を営むほか」に改める。

第四條第二項に後段として次のように加える。
転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

第八條を次のように改める。
第十條を次のように改める。

第十條 削除
第十一條中「利益金」を「利益」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の合併の決議（会社と第一種電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）第六條第二項に規定する第一種電

気通信事業をいう。を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。についての郵政大臣の認可は、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

第十四条中「第十号」を削り、「利益金」を「利益」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第六条但書」を「第六条ただし書」に改める。

第十七条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)

第五十条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、

同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「日本電信電話公社(以下「公社」という。又は国際電信電話株式会社(以下「会社」という。))」を「第一種電気通信事業者」に改め、同項第二号中「以下「構内等設備」という」を「第二項各号に掲げるもの(同項の郵政省令で定めるものを除く。を除外)に改め、同項第三号中「設置するもの」の下に「(第二項各号に掲げるもの(同項の郵政省令で定めるものを除く。を除外)を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の事項を」を「第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備(郵政省令で定めるものを除く。)に該当するものである

ときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他郵政省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

一 二人以上の者が共同して設置するもの

二 他人(第一種電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。を除外)の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの

の

三 他人の通信の用に供されるもの

第四条から第七条までを削る。

第八条中「公社又は会社でなければ」を「第一種電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第四条とする。

第九条から第十号までを削る。

第十一条第二項中「政令は、左に掲げるところによらなければ」を「技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない」に改め、同条を第五条とする。

第十二条第二項中「証票」を「証明書」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第六条とする。

第十三条の見出しを「(設備の改善等の措置)」に改め、同条中「第十一号」を「第五号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 郵政大臣は、第三条第二項に規定する有線電気通信設備(同項の郵政省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

第十六条中「公衆電気通信法第五条第一項」を「電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第十七条の見出しを「(異議申立ての手続における陳述)」に改め、同条第一項中「第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者」に改め、同条第三項中「処分に係る者」を「異議申立てをした者」に改め、同条を第十条とする。

第十八条を削る。

第十九条中「第十一号から第十三号まで」を「第五号、第六号、第七号第一項」に、「第十二条第一項、第十三条」を「第六号第一項、第七号第一項」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同条を第十一条とする。

第二十号中「第十七号」を「第十号」に、「第二十六号」を「第十八号」に改め、同条を第十二条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「五万円」を「百万円」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第二十二条を削る。

第二十三条第一項中「第十六号」を「第九条」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条中「第二十一号及び前条」を「前二条」に改め、同条を第十五条とする。

第二十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第八号」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第十三号」を「第七号第一項」に、「第十九号」を「第十一号」に、「第十五号第一項」を「第八号第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第二十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第二項、第六号第二項又は第七号第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二号を次のように改め、同条第三号を削り、同条を第十七条とする。

二 第六号第一項(第十一号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条中「第二十二号及び」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第十八条とする。

(有線放送電話に関する法律の一部改正)

第五十一条 有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつてゐる地域」を「有している地域(一の市町村の区域及び当該一の市町村に隣接する市町村の区域内に含まれる地域に限る。))」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「もつばら」を「専ら」に改め、同条を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

第十六条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第七号又は第九号第二項」を「第八号又は第十一号第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第十八条とする。

一 第七号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条の前の見出し及び同条を削り、第十

三条を第十五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第十六条 第三条の規定に違反して有線放送電話業務を行つた者及び第十条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「第十条第一項から第三項まで」を「第九条及び第十二条第一項から第四項まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とする。

第十条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

3 郵政大臣は、第六條第一項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその接続により行ふべき業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

第九条を第十一条とし、第八条中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を第十条とする。

第七條中「有線放送電話業務」の下に「(前条の接続をする場合に於ては、当該接続に係る業務を含む。次条において同じ。)」を加え、同条を第八條とし、同条の次に次の一條を加える。

(改善命令)

第九條 郵政大臣は、前条の規定により届け出た契約約款に定める有線放送電話業務の提供条件が利用者の利益を阻害していると認めるときは、有線放送電話業者に対し、当該契約約款の変更を命ずることができる。

第五條を削り、第六條第一項中「有線放送電話業者」を「第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。))」に改め、同条を第九條とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(他の有線放送電話業者等との接続)

第六條 有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、当該接続に係る有線放送電話業者の業務区域のすべてが第四條第一号に規定する地域に含まれる場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

第七條 有線放送電話業者は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第五十二条第一項の規定により、その業務の用に供する有線電気通信設備を同法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電話加入権に関する臨時特例法の一部改正)

第五十二条 電話加入権に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(質権の設定)

第一条 電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)以下「事業法」という。)

附則第九條第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三條の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八條から第三十八條の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

第五條第一項中「電話取扱局」の下に「(日本電信電話株式会社(以下「会社」という。))において電話に関する現業務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。))」を加え、日本電信電話公社(以下「公社」という。))を「会社」に改める。

第六條第一項中「加入電話の加入」を「電話加入権に係る契約」に改め、同条第二項中「公衆電気通信法」を「事業法附則第九條の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法附則第三條の規定による廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号。次項において「旧公衆法」という。))」に、「差押」を「差押え」に、「仮差押」を「仮差押え」に改め、同条第三項中「公衆電気通信法」を「旧公衆法」に改め、同項第一号中「差押」を「差押え」に改める。

第七條第一項中「公社」を「会社」に改める。

第八條の見出し中「公社」を「会社」に改め、同条中「加入電話の加入者」を「電話加入権を有する者」に、「公社」を「会社」に、「加入電話加入契約の解除又は」を「電話加入権に係る契約の解除」に、「加入電話の種類の変更の請求若しくは郵政省令で定めるその他の請求」を「又は郵政省令で定める契約の内容の変更の請求」に改める。

第九條の見出し中「公社の行う処分」を「会社」に改め、同条中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定により加入電話加入契約」を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話の種類の変更又は郵政省令で定めるその他の処分をしたときは」を「当該契約の内容で郵政省令で定めるものを変更したときは」に改める。

第十條第一項中「申立」を「申立て」に、「公社」を「会社」に、「加入電話による通話」を「電話加入権に係る契約による電気通信業務の提供」に改め、同条第二項を削る。

第十二條第一項中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定による加入電話加入契約」を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話加入者」を「電話加入権を有している者」に改める。

第十三條中「公社」を「会社」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第五十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第二号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第四條第四十二号及び第四十三号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改め、同条第四十七号の次に次の三号を加える。

四十七の二 電気通信事業に関する許可、認可及び登録に関すること。

四十七の三 電気通信事業に関する料金その他の提供条件に関すること。

四十七の四 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること。

第五條中第二十二号の二を削り、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四を第二十二号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の四 法令の定めるところに従い、電気通信事業に関し、許可し、認可し、登録し、又は必要な処分をすること。

第六條第一項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改め、同条第五項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に、「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改め、同条第六項中「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改める。

第七條中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

(労働関係調整法の一部改正)

第五十四條 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

附則第一項を附則第一條とし、附則第二項を附則第二條とし、附則第三項を削り、附則に次の

の一条を加える。

第三条 日本電信電話株式会社に関する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについては、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして第十八条第五号の規定により中央労働委員会に対して調停の請求をしたときは、当該調停に關しては、当分の間、第三章に定めるもののほか、次項から第四項までに定めるところによる。

2 中央労働委員会は、前項の調停に關し、適当と認めるときは、随時、当該事件の実情及び調停の経過を公表することができる。

3 中央労働委員会は、第一項の調停に關しては、第三十五条の四に定める場合を除き、他の公益事業に關する事件に優先してこれを処理しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の請求をしたときは、その旨公表するものとし、その公表があつたときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停が終了した旨を公表する日までの間(その期間が十五日間を超えるときは、十五日間)は、争議行為をしてはならない。

5 第一項の調停以外の調停で同項に規定する事件に係るものうち中央労働委員会に係属している調停について、労働大臣が、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴いた上、当該事件が同項に規定する事件に該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして中央労働委員会に通知したときは、当該調停については、当該通知があつた日に同項の調停の請求があつたものとみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」とする。

(労働基準法の一部改正)

第五十五条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八号第十一号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)

第五十五条の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第五十七条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に掲げるもの」を「次に掲げる公共企業体及び国の経営する企業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 日本国有鉄道

第二条第二項第二号中「次に」を「次に」に改め、同号イ中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に、「買上」を「買上げ」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同号ニ中「章はい」を「章はい」に改める。

第三十九条中「日本電信電話公社及び」を削る。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第五十八条 身体障害者雇用促進法(昭和三十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び日本電信電話公社」を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十九条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)

第七条の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十一条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第六十二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、當分の間、船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同條の規定による船員保險の被保險者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第六十三條 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に定める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第六十四條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(水防法の一部改正)

第六十五條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「公衆通信施設」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二條第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十六條 土地収用法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五号の二を次のように改める。

第十五の二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第

律第 号）第十二条第一項に規定する

第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができないものを除く。）

第十七条第一項第三号ハを次のように改める。

ハ 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者（その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）がその事業の用に供する施設に關する事業

（道路法の一部改正）

第六十七條 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

第三十六條第一項中「又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）を」と、「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）」に、「基き」を「基つき」に、「電柱又は電線」を「又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。）に」に「し」を「ただし」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第六十八條 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

（都市公園法の一部改正）

第六十九條 都市公園法（昭和三十一年法律第七

十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第七十條 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「公衆電気通信役務」を「電気通信役務」に改める。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第七十一條 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）による第一種電気通信事業者

第十五条を次のように改める。

第十五條 削除

（建設省設置法の一部改正）

第七十二條 建設省設置法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「日本電信電話公社」を削る。

（地方自治法の一部改正）

第七十三條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第七項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

第二百三十四條の三「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第七十四條 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六條の二第二項第二号中「日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

第四百五十五條第一項中「日本国有鉄道若し

くは日本電信電話公社」を「若しくは日本国有鉄道」に改める。

第六十六條第一号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九十九條第一項中「公共企業体（日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。）を「日本国有鉄道」に改める。

第二百一十一條の十三第三号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第七十五條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本電信電話公社」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九條第二項の規定は、公布の日から施行する。

（旧電話設備負担臨時措置法における戦災電話に係る支払）

第二条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、第一条の規定による廃止前の電話設備負担臨時措置法（以下この項において「旧負担法」という。）第三條第一項の規定により、日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第 号）附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧公社」という。）が旧負担法第三條第一項又は旧負担法第四條の五第一項において準用する旧負担法第四條の三第一項の規定による支払をした額の合計額（旧公社が旧負担法第四條の五第一項において準用する旧負担法第四條の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の合計額

から旧公社の支払の額の合計額を控除した額）を、この法律の施行の際現にその加入電話に係る権利を有する者（この法律の施行後にその権利の移転があつたときは、その者とする。以下この条において「権利者」という。）の請求により支払うものとする。

2 会社は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から六月以内に少なくとも三回の公告をもつて、権利者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3 会社は、知れている権利者には、各別にその請求を催告しなければならない。

4 第一項に規定する請求は、第二項の申出をすべき期間を経過したときは、することができない。

（会計検査院法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院法第二十三條第一項各号の会計経理で旧公社に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る第二条の規定による改正前の会計検査院法第三十一條の規定による懲戒処分等の要求、同法第三十三條の規定による犯罪の通告、同法第三十五條の規定による会計経理の取扱いに關する審査及び判定並びに同法第三十七條第三項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 旧公社の職員の日本電信電話株式会社法附則第十二條第五項に規定する弁償責任の検定に關する検査官會議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前の例による。

（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第五條の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公

社の職員としての在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 施行日の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続き会社社員の職員となり、かつ、引き続き会社社員の職員として在職した後引き続き新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び施行日以後の会社社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き会社社の職員となつた者であつて施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社社を退職したものに対する国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十九条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧公社が有していた第二十条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七条 附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社がなお従前の例により行ふものとし、この場合における一般会計の受入金の不不足額の調整については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八条 第二十三条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「改正前の予算執行責任法」という。)第九条第一項に規定する旧公社の予算執行職員のこの法律の施行前にした行為については、改正前の予算執行責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前の共済法」という。)第三十一条の規定により設けられた共済組合が旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の共済法」という。)第三十一条の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合(以下「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九条に規定する運営審議会の議長を経て、改正前の共済法第六十一条、第十一條第一項及び第十五条第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、改正後の共済法第十六条の規定により新組合が行ふものとする。

第十条 改正後の共済法第九十九条、第二百三十三條、第二百三十五條及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担については適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。)附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十條の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国が負担すべき額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、「第二条」とあるのは「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九

年度法律第 号)第二十六條」とする。
3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十一条 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第二項の規定により年金である給付が支給されてない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十二條 改正後の共済法附則第十三條の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう。)により病氣にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用については準用する。

第十三條 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三條の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一項第三号に掲げる債券とみなす。
(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)
第十四條 施行日の前日において、旧公社の総裁

又はその委任を受けた者がした第三十七條の規定による改正前の児童手当法第七條第一項（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）以下この条において「行革関連特例法」という。）第十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一條第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第三十七條の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（行革関連特例法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十年四月から始める。

（漁港法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 この法律の施行前に第三十九條の規定による改正前の漁港法第三十九條第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、第三十九條の規定による改正後の漁港法第三十九條第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

（海岸法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 この法律の施行前に第四十條の規定による改正前の海岸法第十條第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十條の規定による改正後の海岸法第七條第一項又は第八條第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占有又は行為とみなす。

（港灣法の一部改正に伴う経過措置）
第十七条 この法律の施行前に第四十三條の規定による改正前の港灣法第三十七條第三項において読み替えられた同條第一項の規定により旧公社が港灣管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三條の規定による改正後の港灣法第三十七條第一項の規定により会社に対して港灣管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 この法律の施行前に第四十七條の規定による改正前の電波法第二百二條の二第一項の規定による公衆通信障害防止区域に係る指定又は同法第二百二條の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四十七條の規定による改正後の電波法第二百二條の二第一項又は第二百二條の五第一項の規定により電気通信業務障害防止区域に係るものとして指定又は通知とみなす。

2 この法律の施行前に第四十七條の規定による改正前の電波法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国際電信電話株式会社法の一部改正に伴う経過措置）
第十九条 この法律の施行前に第四十九條の規定による改正前の国際電信電話株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 この法律の施行に伴い、第五十條の規定による改正後の有線電気通信法第三條第二項の届出をすべきこととなる者のうち、この法律の施行の際現に適法に有線電気通信設備を設置している者は、同項の届出をしたものとみなす。

（有線放送電波法の一部改正に伴う経過措置）
第二十一条 この法律の施行の際現に旧公社から電気通信事業法（昭和五十九年法律第...）附則第三條の規定による廃止前の公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第五十四條の三に規定する接続通話契約に係る役務の提供を受けている有線放送電話業者であつて引き続き会社から電気通信事業法第五十二條第一項の接続によりその役務の提供を受けるものについて、第五十一條の規定による改正後の有線放送電波法に関する法律第七條及び第八條の規定の適用については、その者は、会社が電気通信事業法第三十一條第一項の認可を受けた契約約款に基づき当該接続に係る役務の提供を受けることとなつた後一月以内にこれらの規定により必要とされる届出を行うことをもつて足りるものとする。

（電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置）
第二十二条 この法律の施行前に第五十二條の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により、旧公社がした質権の設定等の登録その他の行為又は旧公社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同條の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社に対してされた行為とみなす。

（公社企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置）
第二十三条 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法（以下この条において「公労法」という。）第二十五條の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合（以下この項において「組合」という。）とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六條第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五條ただし書に該当するものに関する公労法第三章（第十二條を除く。）、第二十五條の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五條の六において準用する労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四条 この法律の施行前に第六十七條の規定による改正前の道路法第三十五條の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占有は、第六十七條の規定による改正後の道路法第三十二條第一項及び第三項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占有とみなす。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）
第二十五条 この法律の施行前に第六十九條の規定による改正前の都市公園法第九條の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占有は、第六十九條の規定による改正後の都市公園法第六條第一項及び第三項の規定により会社に対して公園管理者がした許可に基づく占有とみなす。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 この法律の施行前に第七十一條の規定による改正前の共同溝の整備等に関する特別措置法第十五條の規定により旧公社が道路管理者にした協議に基づく占有は、第七十一條の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法第十二條第一項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占有とみなす。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした第七十四条の規定による改正前の公職選挙法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第二十九条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十一条」を「第十三条」に改める。

理 由

日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴い、電話設備費負担臨時措置法等を廃止するほか、有線電気通信法等関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年七月二十七日印刷

昭和五十九年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局